西夏語韻図
『五音切韻』の研究（中）

西田龍雄

第五章　西夏語韻図『五音切韻』

第四節　韻図「衆漂海入門」の分析

本稿（上）において，筆者は西夏語韻書の成立とその系統を論じ，その中で韻図の体裁をとる唯一の資料『五音切韻』を対象として，まずその前半のむしろ付随的な部分と言える韻表「九音顕門」について考察した。いまそれにつづいて『五音切韻』の主要部分をなす韻図「衆漂海入門」の検討に移りたい。

この韻図の特徴は，各韻類ごとに一韻図を作成し，当該韻類に属する韻母の性格と音節の種類を図示したところにある。漢語に関して伝わる『韻鏡』や『七音略』などの総合的な韻図とは，その点で性格を異にする。

この西夏語の韻図は，たとえば平声1韻と上声1韻のように平声韻と上声韻が一対をなす場合に，両者に一図をあてるほか，平声6韻や上声20韻のように，平声韻もしくは上声韻のみが単独の韻類をなす場合にも，同じようにそれぞれ一つの図を与えている。各々の韻図がどの韻類にあたるのかは，各韻図の中央下に大きく書かれた各韻類代表字によって間違いなく判定できる。そして，平声韻と上声韻の代表字は，たとえば平声1韻 mu と上声1韻 mu のように，同じ音節の文字が原則として選ばれている。

さて，各韻図は，左右六欄，上下九欄に仕切られ，右頁には左端の一行を除いた五行，左頁には右端の一行を除いた五行が使われ，右から，重唇音・軽唇音（p- f-），舌頭音・舌上音（t- ʈ-），牙音（k-），歯頭音・正歯音（ts- tš-），喉音（ʔ-）の五音の系列が割り当てられている。上下の欄は，韻母の性格，開口韻・合口韻などの性格の相違に応じて使い分けられているから，当該文字がどの段に記入されているかによって，その韻母の性格を知ることができる。し

たがって使用する段の数は，韻類の種類ごとに相違し，当該韻類がいく種類の韻母を含んでいるかはその段の数によって，大体知ることができる。ただ，軽唇音が主に二段目に置かれるのは，同じ一つの行を重唇音と軽唇音で使うことと，軽唇音が合口韻に準じて扱われているためであろう。

いずれの韻図も例外なく，一段目の文字は大きい形で書かれ，二段目以降はそれに比べてずっと小さく，六段目と七段目の文字はさらに小さい形になっている。

一段目から四段目（まれに五段目）までは，当該韻類に無声無気音，伝統的な漢語の音韻学の用語で言えば全清音にはじまる音節がある場合にのみそれが登録されている。したがって，無声出気音と有声音にはじまる文字は，一段目から五段目には全く出て来ない。これもこの韻図の大きい特徴と言える。そして該当する形式がない場合には，その枠に丸印が置かれている。

韻図の五段目と六段目は中央の行のみが使われ，流風音にはじまる音節にあてられる。これも利用される空間は，韻類によって異なり，一枠の中に二字乃至五字（西夏字と丸印を含めて）記入されることがある。

いま韻図の枠が代表する概略の性格をつぎに示しておきたい。

一段		喉音	正歯頭音	歯頭音	牙音	舌上音	舌頭音	軽唇音	重唇音	V 開口韻	ʔ-	ts-/tš-	k- t-/ṭ- p-/f-
二段		喉音	正歯頭音	歯頭音	牙音	舌上音	舌頭音	軽唇音		V 合口韻	$ʔ^w$-	ts^w-/$tš^w$-	k^w- t^w-/ṭ- f-
三段	（余	喉音	正歯頭音	歯頭音	牙音		舌頭音		重唇音	V_2開口韻	ʔ-	ts-/tš-	k- t- p-
四段	白）	喉音	正歯頭音	歯頭音	牙音		舌頭音		軽唇音	V_2合口韻	$ʔ^w$-	ts^w-/$tš^w$-	k^w- t^w- f^w-
五段					流風音					V 合 V 開 V_2合 V_2開	l^w- l- l^w- l-		
六段					流風音					V 合 V 開 V_2合 V_2開	$ž^w$- ž- $ž^w$- ž- ńź-		
七段					代表字	平声韻							
八段					代表字	上声韻							
九段													

この韻図の分析には，西夏語に幾種類の音節があったのかの研究が前提となる。それには別の資料から再構成できる西夏語の音韻体系と音節構造を知る必要がある。それらの事実を考慮することなくこの韻図のみを対象とするならば，その研究は，極めて面倒な仕事になることは疑いがない。また，すでに再構成した形態とこの韻図に登録された音節構造との対比は，西夏語の研究にとって欠かすことの出来ない手続である。

筆者は別に西夏語韻書『文海』および『文海宝韻』『文海雑類』を根拠として，12世紀中頃の西夏語の音韻構造を，西夏人の書き残した反切という確実な根拠からその枠組を再構成し，主に漢字による表音とチベット文字による表記によって，その枠組を音素形式に改めた。ここではその体系を用いている。

平声韻の再構成は『文海』の反切をよりどころにできるが，上声韻はさきに書いたように『文海宝韻』がすでに散佚しているため，その反切を直接に知ることはできない。しかし，各上声韻に所属する文字を，Nevsky が『文海宝韻』から書き写した資料をもとに配列した書物が，Кычанов などによって刊行されていて[1]，筆者のこの研究では，そこに示された上声韻字を No 623 の『五音切韻』に記録された上声韻字と照合し校訂して使っている。それらの上声韻字には，一々反切がついていないけれども，別に提案したように[2]，旧版『同音』の小類を基準にすれば，ほとんどの場合，上声韻の反切に替って，平声韻の反切を活用することが可能になる。以下にあげる上声韻の小類は，その方法を基に枠組を定めたものである。

本稿では，『文海』の反切をしばしば利用するため，まず反切について，一応説明しておきたい。たとえば平声11韻に，

1. 𗍫 𗍫𗍫
A B C

の例がある。BC が文字 A につけられた反切である。A は反切帰字，B は反切上字，C は反切下字とよばれる。この三者は簡単に言うとつぎの関係になる。

(1) Е.И. Кычанов, К.Б. Кепинг : Море Письмен, Факсимиле Тангутских Ксилографов, Часть 2, Москва 1969.

(2) 西田龍雄「Е.И. クチャーノフ等著『文海—タングート語刊本の複製』書評」『東洋学報』52巻2号，1969.

B　k-ĭʊɦ（平３）　　C　ʔ-iɦ（平11）

A　k-iɦ（平11）

反切上字Ｂの初頭音（声母）k- と反切下字Ｃの母音など（韻母）を合わせると，反切帰字Ａの形式ができ上る。このような関係が反切の大原則である。

したがって，各韻類の内部で，反切下字を帰納すると，その韻類に含まれる韻母の数が判明する。しかしそれだけでは韻母の性格はわからない。反切下字の帰納によって弁別できる韻母の性格，たとえば開口韻や合口韻の違いは，他の表音資料から，おおよそ推定できるけれども，韻図におけるそれらの文字の配置と照合することによって，はじめて対立する韻母の性格を確認できるのである。韻図はそのような重要な役割を果している。

反切上字についても同じような作業が必要である。実はこの方がずっと面倒なのである。反切上字は個々の韻類を越えて全体にわたって帰納しなければならないからである。反切上字の選び方には，厳格な制約ではないけれども，大きい傾向は認められる。たとえば，さきにあげた例と同じく平声11韻に，k- を代表するもう一つの小韻がある。（ここでは『文海』の各韻類の内部の小グループを小韻と呼び，『同音』の各音類の中の小グループを小類と呼びたい。）その反切は，

2.　平声11韻　　 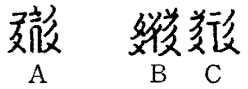

B　k-ʷɨ（平30）　　C　s-ʷiɦ（平11）

A　k-ʷiɦ（平11）

のようになって，その反切帰字Ａが合口韻であるために，上掲１の開口韻の場合とちがって，反切上字Ｂに合口韻の文字が選ばれている。これは反切のゆるい原則の一つである。

西夏語の反切には，いま一つのゆるい原則があった。それは３の例に見られるように，反切帰字Ａが緊喉母音をもつ場合，反切上字Ｂにもやはり緊喉母音の文字が使われる原則である。

3.　平声66韻　　 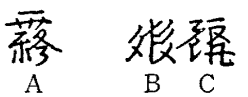

B　kụ（平58）　　C　ʔịě（平66）

A　k-ịě（平66）

2と3の原則は，全体を通じて，必ずしも厳格に適用されてはいないが，反切上字の選び方の大きい傾向としてとらえるべきであろう。

反切上字の系聯については，本論稿の最後で総括したいが，ここで一例として，牙音 k- の反切上字をあげておきたい。

1. 苑＝訊←蘊・搂

この系列は主として，介音 -i をともなう音節の反切上字として使われるが，あとの二字は合口韻の上字にもなる。

2. 夔＝㑊　このグループはどの韻母にも一般的に使われ，合口韻の上字になる文字も含まれる。

3. 頵→蕭→㬎→㬎　3は，開口韻の反切上字として使われる。

4. 逗＝繳←𢿱　4は，合口韻の反切上字として使われる。

5. 𠢕・逡＝嫉←蓼　5は，緊喉母音を含む音節の反切上字として使われる。

6. 疵＝𢿱←脯←蓼　6は，緊喉母音を含む音節の反切上字として使われる。

7. 𢿱＝皎　7は，-ịr（平92）と -ir$_2$（平79）の特別な韻類に限って使われる。

8. 𩔖＝𩔖　8は，平声14韻 -ɪh，平声7韻 -ĭuh の限られた韻類のみに使われている。

9. 𩔖→𩔖　9は，限られた韻類（平声21と平声10）に使われ，右側の文字（平声1韻）の反切上字が欠けているため，他のグループとの系聯の有無は不明である。

同じ一つの単位 k- をあらわすのに何故このような多数の文字が使われたのであろうか。その使い分けをはっきりと条件づけることは不可能であるように思われる。ただ任意に簡便な表音方法を採用した結果，このような多数の反切

上字を作り出すことになったのであろう。

以下 No. 620 の『五音切韻』を中心に，別のテキストとの異同を示しながら，一々の韻図について検討していきたい。しかし，ここでは「衆漂海入門」の校訂本の作成を意図してはいない。

1. 韻図 1　平声 1 韻・上声 1 韻

『五音切韻』No. 620 (8b) の平声 1 韻と上声 1 韻の韻図は，図 1 からわかるように，第一段に西夏文字が 5 字，第二段に 1 字，第三段に 1 字，第五段に 3 字がそれぞれ記入されている。

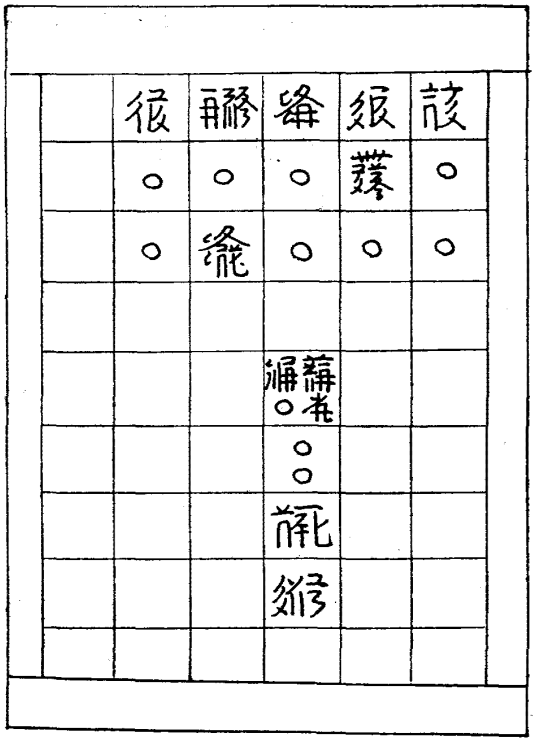

図 1　平声 1 韻・上声 1 韻 No. 620
二段目の文字は『同音』『文海』『文海雑類』には登録されていない。

No. 621 (6a) における文字の配置は，No. 620 と全く一致するが，No. 623 (4b) の『五音切韻』は，五段目が違っていて，一枠の中に，上下左右に四字が書き込まれている。つまり流風音類の扱い方がテキスト間で相違していて，左に示したように，No. 623 は上声 1 韻の字が下列の左側に加えられているのである。

この韻図 1 は，どのような西夏語の形式を記録し，そして No. 620＝621 と No. 623 の相違は如何なる事実を反映しているのであろうか。筆者は平声 1 韻・上声 1 韻の韻母として，-u と $-u_2$ を認めた。[3]

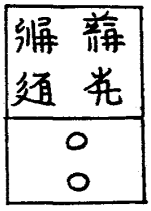

No. 623 流風音類

まず，『文海』の反切をもとに，西夏語の平声 1 韻と上声 1 韻の韻母の弁別と実際にあった音節形式の種類について調べてみたい。

(3) 筆者のこれまでの再構成形式については，本稿（上）の注，(1)，(4)，(5) にあげた拙著を見られたい。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
1. 1	該	𢧐 蘇	重唇 35	p-u			
2	緻	𢧐 蘇	重唇 34	ph-u	𢧐	重唇 34	ph-u
3	𥳑	𢧐 毗	重唇 29	m-u	𢧐	重唇 30	m-u
4	𢧐	刻 蘇	舌頭 62	t-u			
5	𢧐	𢧐 𢧐	舌頭 31	th-u	𢧐	舌頭 31	th-u
6	𢧐	𢧐 蘇	舌頭146	th-u	(𢧐	舌頭 32	th-u)
7	𢧐	𢧐 𢧐	舌頭 45	n-u			
8	𢧐	□ 𢧐	牙 独	k-u			
9	𢧐	𢧐 𢧐	牙 7	kh-u	𢧐	牙 7	kh-u
10	𢧐	𢧐 𢧐	牙 8	kh-u			
11	𢧐	𢧐 𢧐	牙 28	ŋg-u	𢧐	牙 28	ŋg-u
12	𢧐	𢧐 該	歯頭 39	ts-u	𢧐	歯頭 39	ts-u
13	𢧐	𢧐 𢧐	歯頭 独	tsh-u			
14	𢧐	𢧐 蘇	歯頭 98	tsh-u			
15	𢧐	𢧐 蘇	歯頭 独	s-u	𢧐	歯頭 20	s-u
16	𢧐	𢧐 𢧐	喉 83	ʔ-u	𢧐	喉 82	ʔ-u
17	𢧐	𢧐 𢧐	喉 55	x-u			
18	𢧐	𢧐 毗	流風 41	l-u	𢧐	流風 40	l-u
19	𢧐	𢧐 該	流風163	ž-u	𢧐	流風163	ž-u
					𢧐	舌頭 独	th-u₂
					𢧐	舌頭 80	nd-u₂
20	𢧐	𢧐 𢧐	舌頭 独	n-u₂			
21	𢧐	𢧐 𢧐	牙 独	ŋʷ-u₂	𢧐	牙 1	ŋʷ-u₂
22	𢧐	𢧐 𢧐	歯頭 独	tsh-u₂	𢧐	歯頭132	tsh-u₂
23	𢧐	□ 𢧐	歯頭 独	s-u₂	𢧐	歯頭124	s-u₂
24	𢧐	𢧐 𢧐	流風 独	l-u₂			
					𢧐	流風152	ž-u₂

平声1韻の反切下字は，上に掲げた『文海』の反切から帰納すると，全体で二類にはっきりと分かれ，互いに系聯しない。

反切下字Ⅰ　 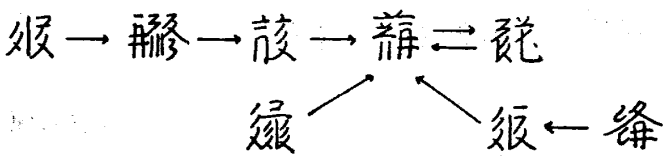 　-u

Ⅱ　 　$-u_2$

ここでは反切Ⅰ類に属する韻母を -u とし，Ⅱ類の韻母を $-u_2$ で表記したが，両者の間にどのような対立があったのか，今の段階では結論を出せない。これは主に比較言語学的に検討すべき問題である。$-u_2$ をもつ音節は限定されていて，平声 nu_2 $ŋ^wu_2$ $tshu_2$ su_2 lu_2 上声 thu_2 ndu_2 $ŋ^wu_2$ $tshu_2$ su_2 $žu_2$ 以外にはない。とくに平声韻はいずれも独字（その音節をもつ文字は一字に限られる意）である。

西夏語 $-u_2$ に対応するチベット・ビルマ系言語の対応形を二・三あげておく。

			ビルマ文語	チベット文語
	nu_2	（平）〈軟かい〉	*nu²-*	
	$tshu_2$	（平）〈(家畜が) 肥える〉	*chu-*	*tsho-ba*
	su_2	（上）〈像〉		*gzugs*
	lu_2	（平）〈まざる〉	*hrak-*	*srug-pa*
	$ŋ^wu_2$	（上）〈筆〉	*hmyac*〈筍〉	*smyug・gu*

西夏語 $-u_2$ の来源は，この対応関係から考察すると，もともと -uC〔閉鎖音〕形式であったごとく見えるけれども，この例のみからはなお断言はなし難い。

さて，『五音切韻』韻図1に登録された西夏文字を筆者の再構成形式に置き換えて示すと，つぎのようになる。

No. 620＝No. 621

ʔu	tsu	ku	tu	pu
○	○	○	?	○
○	su	○	○	○
		lu_2 lu		
		○ žu		
		○		
		○		
		mu（平声1韻代表字）		
		mu（上声1韻代表字）		

No. 623

ʔu	tsu	ku	tu	pu
○	○	○	?	○
○	su	○	○	○
		lu_2 lu		
		$žu_2$ žu		
		○		
		○		
		mu（平声1韻代表字）		
		mu（上声1韻代表字）		

この『五音切韻』の韻図が，流風音類以外は，無声無気音の音節のみを登録したものであることは明らかになった。そして流風音類にはもともとつぎのセットがあったが，$žu_2$ には平声韻が欠けていたため，No. 620 と No. 621 はその形式を記入しなかった。No. 620，621 と No. 623 の異同は，そこから出来たものと考えられる。

流風音のセットには，具体的につぎの単語の対立がある。

蕭 lu（平）反切下字Ⅰ〈かくす〉　光 žu（平）反切下字Ⅰ〈枷〉
𢢽 lu_2（平）反切下字Ⅱ〈まざる〉　通 $žu_2$（上）反切下字Ⅱ〈かくれる〉

なお 𢢽 lu_2（平1）〈まざる〉にはその他動詞形式 𢢽 lu_2（平58）〈まぜる〉があり，母音の緊喉と非緊喉の特徴で対立する。

『文海雑類』には，平声1韻・上声1韻に属するつぎの文字が登録されている。

𧝞 hlu_2（上1）〈服〉　通 $žu_2$（上1）〈かくれる〉
蕭 lu（平1）〈かくす，貯える，所蔵する〉

最後の単語〈貯える，所蔵する〉は，また 𧝞 ʔwu（上51）〈庫〉，𧝞 sĭuh（平3）〈蔵に収める〉と関係する。

平声1韻・上声1韻の韻母と，声母の連続関係を表示しておきたい。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-u	p-ph- m-	—	t-th- n-	—	k-kh- ng-	ts-tsh- s-	—	ʔ-x-	l-ž-
$-u_2$	—	—	th-nd-n-	—	$ŋ^w$-	tsh-s-	—	—	l-ž-

西夏語の平声1韻・上声1韻は，軽唇音，舌上音，正歯音の声母とは，連続しなかったことがわかる。なお $ŋ^w$-[ŋɣ-] については，p. 78 参照。

2. 韻図2　平声2韻・上声2韻

『五声切韻』No. 620（9a）の平声2韻と上声2韻の韻図には，図2が示すように，第一段目に西夏文字が3字，二段目に1字，三段目に1字，五段目に2

字，六段目に1字がそれぞれ記入されている。二段目以下の文字は小さく書かれているが，三段目の文字は『同音』『文海』いずれにも登録されていない。後代に作られたものと考えられるが，あるいは別の文字の誤写であるかも知れない。

No. 623 (5a) は No. 620 と全く一致する。No. 621 (6b) の『五音切韻』では，六段目の文字はなく，そこには丸印が置かれており，また平声2韻の代表字として，冠の異る別の文字が使われていて，上に掲げた No. 620・No. 623 と相違する。

図2　平声2韻・上声2韻 No. 620

No. 621

筆者は平声2韻・上声2韻の韻母として -ĭu を再構成する。

『文海』の反切から西夏語の平声2韻と上声2韻の韻母の弁別と音節形式の種類をあげてみたい。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
2. 1	[illegible]	欠	重唇 42	mb-ĭu(?)			
2	[illegible]	[illegible]	重唇 41	mb-ĭu	[illegible]	重唇 41	mb-ĭu
3	[illegible]	[illegible]	流風116	ńź-ĭu	[illegible]	流風115	ńź-ĭu
4	[illegible]	[illegible]	軽唇 独	f-ĭu			
5	[illegible]	[illegible]	軽唇 6	w-ĭu	[illegible]	軽唇 6	w-ĭu
6	[illegible]	[illegible]	正歯 27	tš-ĭu			
7	[illegible]	[illegible]	正歯 73	tšh-ĭu			
8	[illegible]	[illegible]	正歯 25	$š_2$-ĭu	[illegible]	正歯 24	$š_2$-ĭu
9	[illegible]	[illegible]	正歯 25	š-ĭu	[illegible]	正歯 25	š-ĭu
10	[illegible]	[illegible]	喉 56	ʔ-ĭu	[illegible]	喉 8	ʔ-ĭu
11	[illegible]	[illegible]	喉 79	$ʔ^{w}$-ĭu			
12	[illegible]	[illegible]	正歯 52	š-ĭu	[illegible]	正歯 52	š-ĭu

13 [illegible] [illegible] [illegible] 喉 独 ʔy-ĭu

14 [illegible] [illegible] [illegible] 流風 独 l-ĭu [illegible] 流風 58 l-ĭu

[illegible] 流風？ ž-ĭu

さて，この平声２韻の反切下字は三類に分かれて互いに系聯しない。その分かれ方は，『文海』の平声２韻の小韻の配列順位が三回繰返されるのと相応じている。反切下字の系聯関係はつぎのように整理できる。

反切下字Ⅰ [illegible] → [illegible] -ĭu

Ⅱ [illegible] (編) → [illegible] (彼) ⇄ [illegible] -ĭu

Ⅲ [illegible] ⇄ [illegible] -ĭu

このⅢ類の反切下字の使用は，小韻 12) と 13) に限られていて，12) は [illegible] $š^y$-ĭu [ɕĭu], 13) は [illegible] ʔy-ĭu [ʔyĭu]〈幽〉をそれぞれ表記しようとしたものと考えられる。

後者の反切上字 [illegible] は，〈改易〉の〈易〉にあたる漢語からの借用語 ʔyiɦ（上 10) を表記したもので，『論語』の西夏語訳などで使われている。[(4)] その派生字 [illegible] は〈蛇が皮を脱ぐように変っていくこと〉を指した。反切下字Ⅲ類は，声母の口蓋化の性格を先取りして，反切Ⅱ類と弁別したのであろう。12) の声母の実際の音価は，８）および９）と対立する［ɕ］であったと推定できる。

また反切下字Ⅰ類とⅡ類は，声母との分配が補い合っていて，両者の韻母の形の上に弁別があったとは考え難い。平声２韻の声母と韻母の分配関係を示してみよう。

声母 / -ĭu	重唇	軽唇	舌上	舌頭	牙	歯頭	正歯	喉	流風
反切Ⅰ	mb-	—	—	—	—	—	—	—	ńź-
反切Ⅱ	—	f-, w-	—	—	—	—	tš-tšh- š-$š_2$-	ʔ- $ʔ^w$-	l- ž-
反切Ⅲ	—	—	—	—	—	—	š- [ɕ]	ʔy-	

(4) 西田龍雄「西夏語訳論語について」『吉川先生退休記念論文集』1968. 3. 参照。

平声2韻・上声2韻をもつ音節には，舌上音，舌頭音，牙音，歯頭音ではじまる形式は全くなかった。

上に示した『文海』の小韻8と9は，旧版『同音』では同じく小類25に入るが，声母の性格が相違していたと考えられて，それを š- と $š_2$- で表記分けした。新版『同音』では，小類8を独字の項に入れて，小類9と弁別しており，『文海』の組織と合致する。小類9にあたる上声韻 [illegible] šĭu は，漢語 樹 を表記するのに使われる。この文字の偏は単独で〈樹〉を意味する。

『五音切韻』韻図2に登録された西夏文字を，筆者の再構成形式に置き換えて示すと，つぎのようになる。(wĭuは，[ʍĭu] であった(？)。 cf. p. 27注 (5))

No. 620—No. 623

ʔĭu	○	○	tšĭu	wĭu
ʔyĭu	○	○	○	○
○	○	○	○	?

○ lĭu
○ žĭu (上2)
○
ńźĭu
šĭu (平声2韻代表字)
šĭu (上声2韻代表字)

No. 621

ʔĭu	○	○	tšĭu	wĭu
ʔyĭu	○	○	○	○
○	○	○	○	?

○ lĭu
○ žĭu (上2)
○
○
šĭuɦ (平声7韻代表字)
šĭu (上声2韻代表字)

この韻図も，流風音以外は無声無気音にはじまる音節のみを登録したものであり，No. 621 は流風音の ńźĭu をはぶいた形をとっている。その平声韻代表字は，平声7韻に属する文字である。[illegible] と [illegible] は共に〈涼しい〉を意味することで関連はするが，おそらく No. 621『五音切韻』が書写された頃には，西夏語では šĭuɦ (平7) と šĭu (平2) がほとんど弁別できない程度に近くなっていた事実を背景として，この混同が起っているのであろう。

3. 韻図3　平声3韻・上声3韻

No. 620 韻図3 (9b) は，平声3韻と上声3韻を含む音節形式を登録したもので，第一段目に4字，第二段目に1字，そして五段目の中央一枠の中に左右2字を配置している。他の韻図と同じように，二段目以下は小さい形で書かれている。No. 623 (5b) は，三段目に丸印四つが付けられているところが No. 620 と相違するのみで，西夏文字の配列そのものには変りはない。そして No. 621

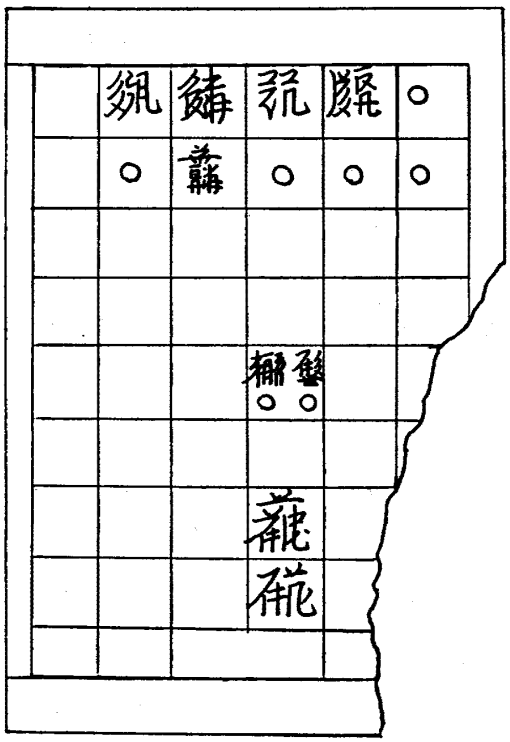

図3　平声3韻・上声3韻 No. 620

(7a) は，五段目の流風音類の枠内で左側の文字の位置に平声28韻に属する文字を書き入れている点が No. 620・No. 623 と異る。

No. 621　五段目

この左側の文字は平声28韻 tšhu であり，たぶん字形を書き誤ったものと思われる。

筆者は平声3韻・上声3韻の韻母として開口韻 -ĭuɦ と合口韻 -ʷĭuɦ を再構成する。

まず『文海』に登録される平声3韻の各小韻の反切とそれに相応する上声3韻の形式をあげてみよう。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
					薩	重唇106	p-ĭuɦ
3. 1	能	庸餘	重唇 48	ph-ĭuɦ	疏	重唇 47	ph-ĭuɦ
2	𢧐	𢧐蘢	重唇 独	m-ĭuɦ	𢧐	重唇 69	m-ĭuɦ
3	𢧐	𢧐蘢	重唇 18	mb-ĭuɦ	𢧐	重唇 19	mb-ĭuɦ
4	𢧐	𢧐訊	舌頭 72	t-ĭuɦ	𢧐	舌頭 72	t-ĭuɦ
5	𢧐	𢧐蘢	舌頭 40	th-ĭuɦ	𢧐	舌頭 39	th-ĭuɦ
6	𢧐	𢧐𢧐	舌頭 98	n-ĭuɦ	𢧐	舌頭 7	n-ĭuɦ
7	𢧐	𢧐訊	舌頭141	nd-ĭuɦ			
8	𢧐	𢧐蘢	舌頭141	nd-ĭuɦ			
9	訊	𢧐餘	牙160	k-ĭuɦ			
10	𢧐	𢧐蘢	牙131	kh-ĭuɦ			
11	𢧐	𢧐蘢	牙 44	ŋg-ĭuɦ	𢧐	牙 44	ŋg-ĭuɦ
12	𢧐	𢧐蘢	歯頭115	ts-ĭuɦ			
13	𢧐	𢧐餘	歯頭 独	tsh-ĭuɦ			
14	蘢	𢧐𢧐	歯頭 36	s-ĭuɦ	𢧐	歯頭 36	s-ĭuɦ

15	𢖍	𢖍𢖍	喉 5	ʔ-ĭuɦ	𢖍	喉 5	ʔ-ĭuɦ
16	𢖍	𢖍𢖍	喉 98	x-ĭuɦ			
17	𢖍	𢖍𢖍	喉 5	ʔy-ĭuɦ			
18	𢖍	𢖍𢖍	流風175	l-ĭuɦ	𢖍	流風171	l-ĭuɦ
					𢖍	舌頭153	th-ʷĭuɦ
19	𢖍	𢖍𢖍	舌頭122	nd-ʷĭuɦ	𢖍	舌頭122	nd-ʷĭuɦ
20	𢖍	𢖍𢖍	歯頭127	ts-ʷĭuɦ			
21	𢖍	𢖍𢖍	歯頭104	tsh-ʷĭuɦ			
22	𢖍	𢖍𢖍	流風 53	l-ʷĭuɦ	𢖍	流風 54	l-ʷĭuɦ

なおこのほかに『文海雑類』に，𢖍ⁿdzĭuɦ（上3）〈主〉，𢖍ⁿdzĭuɦ（平3）〈捨てる〉，𢖍hlĭuɦ（平3）〈乳〉などが登録されている。

平声3韻の反切下字の大きい特徴は，開口韻と合口韻の二つの系列が明瞭に弁別されていることである。

反切下字 I　𢖍 → 𢖍 → 𢖍 → 𢖍 → 𢖍　開口韻　-ĭuɦ

II　𢖍(𢖍) → 𢖍(𢖍) ⇄ 𢖍(𢖍)　合口韻　-ʷĭuɦ

声母とこの二系列の韻母の連続関係を表示すると，つぎのようになる。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ĭuɦ	p-ph- m-mb-	—	t-th- nd-n-	—	k-kh- ŋg-	ts-tsh- s-ⁿdz-	—	ʔ-x- ʔy-	l- hl-
-ʷĭuɦ	—	—	th- nd-	—	—	ts- tsh-	—	—	l-

この表から，平声3韻・上声3韻の韻母は，開口韻・合口韻共に，軽唇音・舌上音・正歯音とは全く連続することはなかった上に，合口韻が連続するのは，舌頭音・歯頭音・流風音に限られていたことがわかる。

舌頭音 n- と連続する『同音』の小類は，その分属が旧版と新版でかなり違っている例である。以下に述べる多くの場合と同じく，新版の分属が『文海』の組織と一致するのである。

旧版『同音』	8類（3字）	𗍫 𗍬 𗍭	98類（4字）	𗍮 𗍯 𗍰 𗍱
新版『同音』		𗍬 𗍭	（5字）	𗍫 𗍮 𗍱 𗍰 𗍯
		（独字） （独字）		103類
『文海』		上6韻 平7韻		平3韻（5字）
再構成形		nĭuɦ nĭuɦ		nĭuɦ

新版『同音』では，旧版『同音』の8類（3字）を分解し，はじめの一字を旧版の98類の4字と一緒にして新103類に入れ，残りの2字をそれぞれ独字とした。この事実は，筆者の再構成形によると簡単に説明できる。つまり旧版『同音』では nĭuɦ（平3）と nĭuɦ（平7～上6）を混合していたのを，新版では『文海』の体系にしたがって改め，三つに分属させたのである。

また『文海』の小韻7（所属字一字）と8（所属字3字）は共に旧版『同音』では同じ小類（舌頭音141）に入るが，新版では小韻7の字が独字で，残りの3字は新147類に属する。この点も新版『同音』は，また『文海』の組織と合致している。

旧版『同音』	141類	𗍲	𗍳	𗍴	𗍵
新版『同音』		𗍴	𗍳	𗍲	𗍵
		独字	147類		

『文海』の反切では，𗍴 𗍲𗍶，𗍳 𗍲𗍷 のように同じ文字が反切上字（nd-）に使われ，反切下字もまた上述のように系聯するから，両者はまったく同形式の筈である。ところが『文海』において，何故かこの二つは弁別されているのである。弁別する必要がある場合，それを ndĭuɦ(a)（小韻8）と ndĭuɦ(b)（小韻7）で表記しておく。

筆者はこの両者は声調の相違を反映していて，前者は平声であり，後者は平去声であったのではないかと考えている（cf. p. 87, p. 99-, p. 100 補注）

上声3韻に属する𗍷〈会見する〉の声母は不明であるが，ndʷĭuɦ はほかにあり，またもし無声無気音 tʷĭuɦ であったならば，この韻図の二段目に記入されているに違いがないため，この文字には thʷĭuɦ を推定する。

平声3韻・上声3韻の韻図の西夏字を，筆者の再構成形に置き換えて示すと，つぎのようになる。

No. 620

ʔĭuɦ	tsĭuɦ	kĭuɦ	tĭuɦ	○
○	tsʷĭuɦ	○	○	○
	lʷĭuɦ	lĭuɦ		
		○		
	sĭuɦ（平声3韻代表字）			
	sĭuɦ（上声3韻代表字）			

No. 621

ʔĭuɦ	tsĭuɦ	kĭuɦ	tĭuɦ	○
○	tsʷĭuɦ	○	○	
	tšhɨ	lĭuɦ		
	○	○		
	sĭuɦ（平）			
	sĭuɦ（上）			

この韻図もやはり無声無気音を初頭にもつ音節形式のみを登録したものである。流風音はここでも別に扱っているが，『文海雑類』にある hlĭuɦ は，上声韻のみにある pĭuɦ〈燃える〉と共にこの韻図の上に記入すべきであろう。

4. 韻図4　平声4韻・上声4韻

No. 620 (10a) の平声4韻と上声4韻の韻図には，一段目の牙音と喉音の枠に西夏字が2字書き込まれているのみで，そのほかは丸印が一段目に3つと六段目に2つ置かれている。

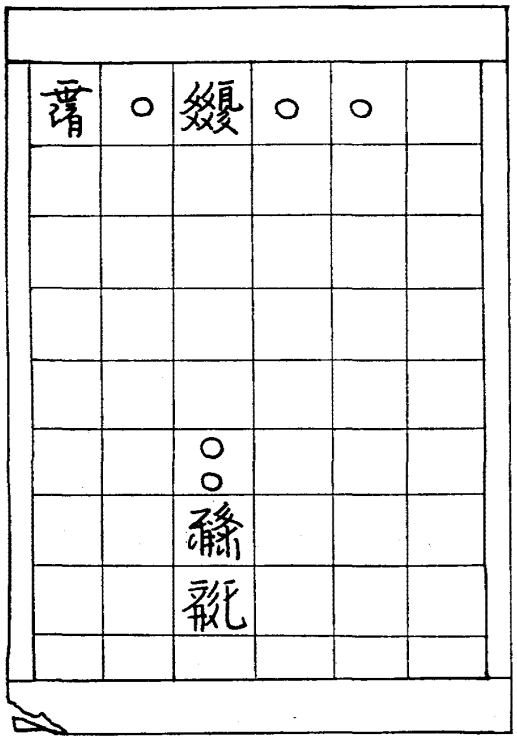

図4　平声4韻・上声4韻 No. 620

No. 623 (7a) はこの形と一致するが，No. 621 (7b) では一段目の文字の位置が違っていて，No. 620 の三行目の字と一行目の丸印が入れ替っている。この文字は牙音類に属するから，No. 620 の配置の方が正しいと思われる (cf. p. 28)。

筆者は平声4韻・上声4韻の韻母として，-uɦ を再構成する。

さて『文海』の平声4韻に属する各小韻の反切を整理し，その各小韻に相応すると考えられる上声韻代表字をあげると，つぎのようになる。

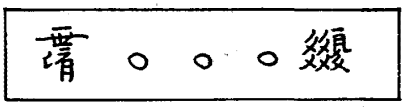

No. 621　一段目

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
4. 1	𢢽	蔽 𢦏	重唇 独	m-uɦ	𢢽	重唇 独	m-uɦ
2	𢢽	𠊱 𢢽	舌頭 5	nd-uɦ	𢢽	舌頭 6	nd-uɦ
3	𢦏	𠙶 𢢽	牙 83	k-uɦ	𢢽	牙 83	k-uɦ
4	𢢽	𢢽 𢢽	牙185	kh-uɦ			
					𢢽	牙 独	ŋ-uɦ
5	𢢽	𢢽 𢦏	喉 26	ʔ-uɦ	𢢽	喉 26	ʔ-uɦ
6	𢢽	𢢽 𢦏	喉 22	x-uɦ			
7	𢢽	𢢽 𢢽	喉 1	ʔy-uɦ	𢢽	喉 1	ʔy-uɦ

muɦ の上声韻字が，『五音切韻』No. 623 に登録されている。そのほか『文海雑類』に 𢢽 kuɦ（平）〈ゆるむ〉（他動詞 𢢽 kụ（平58）〈ゆるめる〉と対立する），𢢽 hluɦ（平）〈増す〉がある。

上記の反切下字は互いに系聯するため，平声 4 韻の韻母の形が一つであったことを確認できる。

反切下字 ┌𢦏(𢦏) ⟶ 𢢽(𢢽) ⟶ 𢢽 ⟶ 𢢽┘ -uɦ

平声 4 韻・上声 4 韻と声母の連続関係をみると，この韻母は，重唇，舌頭，牙，喉の各音および流風音以外とは結び付かなかったことがわかる。

声母 / -uɦ	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
平　声	m-	—	nd-	—	k-kh-	—	—	ʔ-x-ʔy-	hl-
上　声	m-	—	nd-	—	k-ŋ-	—	—	ʔ-ʔy-	—

この連続関係は，かなりすき間の多い形態を示していて，興味がある。

No. 620

ʔuɦ	○	kuɦ	○	○
		○		
		○		
		muɦ（平声 4 韻代表字）		
		muɦ（上声 4 韻代表字）		

韻図 4 は，この中，無声無気音の音節のみを登録したものであることがわかり，筆者の再構成形式によってその形式を書き改めると，左のようになる。（『文海雑類』にある hluɦ 音節は記録されていない）

5. 韻図5　平声5韻・上声5韻

韻図5は，平声5韻と上声5韻の特定の音節形式を図示したものであるが，No. 620 (10b) では，一段目に西夏字が3字，丸印が2つ，二段目には西夏字一字と丸印が4つ，五段目の右上に一字，右下および左上下に丸印が3つ配置されている。二段目の文字 [illegible] は，『文海』『文海雑類』『同音』いずれにも登録されていない。No. 623 (7b) は，No. 620 と全く一致する。No. 621 (8a) では第二段目には，右端に別の文字 [illegible] が置かれているが，その文字も『文海』『文海雑類』『同音』にはない。

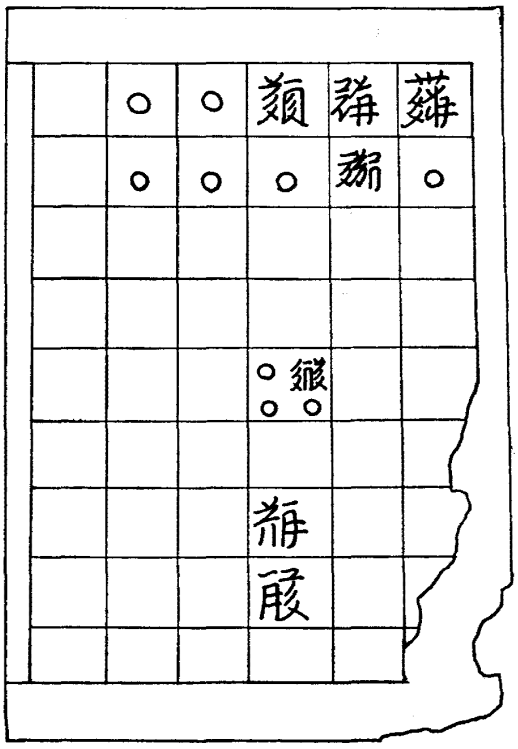

図5　平声5韻・上声5韻 No. 620

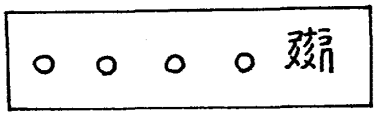

No. 621　二段目

筆者は平声5韻・上声5韻の韻母として，-u を再構成する。

この韻図に登録された西夏文字の音節形式を示すまえに，『文海』の平声5韻に属する各小韻とその反切およびそれらに相応すると考えられる上声韻の音節をあげてみよう。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
5. 1	[illegible]	[illegible]	重唇 独	p-u			
					[illegible]	重唇 独	ph-u
2	[illegible]	[illegible]	重唇121	mb-u	[illegible]	重唇121～122	mb-u
3	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	t-u			
4	[illegible]	[illegible]	舌頭 33	th-u			
5	[illegible]	[illegible]	舌頭 56	n-u	[illegible]	舌頭 57	n-u
6	[illegible]	[illegible]	牙 独	k-u			
					[illegible]	牙 独	kh-u

7	祇	䊷䊷	牙 99	ŋ-U	囝	牙 99	ŋ-U
8	䊷	䊷䊷	流風 独	l-U			
9	䊷	䊷䊷	舌頭181	th-U_2			
					䊷	舌頭 独	nd-U_2
10	䊷	䊷䊷	牙 49	$ŋ^w$-U_2	䊷	牙 49	$ŋ^w$-U_2

重唇音独字，牙音独字の上声韻形式は，無声出気音であったと推定したい。

重唇音独字　　平声 p-　　上声 ph-

牙音独字　　平声 k-　　上声 kh-

これらの平声の形式は，その反切上字を根拠に無声無気音であったことは確実であるから，もし上声の形式も無声無気音であったならば，『同音』(旧版) では，平声・上声が独字ではなく一類として扱われていたに違いないからである。

上記の反切下字を帰納すると，Ⅰ類とⅡ類に分かれ，『文海』小韻1から8までにはⅠ類が，9と10にはⅡ類がそれぞれ使われている。

反切下字Ⅰ　䊷 ⇌ 䊷(䊷)　　-U

Ⅱ　䊷 ⇌ 䊷　　-U_2

両者の間にどのような対立があったのか明瞭ではなく，これを -U と -U_2 で表記しておく。

反切下字Ⅱ類は，舌頭音類と牙音類のみにあらわれ，具体的には舌頭音類の無声出気音を初頭音とする音節で対立を示している。

Ⅰ　䊷　thU〈性を愁い天空をあおぐ（『文海』の注）〉

䊷　thU〈飽きたらず多くを求む（『文海』の注）〉

Ⅱ　䊷　thU_2〈同じ〉

平声5韻および上声5韻と声母の連続関係を表示するとつぎのようになる。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-U	p-ph- mb-	—	t-th-n-	—	k-kh-$ŋ^w$-	—	—	—	l-(hl-)
-U_2	—	—	th-nd-	—	$ŋ^w$-	—	—	—	—

平声5韻・上声5韻は，軽唇音，歯頭音，正歯音，喉音とは結び付くことがなかった。

『五音切韻』韻図5を筆者の再構成形式に書き改めて示すと，つぎのようになる。

No. 620	○	○	ku	tu	pu
No. 623	○	○	○	?	○
			○ lu		
			○ ○		
			thu (平声5韻代表字)		
			thu (上声5韻代表字)		

この韻図もやはり無声無気音を初頭にもつ形式および流風音類の形式を登録したものであった。二段目の文字はあるいは『文海』『文海雑類』『同音』が編纂された以後に作られた文字であって，ʈu を表記したものかも知れない。

6. 韻図6　平声6韻

『五音切韻』韻図6は，平声6韻の形式を図示したものであって，平声6韻に相応する上声韻は西夏語で本来欠けていた。No. 620 (11a) では一段目に西夏字一字と丸印4つが置かれ，四段目に丸印，五段目に西夏字一字が配置されている。四段目の丸印は五段目の西夏字の上に書き入れるべきものであろう。

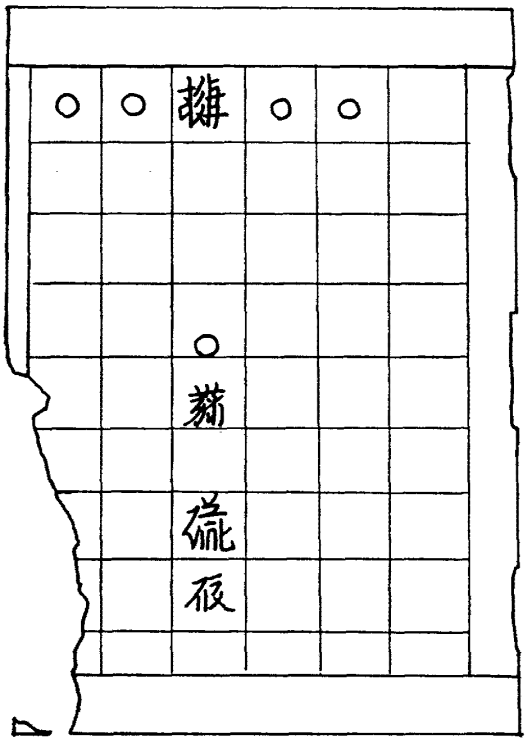

図6　平声6韻 No. 620

No. 621　一段目

No. 623 (9a) は，No. 620 と合致し，No. 621 (8b) では，No. 620，623 の牙音の枠に入れられた西夏字が，右端の重唇・軽唇音の枠に，別の文字のように乱雑に書かれており，そのほかは丸印が置かれている。平声6韻には『文海』によると重唇音類または軽唇音類の形式がない上に，その文字は『文海』『文海雑類』『同音』いずれにも登録されていない。No. 620，No. 623 の牙音の枠の文字も『文海』などの韻書にはないのである。

『文海』の平声6韻に属する小韻の反切をあげると，つぎの二類に限られる。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同類』所属小類	再構成形
6. 1	𗍫	𗍫𗍬	牙149	kh-uɦ
2	𗍬	𗍬𗍭	流風 67	ńź-uɦ

当然この反切下字は互いに系聯する。

反切下字 𗍬 ⇄ 𗍭(𗍫) -uɦ

西夏語の平声5韻は，『文海』によると牙音 kh- と流風音 ńź- と結びつく音節形式に限られるが，この韻図 (No. 620, 623) によると，そのほかに無声無気音 kuɦ があったことになる。𗍬 kuɦ は，𗍭 khuɦ から作られた新しい派生字のように考えられる。No. 621 の重唇音の枠の𗍬が puɦ を表記した文字のように見えるのは，特定の方言形式を反映した配置なのか，単なる書き誤りなのかはいまは決定し難い (cf. p. 28)。

上述の平声5韻・上声5韻とこの平声6韻は，具体的には牙音 kh- をもつ音節で対立している。

上声5韻	khu	𗍬〈掘る〉	ku	𗍬〈彫る〉
平声6韻	khuɦ	𗍫〈乳をしぼる〉	kuɦ	𗍬〈?〉(韻図)
平声6韻	khuɦ	𗍭〈迎える〉		

平声6韻の文字は全部で五字あって，この2字のほかに，

𗍬 luɦ 〈とげ〉

𗍬 luɦ 〈獣名〉

𗍬 luɦ 〈鈴〉 𗍬𗍬 〈鈴鐸〉 がある。

No. 620	○	○	kuɦ	○	○
623			○		
			ńźuɦ		
			khuɦ (平声6韻代表字)		

韻図6の西夏文字の形式を，筆者の再構成形式によって書き改めると，左のようになる。

7. 韻図7　平声7韻・上声6韻

韻図7は平声7韻および上声6韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (11b) では第一段目に西夏字が2字と丸印が3つ，二段目にも別の行に西夏字2字と丸印3つが置かれ，五段目には一つの枠の上方左右に西夏字が2字，その下に丸印2つが書き込まれている。No. 623 (11a) では，五段目の左側の文字が No. 620 と違っている上に，西夏字2字の下に丸印一つが，中央よりも右よりに書かれている。No. 621 (9a) は，No. 620，No. 623 いずれとも異っていて，第一段目の歯頭・正歯音の枠の文字は冠の字形を変え，二段目の牙音の枠の文字は右端の重唇・軽唇音の枠に移されている。そして五段目の左の文字が平声2韻の文字に替えられ，下の丸印が上下に重ねて配置されている。

これらの韻図相互間の異同は単なる誤写なのか，それとも各韻図の背景となった西夏語自体の性格の違いを反映しているのであろうか。まず『文海』平声7韻に属する各小韻の反切とそれと相応すると考え得る上声韻の形式をあげてみよう。

No. 620

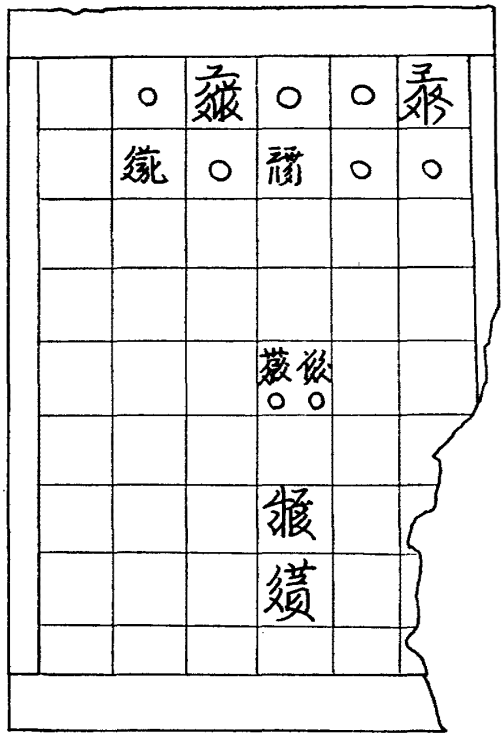

図7　平声7韻・上声6韻 No. 620

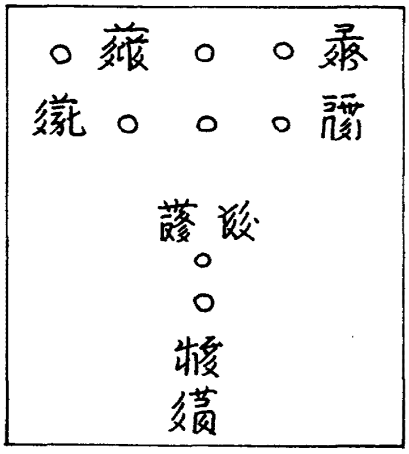

No. 621

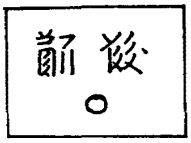

No. 623　五段目

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
7. 1	𦍒	𦍒𦍒	軽唇 8	w-ĭuɦ	幠	軽唇 独	w-ĭuɦ
2	𦍒	𦍒𦍒	正歯 独	tš-ĭuɦ			
					𧿹	正歯 独	tšh-ĭuɦ
3	𦍒	𦍒𦍒	正歯 独	š-ĭuɦ			
4	𦍒	𦍒𦍒	重唇 47	ph-ĭuɦ			
5	𦍒	𦍒𦍒	重唇146	mb-ĭuɦ	𦍒	重唇 56	mb-ĭuɦ
					𦍒	重唇126	m-ĭuɦ
6	𦍒	𦍒𦍒	舌頭 独	th-ĭuɦ			
7	𦍒	𦍒𦍒	流風120	l-ĭuɦ			
8	𦍒	𦍒𦍒	舌頭121	n-ĭuɦ	𦍒	舌頭121	n-ĭuɦ
9	𦍒	𦍒𦍒	舌頭 8	n-ĭuɦ	𦍒	舌頭 8	n-ĭuɦ
10	𦍒	𦍒𦍒	牙 独	k-ĭuɦ			
11	𦍒	𦍒𦍒	牙 独	kh-ĭuɦ	𦍒	牙 独	kh-ĭuɦ
12	𦍒	𦍒𦍒	牙157	ŋg-ĭuɦ	𦍒	牙157	ŋg-ĭuɦ
13	𦍒	𦍒𦍒	歯頭 90	s-ĭuɦ			
14	𦍒	𦍒𦍒	流風 独	ńź-ĭuɦ			
15	𦍒	𦍒𦍒	流風 独	hl-ĭuɦ	𦍒	流風 76	l-ĭuɦ
16	𦍒	𦍒𦍒	喉 16	ʔ-ĭuɦ			

平声 7 韻の反切下字は，つぎの二類に別れる。

反切下字 I　𦍒 ⇄ 𦍒

II　𦍒 → 𦍒 → 𦍒 ← 𦍒 ← 𦍒(𦍒)　} -ĭuɦ

しかし，I 類と II 類の使い方は，初頭音の性格の違いと補い合っているから，平声 7 韻および上声 6 韻の韻母は一つの形式 -ĭuɦ であったと認めてよい。

声母 / -ĭuɦ	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
反切 I	—	w-	—	—	—	—	tš-tšh-š-	—	—
反切 II	ph-m-mb-	—	th-n-	—	k-kh-ŋg-	s-	—	ʔ-	l-hl-ńź-

平声7韻は，舌上音以外はどの声母とも連続するが，上述の反切で反切下字が同じ声母のもとで，実際に対立を示す連続形式は見当らない。

6 [illegible]
8 [illegible]
n- [illegible] ⇄ [illegible]
(平7) (平14)
th- [illegible] → [illegible] ⇄ [illegible]
(平5) (平32) (平7)
[illegible] ↗
(平5)

たとえば，小韻6と8の二つの反切上字は互いに系聯をしない。前者は th-，後者は n- を代表したと考えられるから，反切下字の二類と補い合っていることになる。

また流風音類には，(7) lǐuɦ と (4) ńźǐuɦ と (5) hlǐuɦ の対立があった。各韻図はつぎの対立関係を取り出している。

	右側		左側	下側
No. 620	lǐuɦ	:	hlǐuɦ	○ ○
No. 623	lǐuɦ	:	ńźǐuɦ	○
No. 621	lǐuɦ	:	lǐu (平2)	○ ○

『文海』小韻9の平声韻およびそれに相応する上声韻をもつ文字と平声3韻との関係については上述の15頁を見られたい。

韻図7の西夏語形式を筆者の再構成音で書き改めるとつぎのようになる。流風音の分配の異同に関しては上に記したので，No. 620 の韻図のみをあげる。No. 621 の二段目の文字の配置は単純な書誤りである可能性が大きい (cf. p. 21)。

No. 620

○	tšǐuɦ	○	○	wǐuɦ
ʔyǐuɦ	○	kǐuɦ	○	○
	hlǐuɦ	lǐuɦ		
	○	○		
	mbǐuɦ (平声7韻代表字)			
	mbǐuɦ (上声6韻代表字)			

このほか『文海雑類』に，[illegible] [illegible]〈見せず〉sǐuɦ (平7) がある。やはり韻図に記入すべき形式であろう。(wについては，p. 27注(5)参照。)

8. 韻図8　平声8韻・上声7韻

韻図8 (12a) は平声8韻と上声7韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 では第一段目に西夏字が3字と丸印2つ，二段目には西夏字2字と丸印が3つ，三段目には西夏字一字と丸印が4つそれぞれ配置されている。また

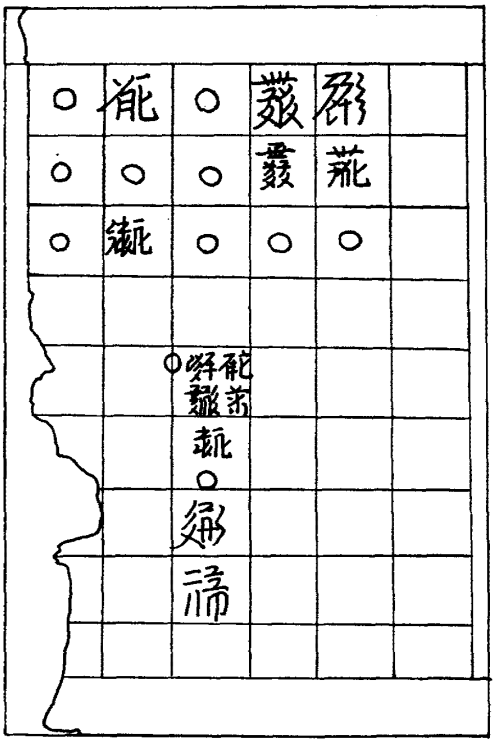

図8　平声8韻・上声7韻 No. 620

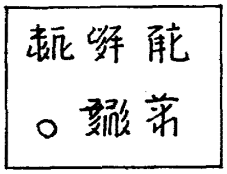

No. 623　五段目

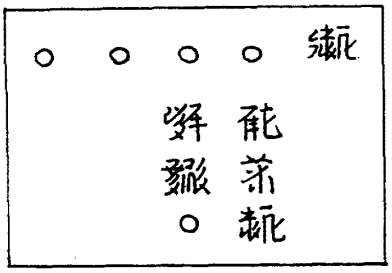

No. 621　三段目と五・六段目

五段目には一枠の中に西夏字を上下左右に4字置き上列の左側に丸印がついていて，六段目は，西夏字一字と丸印を上下に並べた形をとっている。No. 623 (11b) は，流風音類の枠内の文字配置が異り，上列に西夏字が三字，下列に西夏字二字と丸印が左端に一つ書き込まれている。No. 621 (9b) は，三段目の西夏字の位置と流風音類の枠内で西夏字と丸印を二字づつ上下に配置している点が No. 620 と異る。

筆者は平声8韻・上声7韻の韻母として，-ɪ と -ʷɪ を再構成した。

『文海』平声8韻に属する小韻の反切およびそれに相応すると考えられる上声韻形式をあげて，その韻母を確認してみよう。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
8. 1	𗍫	𗍫能	重唇 独	p-ɪ			
2	𗍫	𗍫𗍫	重唇 82	ph-ɪ			
3	𗍫	𗍫𗍫	重唇108	m-ɪ	𗍫	重唇 28	m-ɪ
					𗍫	重唇 37	mb-ɪ
4	𗍫	𗍫𗍫	舌頭 独	t-ɪ			
5	能	𗍫𗍫	歯頭134	ts-ɪ			
					𗍫	歯頭109	ⁿdz-ɪ
6	𗍫	𗍫𗍫	歯頭 84	s-ɪ	𗍫	歯頭 85	s-ɪ
					𗍫	喉 独	x-ɪ
					𗍫	流風131	l-ɪ

					𢧵	流風117	ɬ-I
7	茶	𢧵	流風109	ž-I	𢧵	流風109	ž-I
8	彤	𢧵	軽唇 1	w-I	𢧵	軽唇 2	w-I
9	𢧵	𢧵	軽唇 2	ŋv-ʷI	𢧵	軽唇 1	ŋv-ʷI
10	𢧵	𢧵	舌頭123	t-ʷI			
11	𢧵	𢧵	牙 独	ŋʷ-ʷI	𢧵	牙102	ŋʷ-ʷI
12	𢧵	𢧵	喉 36	x-ʷI			
13	𢧵	𢧵	流風	ž-ʷI			
14	𢧵	𢧵	歯頭 独	tsh-I_2	𢧵	歯頭 独	tsh-I_2
					𢧵	(歯頭 独)	
15	𢧵	𢧵	流風168	l-I_2	𢧵	流風 独	l-I_2
					𢧵	舌頭 独	nd-I

歯頭音109（2字）𢧵 ⁿdzI〈賤しい〉，𢧵 ⁿdzI〈錫〉に対する平声韻は『文海雑類』に登録されている。

𢧵 ⁿdzI（平）〈寿命〉，𢧵 ⁿdzI（平）〈鴈〉反切 𢧵𢧵（平8）

上記の平声8韻の各小韻の反切下字を帰納すると三類に別れる。

反切下字 I　𢧵 ⇄ 𢧵 ← 𢧵 ← 𢧵　-I

II　𢧵 ⇄ 𢧵（𢧵）　$-^{w}I$

III　𢧵 ⇄ 𢧵　$-I_2$

I類は小韻1から8までに使われ，II類は小韻9から13までに使われている。前者は開口韻，後者は合口韻を代表していると見て誤りはない。そのほか小類14と15にのみ使われるIII類がある。これは平声韻では歯頭音類 tsh- と流風音 l- を初頭音とする音節に限られるが，その実体が判明しないため $-I_2$ としておく。この反切下字の整理から筆者の再構成する韻母の形式に，この $-I_2$ を補わねばならない。

上声7韻の音節形式には問題が多い。『文海』小韻3に相応すると考えられる『同音』（旧版）重唇音類小類28と130は，つぎのような関係になる。

28 [illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible]
上7 上7 ? 上7 上7 上7 ? ? 上7

130 [illegible] [illegible] [illegible] [illegible]
上7 上7 上7 上7

28類の？をつけた3字は平声8韻であった可能性が大きい。しかし，小類28と130が共に mɪ であったとすれば，なぜ『同音』旧版で2類に分けたのか理解し難いのである。もともとは28 mbɪ，130 mɪ であったのかも知れない。

韻図8の配置から判断できるように，この韻類では，流風音類に属する音節の対立関係が目立っている。

	上声韻				平声韻			
流風131	[illegible]〈部姓〉	＝	[illegible]〈沸く〉	lɪ				
117	[illegible]〈虎〉		[illegible]〈怖れる〉	łɪ				
109	[illegible]〈部姓〉			žɪ	109	[illegible]〈小児〉		žɪ
					?	[illegible]〈　〉		žʷɪ
独字	[illegible]〈霧〉			lɪ₂	168	[illegible]〈障害〉		lɪ₂

この対立関係は上掲の韻図にすべて記入されている。

平声8韻・上声7韻の韻母と声母との連続関係を表示するとつぎのようになり，これらの韻母は舌上音および正歯音とは全く結びつかないことがわかる。(5)

韻母＼声母		重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
平声	開	p-ph- m-	w-	t-	—	—	ts-s- tsh-(ⁿdz-)	—	—	ž-l-
	合	—	ŋv-	t-	—	ŋʷ-	—	—	x-	ž-
上声	開	m-mb-	w-	nd-	—	—	tsh-s- ⁿdz-	—	x	ž-l-ł-
	合	—	ŋv-	—	—	ŋʷ-	—	—	—	—

韻図8を筆者の再構成形に置き換えて示しておきたい。

(5) w->[ʍ]-, ŋv->[w]-が，すでに完了していたものと考えられる。[ʍ]はwの無声音。

No. 620

○	tsI	○	tI	pI
○	○	○	t^{w}I	wI
○	(tsI$_2$)	○	○	○

○ łI lI
$ž^{w}$I žI
lI$_2$
○
sI（平声8韻代表字）
sI（上声7韻代表字）

łI	lI
$ž^{w}$I	žI
○	lI$_2$

No. 621（流風音の枠のみあげる）

lI$_2$	łI	lI
○	$ž^{w}$I	žI

No. 623（流風音の枠のみあげる）

9. 韻図9　平声9韻・上声8韻

韻図9は，西夏語平声9韻および上声8韻の特定の音節形式を図示したものである。

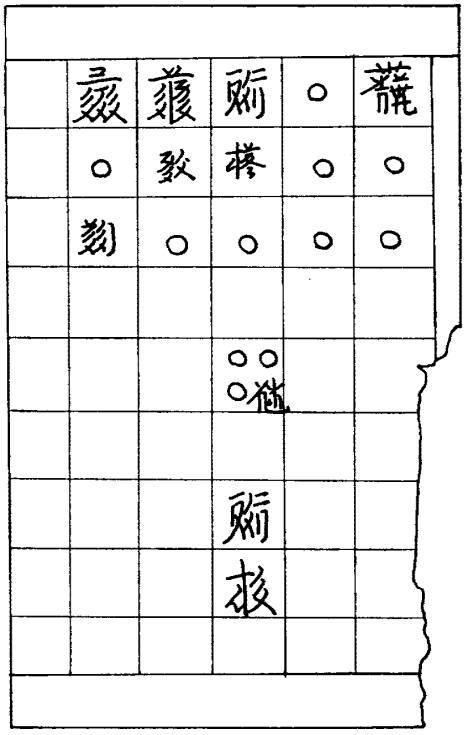

図9　平声9韻・上声8韻 No. 620

No. 620 (12b) では一段目の重唇音・軽唇音の枠，牙音の枠，歯頭音・正歯音の枠と喉音の枠に西夏字を記入し，二段目には，牙音の枠と歯頭音・正歯音の枠にのみ西夏字が置かれ，三段目には，喉音の枠に西夏字が書き入れられている。それ以外の枠には丸印がある。五段目の流風音の枠には，上列に丸印が2つ，下列は右側に西夏字があり左側に丸印が配置される。

No. 623 は No. 620 と合致し，No. 621 は，No. 620＝623 とは，二段目の牙音の枠の文字が右端の重唇・軽唇音のところに移されている点で異る。その文字は牙音類に属するから，No. 621 はその文字の位置を誤って書いた可能性が大きい[6]。筆者は平声9韻，上声8韻の韻母として -ɪě を再構成した。

さて，まず『文海』の平声9韻の各小韻の反切およびそれらの小韻に相応すると考えられる上声韻形式をあげよう。

(6) しかし，上述のように韻図4，6，7で同じ事実が認められ，標準的な牙音 k- に重唇音 p- が対応する西夏語方言が存在しなかったとは言い切れないから，No. 621 の韻図が実際の言語形式を反映している可能性も全面的に排除できないと思われる。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
9. 1	𢿱	𢿱𢿱	重唇134	p-ɪĕ			
2	𢿱	𢿱𢿱	重唇 独	ph-ɪĕ	𢿱	重唇144	ph-ɪĕ
					𢿱	重唇 63	mb-ɪĕ
3	𢿱	𢿱𢿱	牙119	k-ɪĕ	𢿱	牙119	k-ɪĕ
4	𢿱	𢿱𢿱	牙159	kh-ɪĕ	𢿱	牙137	kh-ɪĕ
5	𢿱	𢿱𢿱	牙 独	ŋ-ɪĕ			
6	𢿱	𢿱𢿱	正歯 独	tš-ɪĕ			
7	𢿱	𢿱𢿱	正歯 独	tšh-ɪĕ			
8	𢿱	𢿱𢿱	正歯104	š-ɪĕ	𢿱	正歯 95	š-ɪĕ
9	𢿱	𢿱𢿱	喉 52	ʔ-ɪĕ	𢿱	喉 52	ʔ-ɪĕ
10	𢿱	𢿱𢿱	牙 51	k-ʷɪĕ			
11	𢿱	𢿱𢿱	牙 独	kh-ʷɪĕ			
12	𢿱	𢿱𢿱	正歯 独	tš-ʷɪĕ			
13	𢿱	𢿱𢿱	正歯 独	š-ʷɪĕ			
14	𢿱	𢿱𢿱	正歯 独	š-ɪĕ₂			
15	𢿱	𢿱𢿱	喉 独	ʔ-ɪĕ₂			
16	𢿱	𢿱𢿱	喉 独	ʔy-ɪĕ₂			
					𢿱	流風 独	ž-ɪĕ
					𢿱	流風118	l-ɪĕ

『同音』(旧版) 重唇音類小類63には，つぎの4字が所属する。𢿱 mbɪĕ (上) 〈開く，縄を解き放つ〉，𢿱 mbɪĕ (上) 〈(葡) 萄〉，𢿱 mbɪĕ (上) 〈重病を治すもの，薬草〉，𢿱 mbɪĕ (上) 〈栗毛色〉

この中，三番目の文字は上声71韻にも入っている。

上声8韻　mbɪĕ

上声71韻　mbɪr

この単語に二つの形式があったにしても，筆者の再構成形式によれば，その両形式が相通する関係を十分に納得できる。

『同音』(旧版) 正歯音類小類95には，𢿱𢿱𢿱𢿱𢿱 の5字が所属する

が（いずれも上声8韻），新版『同音』では，その5字の前に 羅 推 2字が加って，その小類は計7字から成立っている。しかし，両者の間が小円で区切られた旧版の形が正しく，はじめの2字は『文海雑類』で一類をなし，反切 爻 䏣 ńźĭʷo（平57）によって示されるように，上声8韻の文字ではなかった。

上掲の反切下字を帰納すると，四類になるが，はじめの二類は補い合っており，実際上の対立を示すのは，Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ類である。

反切下字Ⅰa 拔 ⇄ 𢿱 ← 𢿱　　-ĭĕ

Ⅰb 𢿱 ⇄ 𢿱　　-ĭĕ

Ⅱ 𢿱(𢿱) ⇄ 𢿱　　-ʷĭĕ

Ⅲ 𢿱 ⇄ 𢿱　　-ĭĕ₂

Ⅰ類は開口韻 -ĭĕ，Ⅱ類は合口韻 -ʷĭĕ，Ⅲ類はそれらと対立する -ĭĕ₂ を代表した。韻図ではⅠ類は一段目に，Ⅱ類は二段目に，Ⅲ類は三段目に配置される。

したがって，筆者の以前の再構成形式に，-ʷĭĕ と -ĭĕ₂ を補わねばならない。

この韻母と声母の連続関係を表示すると，これらの韻母は軽唇，舌頭，舌上，歯頭の各音とは，連続しなかったことがわかる。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ĭĕ	p-ph- mb-	—	—	—	k-kh- ŋ-	—	tš-tšh- š-	ʔ-	l-ž-
-ʷĭĕ	—	—	—	—	k-kh-	—	tš-š-	—	—
-ĭĕ₂	—	—	—	—	—	—	š-	ʔ-ʔy-	—

『文海』小韻9と15は，反切下字Ⅰ類とⅢ類で対立し，またつぎの意味の対立とも相応じている。(7)

𢿱　ɣkĭĕ〈力〉　＞　ʔĭĕ　（喉52）小韻 9

𢿱　ɣkĭĕ₂〈勢力〉　＞　ʔĭĕ₂　（喉独）小韻15

流風音類 118 lĭĕ（上8）〈煮える〉に対立する形式として，字形の近似した

(7) ɣk-＞ʔy-＞ʔ- の変化については，本稿(上) p. 144 参照。

平声65韻に属する lɨ〈煮る〉があって，おそらく両者は自動詞と他動詞の関係を示したものと考えられる。

[illegible] lɪě（上８）〈煮える〉　（自動詞）

[illegible] lɨ（平65）〈煮る〉　（他動詞）

No. 620

ʔɪě	tšɪě	kɪě	○	pɪě
○	tšʷɪě	kʷɪě	○	○
ʔɪě₂	○	○	○	○
		○　○		
		○　žɪě（上８）		
		kɪě（平声９韻代表字）		
		kɪě（上声８韻代表字）		

No. 620 の韻図９を，筆者の再構成形によって書き改めると左のようになる。この韻図は，流風音類のほか，無声無気音を初頭にもつ音節を登録したものであることがわかる。

10.　韻図10　平声10韻・上声９韻

『五音切韻』韻図10は，西夏語平声10韻と上声９韻の特定の音形式を図示したものである。No. 620 (13a) では，第一段目は重唇音・軽唇音の枠，牙音の枠，歯頭音・正歯音の枠と喉音の枠に西夏字が記入され，二段目および三段目には，歯頭音・正歯音の枠にのみ西夏字がある。五段目の流風音類の枠には右側上下に西夏字が２字並べられ，それにあたる左側には丸印２つが置かれている。No. 623 (13b) は，No. 620 と一致し，No. 621 (10b) では，二段目の歯頭音・正歯音の枠に配置された文字が重唇音・軽唇音のところに移されている。この文字は『同音』『文海』『文海雑類』にはなく，所属がはっきりしない。おそらくそれらの韻書類が編纂された以後に作られたのであろう。

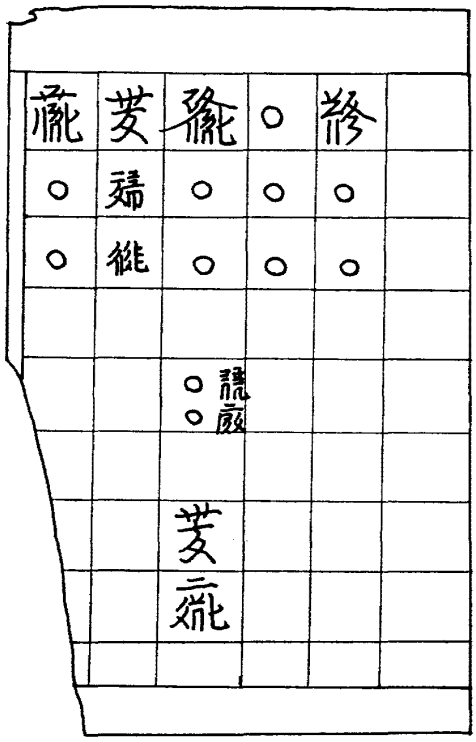

図10　平声10韻・上声９韻 No. 620

筆者は平声10韻上声９韻の韻母として -i を再構成した。

まず『文海』の平声10韻に属する小韻代表

字とその反切およびそれらと相応すると考えられる上声韻字を列挙しよう。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
10. 1	𢇁	𢇁纤	軽唇 3	w-i			
2	𢇁	𢇁纤	軽唇 独	f-i			
3	𢇁	𢇁𢇁	軽唇 3	ŋv-i	𢇁	軽唇 3	ŋv-i
4	𢇁	𢇁𢇁	舌上 5	n_r-i	𢇁	舌上 5	n_r-i
5	𢇁	𢇁𢇁	牙116	k-i			
6	𢇁	𢇁𢇁	正歯 10	tš-i	𢇁	正歯 10	tš-i
7	𢇁	𢇁𢇁	正歯37-38	tšh-i	𢇁	正歯 38	tšh-i
8	𢇁	𢇁𢇁	正歯 4	š-i	𢇁	正歯 9	š-i
9	𢇁	𢇁𢇁	喉 17	ʔ-i			
10	𢇁	𢇁𢇁	正歯 70	tšh-^{w}i			
11	𢇁	𢇁𢇁	正歯107	š-^{w}i			
12	𢇁	𢇁𢇁	正歯	š-^{w}i			
13	𢇁	𢇁𢇁	流風177	l-i	𢇁	流風 48	l-i
14	𢇁	𢇁𢇁	流風 独	ž-i	𢇁	流風 独	ž-i
15	𢇁	𢇁𢇁	正歯 独	tšh-i_2	𢇁	正歯 独	tšh-i_2
16	𢇁	𢇁𢇁	正歯	š-i_2			
					𢇁	正歯 93	š-i_2

この『文海』の小韻1および3の所属文字は，『同音』旧版，新版に見られる配分とつぎのような対応を示している。

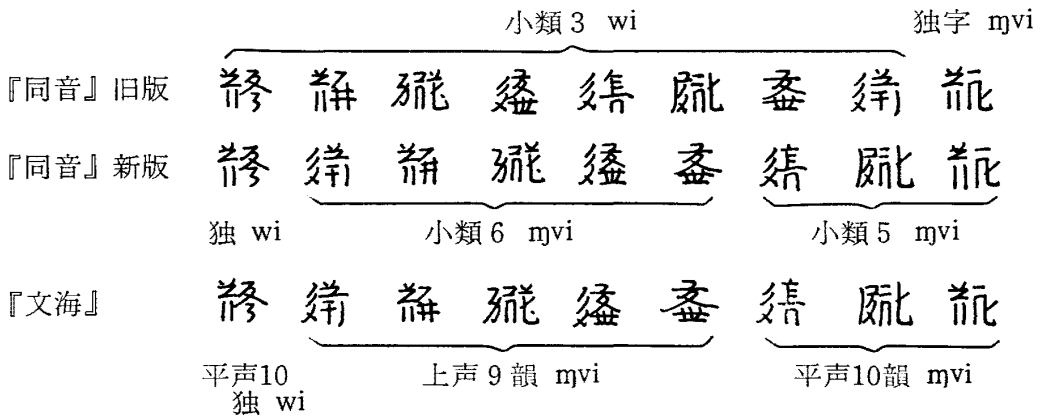

ここでも『同音』新版の分類は，『文海』の組織と合致する。

上掲の反切下字を整理すると，はじめの二つの小韻に平声11韻の 行 が使われるほか，つぎの三類にわかれる。

反切下字 I　[illegible] → [illegible] → [illegible] ⇄ [illegible]（[illegible]）　-i

II　[illegible]（[illegible]）⇄ [illegible]（[illegible]）　$-^{w}i$

III　[illegible] ⇄ [illegible]（[illegible]）　$-i_2$

I 類は開口韻 -i，II 類は合口韻 $-^{w}i$，III 類は実体がはっきりしない $-i_2$ を代表したものと推定できる。I 類の文字は韻図では一段目に，II 類の文字は二段目に，III 類は三段目にそれぞれ配分されている。したがってこの確実な根拠から，筆者の以前の再構成形式に $-^{w}i$ と $-i_2$ をつけ加えることができる。

平声10韻・上声 9 韻の韻母と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-i	—	w-f- mv-	—	ɲ-	k-	—	tš-tšh- š-(ⁿdž-)	ʔ-	l-ž-
$-^{w}i$	—	—	—	—	—	—	-tšh- š-(ⁿdž-)	—	—
$-i_2$	—	—	—	—	—	—	-tšh-š-	—	—

『文海雑類』に [illegible]（上 9）ⁿdžɪ〈腰かけ〉と [illegible]（平10）ⁿdž^{w}i〈とかす〉が登録されている。

この韻母は，重唇音，舌頭音，歯頭音とは結びつかない上に，開口韻 -i と合口韻 $-^{w}i$ と $-i_2$ の対立があるのは正歯音のみであることがわかる。

正歯音 tšh- をもつ三形式の弁別は，具体的には同じ反切上字をもったつぎの単語に見られる。

7　[illegible]　[illegible]　tšhi　〈肉〉

10　[illegible]　[illegible]　tšh^{w}i　〈塩からい〉

15　[illegible]　[illegible]　tšhi_2　〈言葉をしめる〉

tšhʷi〈塩からい〉は，𗍫 tshɨ（上28）〈塩〉と対立する。

さて，韻図10の西夏文字を筆者の再構成形式に書き改めてみよう。二段目の文字は合口韻 tšʷi を代表していると見て誤りはない。また三段目の文字は，初頭音が tš- であったのか，それとも tšh- であるのかを推定する根拠がなかったが，この韻図が流風音類を除き無声無気音のみを登録していることから[8]，その音節は $tši_2$ であったと決定できるのである。

No. 620

ʔi	tši	ki	○	wi
○	tšʷi	○	○	○
○	$tši_2$	○	○	○
		○ li		
		○ ži		
		tši（平声10韻代表字）		
		tši（上声9韻代表字）		

11. 韻図11　平声11韻・上声10韻

『五音切韻』韻図11は，西夏語の平声11韻および上声10韻の特定の音節形式を図示したものである。

No. 620（13b）と No. 623（15a）では一段目の重唇・軽唇音，舌頭音，牙音，喉音の枠に西夏字があり，二段目は牙音と歯頭・正歯音の枠に，三段目は舌頭音と歯頭・正歯音の枠にそれぞれ西夏字が記入されている。五段目と六段目の流風音類の枠には，西夏字二字が配置される。

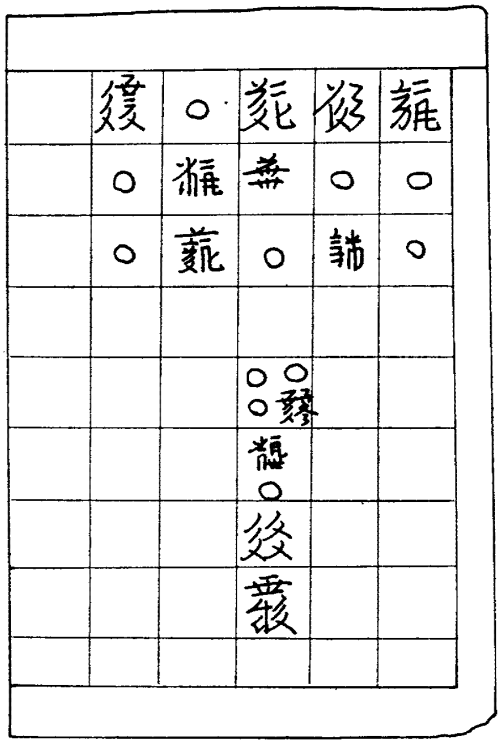

図11　平声11韻・上声10韻 No. 620

No. 621（11a）では三段目の舌頭音の枠に置かれた文字が右端の重唇・軽唇音の枠に移されているが，この文字は舌頭音類に属するため，No. 621 は書き誤った可能性が大きいと見なければならない。

筆者は平声11韻・上声10韻の韻母に -iɦ と -ʷiɦ を再構成した。

まず，『文海』の各小韻の反切およびそれに相応すると考えられる上声韻をあげてみよう。この韻類の所属字と小韻の数はかなり多い。

(8) wi>[ʍi]はすでに完了していたものと考えられる（cf. p. 27注(5)）。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
11. 1	紆	祕藪	重唇 64	p-iɦ			
2	䌛	詼茫	重唇 23	ph-iɦ	𦍒	重唇 23	ph-iɦ
3	麻	𢦏藪	重唇 独	ph-iɦ			
4	毗	𢧵𤣥	重唇 30	m-iɦ	紕	重唇 30	m-iɦ
5	藪	𢧵蔽	重唇 30	m-iɦ			
6	𦍒	祕茫	重唇 1	mb-iɦ	𢇁	重唇 1	mb-iɦ
7	𢇁	𨻰𢧵	重唇 3, 1	mb-iɦ	𢇁	重唇 2	mb-iɦ
8	𢧵	刻𤣥	舌頭 84	t-iɦ	𠀤	舌頭 84	t-iɦ
9	𨻰	𨻰蔑	舌頭128	th-iɦ	𢇁	舌頭128	th-iɦ
10	𢇁	𢇁蔑	舌頭170	n-iɦ	𠀤	舌頭 46	n-iɦ
11	𢇁	𤣥蔑	舌頭135	nd-iɦ	𠀤	舌頭136	nd-iɦ
12	茫	𢇁𤣥	牙116	k-iɦ			
13	𢇁	𢇁蔑	牙 29	kh-iɦ	𢇁	牙 29	kh-iɦ
14	𢇁	𢇁蔑	牙 42	ŋg-iɦ	𢇁	牙 43	ŋg-iɦ
					𢇁	歯頭 23	ts-iɦ
15	𢇁	𢇁蔽	歯頭12-13	tsh-iɦ	𢇁	歯頭 12	tsh-iɦ
16	𢇁	𢇁茫	歯頭 24	s-iɦ	𢇁	歯頭 24	s-iɦ
17	蔑	𢇁蔽	歯頭 21	s-iɦ			
18	𢇁	𢇁茫	喉 17	ʔ-iɦ			
19	𢇁	𢇁茫	喉 38	x-iɦ			
20	𢇁	𢇁𢇁	流風 15	ž-iɦ	𢇁	流風13-14	ž-iɦ
21	𢇁	𢇁蔑	舌頭 独	th-ʷiɦ			
22	𢇁	𢇁𢇁	牙 90	k-ʷiɦ			
23	𢇁	𢇁𢇁	牙 独	kh-ʷiɦ			
24	𢇁	𢇁𢇁	牙 独	ŋ-ʷiɦ	𢇁	牙 独	ŋ-ʷiɦ
25	𢇁	𢇁𢇁	牙 独	ŋg-ʷiɦ	𢇁	牙 51	ŋg-ʷiɦ
26	𢇁	𢇁𢇁	歯頭 独	ts-ʷiɦ			
27	𢇁	𢇁𢇁	歯頭 独	s-ʷiɦ			
28	𢇁	刻𢇁	舌頭 独	t-iɦ₂			

29	繩	䌛䌛	舌頭170	n-iɦ$_2$	䌛	舌頭170	n-iɦ$_2$
30	蕤	氷 䌛	歯頭 23	ts-iɦ$_2$			
31	蕤	蕤	歯頭 32	s-iɦ$_2$	䌛	歯頭 32	s-iɦ$_2$
32	䌛	䌛	流風 独	l-iɦ$_2$			
					䌛	喉 63	ʔ^{w}-iɦ$_2$

以上の反切下字を帰納すると四類になるが，それに Ⅰa Ⅰb，Ⅱ，Ⅲ類の指標をつけた。

反切下字Ⅰa 䌛 → 䌛 ⇄ 䌛 ← 䌛 ↗ 䌛 } -iɦ

Ⅰb 䌛 ⇄ 䌛(䌛)

Ⅱ 䌛 ⇄ 䌛 ← 䌛 -^{w}iɦ

Ⅲ 䌛 → 䌛 ⇄ 䌛 -iɦ$_2$

Ⅰ類は開口韻 -iɦ，Ⅱ類は合口韻 -^{w}iɦ，Ⅲ類はまだ実体がはっきりしない -iɦ$_2$ の各韻母を代表した。韻図10では，反切下字Ⅰ類の字を一段目に，Ⅱ類の字を二段目に，そしてⅢ類の字を三段目に置いていることは明らかである。しかしⅠ類の中には，厳密に見るとⅠa とⅠb があって，互いに系聯しないばかりか，重唇音（ph- m- mb-）と歯頭音（s-）をもつ音節で，Ⅰa とⅠb は対立するのである。

䌛	䌛䌛	ph-Ib	䌛	䌛䌛	m-Ib
䌛	䌛䌛	ph-Ia	䌛	䌛䌛	m-Ia
䌛	䌛䌛	mb-Ib	䌛	䌛䌛	s-Ib
䌛	䌛䌛	mb-Ia	䌛	䌛䌛	s-Ia

反切上字は，䌛 と 䌛 が系聯しないほかは，いずれも系聯していて，それぞれ実質上西夏語の一つの声母を代表していたことは確かである。

反切上字 [illegible] → [illegible] ⇄ [illegible] m- [illegible] → [illegible] ⇄ [illegible] mb-

[illegible] → [illegible] → [illegible] → [illegible] s-
(上28)
‖
[illegible] (上3)

上記の対立セットを厳密に表記する必要があるときには，mifi̇(a) mifi̇(b) のようにしたい。おそらく前者は平声であり，後者は平去声であった対立を反映しているものと考えられる（cf. p. 100 補注）。

合口韻 ŋgʷifi̇ の平声と上声の間には，つぎのような対立関係を示す単語がある。

[illegible] ŋgʷifi̇（平） 〈裘〉　[illegible] ŋgʷifi̇（上） 〈服を着る〉

[illegible] ŋgʷifi̇（上） 〈衣服〉

同一の形式 ŋgʷifi̇（上）が動詞にも名詞にも使えたのを弁別するため，文字面で書き分けたのである。

平声11韻・上声10韻の韻母と声母の連続関係を表示すると，これらの韻母は軽唇音，舌上音，正歯音とは全く結び付かないことがわかる。

韻母＼声母		重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
開口 -ifi̇	平	p-ph- m-mb-	—	t-th- n-nd-	—	k-kh- ŋg-	tsh- s-(ⁿdz-)	—	ʔ-x-	ž-
	上	ph- m-mb-	—	t-th- n-nd-	—	kh- ŋg-	ts-tsh- s-(ⁿdz-)	—	—	(hl-)ž-
合口 -ʷifi̇	平	—	—	th-	—	k-kh- ŋ-ŋg-	ts- s-	—	—	—
	上	—	—	—	—	ŋ-ŋg-	—	—	—	—
-ifi̇₂		—	—	t-n-	—	—	ts-s- (ⁿdz-)	—	ʔʷ-	l-hl-

合口韻は舌頭音，牙音，歯頭音に限ってあらわれ，-ifi̇₂ と連続する声母は舌頭音，歯頭音，喉音，流風音に限られる。

『文海雑類』には [illegible] [illegible] ⁿdzifi̇（平11）〈争い〉，[illegible] [illegible] （平11）ⁿdzifi̇₂（この反切下字はⅢ類）〈親戚〉，[illegible] [illegible] （平11）hlifi̇₂（この反切

下字はⅢ類）〈取る〉，疏　緣無（上10）ⁿdzifi（反切下字はⅠb）〈糧食〉，
𢦏　𢦏祇（上6）hlifi（反切下字はⅠb）〈生れる〉が登録されている。

No. 620

ʔifi	○	kifi	tifi	pifi
○	tsʷifi	kʷifi	○	○
○	tsifi₂	○	tifi₂	○
		○　○		
		○　žifi		
		lifi₂		
		○		
		tshifi（平声11韻代表字）		
		tshifi（上声10韻代表字）		

No. 620 の韻図11を筆者の再構成形式によって書き改めると左のようになる。

12.　韻図12　平声12韻・上声11韻

『五声切韻』韻図12は，平声12韻と上声11韻の特定の音節形式を図示したもので，No. 620 (14a)，623 (15b)，621 (11b) いずれも同じ文字の配列を示している。第一段目は歯頭・正歯音の枠に一字，二段目は重唇・軽唇の枠と舌頭音の枠にそれぞれ一字づつ西夏字が置かれている。五段目の流風音類の枠には，一枠の中に西夏字一字と丸印３つが埋め込まれ，この韻類に属する流風音を初頭にもつ形式は一種類であることを示している。

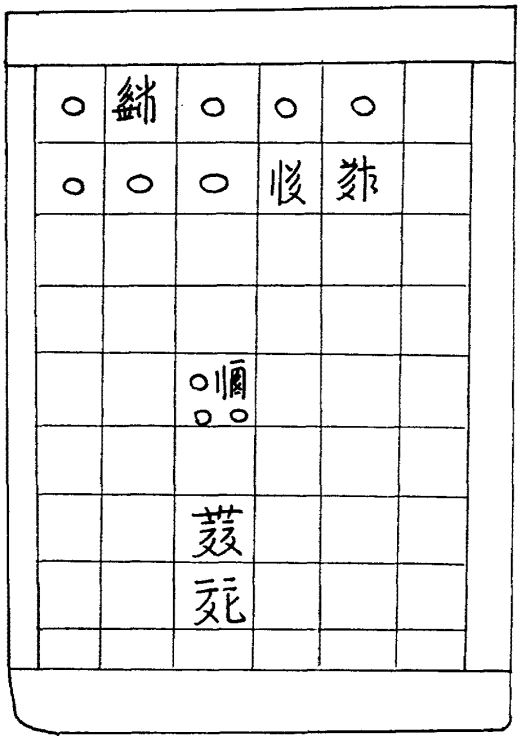

図12　平声12韻・上声11韻 No. 620

『文海』で平声12韻に所属する文字の数は少く，全体で７字に限られ，上声韻字も15字しかない。筆者は以前，この韻類には，合口音の韻母 -ʷɪfi 一種類しかないと推定したが，この韻図を根拠に開口韻 -ɪěfi と合口韻 -ʷɪěfi の二つの韻母の存在を考えたい。後者は上声韻に限られる。

『文海』の平声韻小韻の反切とそれに相応する上声韻の形式をあげよう。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
12. 1	𢦏	𢦏𢦏	重唇 73	mb-ɪěfi	𢦏	重唇 73	mb-ɪěfi

2	蹴	䐀䐀	重唇 25	m-ɪĕɦ	敉	重唇 24	m-ɪĕɦ
3	𢧢	蔑䐀	軽唇 27	w-ɪĕɦ			
4	䐀	䐀䐀	軽唇 独	w-ɪĕɦ			
5	䐀	䐀䐀	歯頭 独	ts-ɪĕɦ			
					𢧢	舌頭112	n-ɪĕɦ
					䐀	舌頭 独	t-ʷɪĕɦ
					䐀	流風 独	l-ɪĕɦ

反切下字は一類で，それを二つの文字をもって表記するもっとも簡単な方法を使っている。上声韻の舌頭音独字は合口韻，流風音独字は開口韻であった。

反切下字 䐀 ⇌ 䐀　-ɪĕɦ

この韻母 -ɪĕɦ と連続するのはつぎの数種類の声母で，この中，tsɪĕɦ，wɪĕɦ，tʷɪĕɦ，lɪĕɦ が，韻図に配置されている。筆者の再構成形式に書き改めて，韻図12の構成を右に示したい。

韻母＼声母	重唇音	軽唇音	舌頭音	歯頭音	流風
-ɪĕɦ	m-mb-	w-	n-	ts-	l-
-ʷɪĕɦ	m-mb-	—	t-	—	—

No. 620

○	tsɪĕɦ	○	○	○
○	○	○	tʷɪĕɦ	wɪĕɦ
		○ lɪĕɦ		
		○ ○		
		mbɪĕɦ（平声12韻代表字）		
		mbɪĕɦ（上声11韻代表字）		

13. 韻図13　平声13韻

韻図13は，平声13韻の特定の形式を図示したものである。西夏語にはこれに相応する上声韻形式は一音節しかなかった。したがって上声韻類をたてていない。筆者は以前にこの韻類を平声12韻と相補的な韻類として扱ったが，実際には両者が完全に補い合っておらず，重唇音 mb- にはじまる音節で対立することが判明したため，今後この平声13韻の韻母を $-ɪĕɦ_2$ として表記したい。

No. 620 (14b) では韻図第一段目は重唇音・軽唇音の枠に西夏字一字，二段目は牙音の枠に一字を置き，五段目の流風音の枠は，下列の右下に一字，左下と上列左右に丸印を書き込んでいる。No. 623 (16a) は No. 620 と合致するが，No. 621 (12a) は右上端の文字を消し，その左側に 䐀 を，右側に 䐀 を書き

込む。消した文字はこの二字の合体字であるという意味かも知れない。No. 620 の文字も No. 621 の文字も『文海』や『同音』には登録されていない。

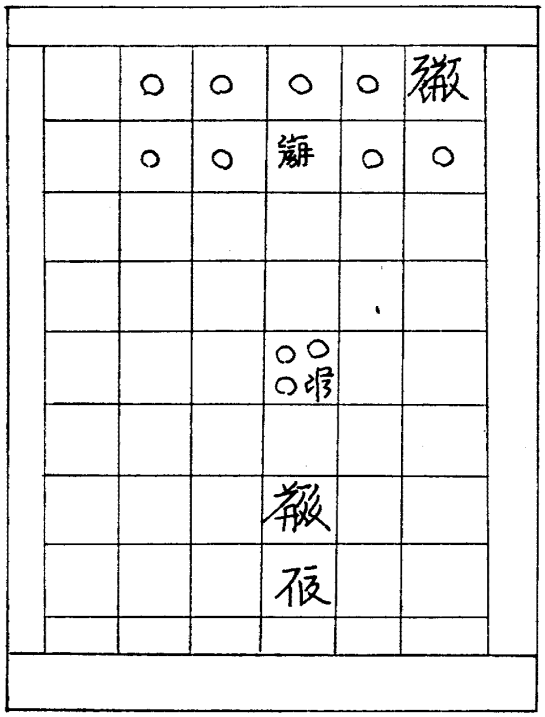

図13　平声13韻 No. 620

『文海』には，この平声13韻に所属する文字は8字あるが，それが六つの小韻に別けられている。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式
13. 1	𗍫	𗍫𗍫	重唇 独	mb-ɪĕɦ₂
2	𗍫	𗍫𗍫	牙 独	kh-ɪĕɦ₂
3	𗍫	𗍫𗍫	牙167	ŋg-ɪĕɦ₂
4	𗍫	𗍫𗍫	正歯100	š-ɪĕɦ₂
5	𗍫	𗍫𗍫	流 独	ž-ɪĕɦ₂ (上声)
6	𗍫	𗍫𗍫	牙178	k-ʷɪĕɦ₂

反切下字は互いに系聯して一類をなしているが，韻図をみると最後の小韻6は合口韻であった。

反切下字　𗍫(𗍫) ⇄ 𗍫 ← 𗍫　　-ɪĕɦ₂

この平声13韻に相応する上声韻は一形式のみあった。上に記した小韻5の žɪĕɦ₂ がそれである。『文海』で，この文字 𗍫〈務める〉につけられた注の中に 𗍫𗍫𗍫𗍫〈上声である也〉と書かれている。つまりその文字の発音表記に平声韻の反切下字を使ったが，実際は上声韻であると注釈したことになる。このような例はほかのところにもある。

No. 620

○	○	○	○	(?)pɪĕɦ₂
○	○	kʷɪĕɦ₂	○	○
		○ ○		
		○ žɪĕɦ₂		
		šɪĕɦ₂ (平声13韻代表字)		
		平 (声)		

韻図13を，筆者の再構成形式に改める。第一段重唇・軽唇音の枠に置かれた文字はその位置から pɪĕɦ₂ を表記したものと見なしておきたい。

14.　韻図14　平声14・上声12韻

『五音切韻』韻図14は，西夏語平声14韻と上声12韻の特定の形式を図示した

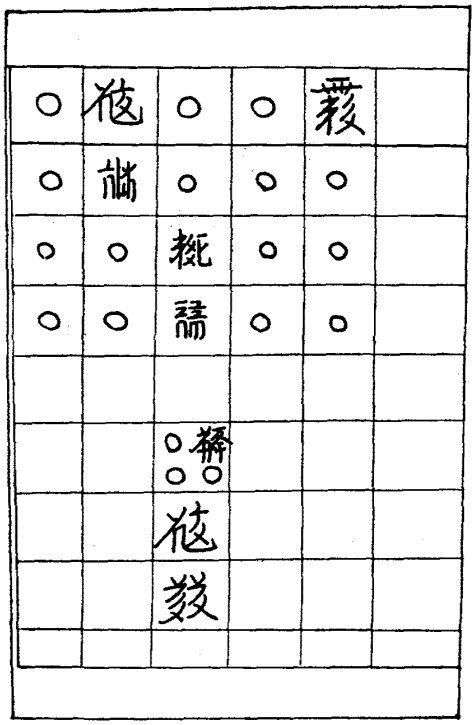

図14　平声14韻・上声12韻 No. 620

ものである。

No. 620 (15a) の第一段目には，重唇・軽唇音の枠と歯頭・正歯音の枠に各々一字を，二段目の歯頭・正歯音の枠に一字，三段目と四段目はいずれも牙音の枠に一字を置いている。六段目中央の流風音の枠には上列右に一字を書くほかは，上列左と下列左右に丸印を入れている。文字が置かれたところは，それぞれこの韻母をもった許容される音節があったことを意味している。

No. 623 (17b) は No. 620 と一致するが，No. 621 (12b) は四段目の字が 禘 と書かれ，六段目の文字が 𥳑 となっていて，共に偏の字形が相違している。前者は，No. 620，623 の字形が誤りで，No. 623 の音偏の方が正しい。ただし上声 7 韻に属する文字は sɪ であった。筆者の再構成形式によれば上声12韻は -ɪɦ であるから，sɪɦ の位置に sɪ が置かれている事実は，その音形式の近さから十分理解できる。

『文海』平声14韻の各小韻の反切とそれに相応すると考え得る上声韻をあげると，つぎのようになる。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
14. 1	𥳑	𦍒𢇁	軽唇 35	w-ɪɦ			
2	𢇁	𢆶𢇁	正歯 10	tš-ɪɦ	𢇁	正歯 57	tš-ɪɦ
3	𢆶	𢇁𢇁	正歯 82	tšh-ɪɦ			
4	𢇁	𢇁𢇁	正歯108	š-ɪɦ			
5	𢇁	𢇁𢆶	正歯 独	š-ɪɦ	𢇁	正歯 91	š-ɪɦ
6	𢇁	𢇁𥳑	重唇129	ph-ɪɦ	𢇁	重唇137	ph-ɪɦ
					𢇁	重唇 独	mb-ɪɦ
7	𥳑	𢇁𢇁	重唇 58	m-ɪɦ	𢇁	重唇 51	m-ɪɦ
8	𢇁	𢇁𢇁	舌頭 78	nd-ɪɦ	𢇁	舌頭78-79	nd-ɪɦ
9	𢇁	𢇁𥳑	舌頭 独	n-ɪɦ			

10	𢈔	𢈔𢈔	舌頭 独	n-ɪɦ	𢈔	舌頭 16	n-ɪɦ
11	𢇁	𢇁𢇁	牙117	k-ɪɦ			
12	𢇁	𢇁𢇁	牙 25	ŋ-ɪɦ	𢇁	牙 26	ŋ-ɪɦ
					𢇁	歯頭 独	tsh-ɪɦ
13	𢇁	𢇁𢇁	歯頭 70	s-ɪɦ			
14	𢇁	𢇁𢇁	流風 独	l-ɪɦ	𢇁	流風 独	l-ɪɦ
15	𢇁	𢇁𢇁𢇁	牙 独	ŋtš-ɪɦ			
16	𢇁	𢇁𢇁𢇁	牙 91	ŋš-ɪɦ			

さて反切下字は，最後の二つの小韻（15，16）を除くと，二類に帰納できる。

反切下字 I　𢇁 → 𢇁 ⇄ 𢇁（𢇁）　-ɪɦ[ɿ], [l]

II　𢇁（𢇁）→ 𢇁 → 𢇁 ⇄ 𢇁　-ɪɦ

↑

𢇁（𢇁）

I 類の反切下字は，軽唇音と正歯音の反切上字のみと連続して，おそらく [ɿ] または [l] を表記したものと推定できる。1 wɿ[ʍɿ] 2 tʂl 3 tʂhl 4 ʂl 5 ʂl，II 類は開口韻 -ɪɦ を代表した。

最後の二類は他の反切とは違った性格のもので，実際には子音結合を表記したものではないかと推測できる。いずれも上声韻字が使われているから，共に平の注記がついている。平声韻字があるにも拘らず何故上声韻が使われ平の注記が付けられたのか不明であるが，子音結合であることを意図した一つの表記手段と考えたのかも知れない。

15　𢇁　[ŋtʂl]（ŋtšɪɦ）〈咬む〉

16　𢇁　[ŋʂl]（ŋšɪɦ）〈槍〉　𢇁　[ŋʂl]（ŋšɪɦ）〈子供の服〉

平声14韻・上声12韻と初頭音の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ɿ-ʅ	—	w-	—	—	—	—	tš-tšh- š-	—	—
-ɪɦ	ph-mb- m-	—	n-nd-	—	k-ŋ-	tsh- s-	ŋtš-ŋš- —	—	l-(hl-)

平声14韻と上声12韻の韻母は，舌上音および喉音とは連続しなかった。

『文海雑類』には，lɪɦ（平）hlɪɦ（平・上）が登録されている。

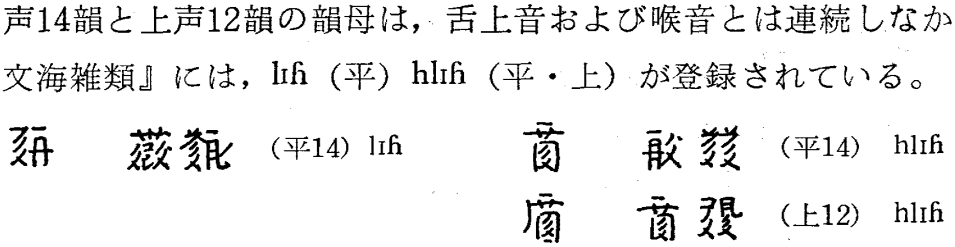

韻図14を筆者の再構成形式によって書き改めると，右のようになる。

No. 620

○	tšɪɦ (tʂl)	○	○	wɪɦ
○	šɪɦ (ʂl)	○	○	○
○	○	kɪɦ	○	○
○	○	sɪɦ	○	○
		○ lɪɦ		
		○ ○		

tšɪɦ（平声14韻代表字）
tšɪɦ（上声12韻代表字）

15. 韻図15　平声15韻・上声13韻

韻図15は，平声15韻・上声13韻に属する特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (15b) 韻図第一段は，重唇・軽唇音，舌頭・舌上音，牙音，歯頭・正歯音，喉音すべての枠に西夏字が置かれ，第二段目は重唇・軽唇音，舌頭・舌上音と喉音の枠に，第三段は牙音の枠にそれぞれ西夏字一字が配置されている。五段目の流風音類の枠には，上列下列ともに右側に西夏字が一字づつ書かれ，左側には上下とも丸印がつけられている。No. 623 (18a)，No. 621 (13a) は No. 620 と合致する。これらの西夏字はどのような音節形式を代表しているのであろうか。筆者は，平声15韻・上声13韻の韻母は開口韻と合口韻

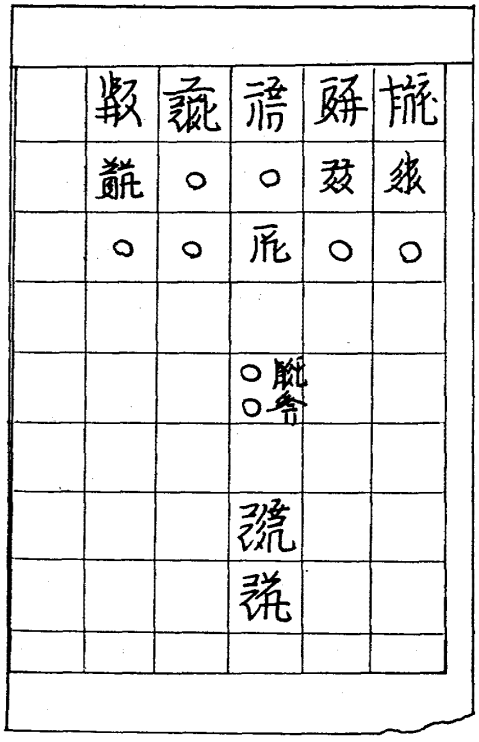

図15　平声15韻・上声13韻 No. 620

ともう一つの形式，合計三つの韻母があったと推定し，その形式を -əN，-ʷəN，-əN₂ によって表記する。

まず『文海』の平声韻の小韻とその反切およびそれらに相応する上声韻形式をあげてみたい。

		平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
15.	1	[illegible]	[illegible]	重唇 91	p-əN	[illegible]	重唇 91	p-əN
	2	[illegible]	[illegible]	重唇 独	m-əN			
	3	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	t-əN	[illegible]	舌頭 独	t-əN
	4	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	n-əN			
	5	[illegible]	[illegible]	牙 独	k-əN			
	6	[illegible]	[illegible]	歯頭 独	ts-əN			
	7	[illegible]	[illegible]	歯頭130	s-əN	[illegible]	歯頭130	s-əN
	8	[illegible]	[illegible]	喉 独	ʔ-əN			
						[illegible]	喉 35	x-əN
						[illegible]	喉 42	ɣ-əN
	9	[illegible]	[illegible]	流風 独	l-əN			
	10	[illegible]	[illegible]	流風 独	ž-əN	[illegible]	流風141	ž-əN
	11	[illegible]	[illegible]	軽唇 26	w-ʷəN			
	12	[illegible]	[illegible]	軽唇 26	mv-ʷəN			
	13	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	t-ʷəN			
	14	[illegible]	[illegible]	歯頭 68	s-ʷəN			
	15	[illegible]	[illegible]	喉 独	x-ʷəN			
	16	[illegible]	[illegible]	喉 独	ʔ-ʷəN			
	17	[illegible]	[illegible]	牙 独	k-əN₂			
	18	[illegible]	[illegible]	正歯 独	tšh-əN₂			

反切下字を帰納すると，Ⅰa.b.c.Ⅱ.Ⅲ の三類に別れる。Ⅰの a.b.c は初頭音との配分関係で補い合っているから一類と認められる。Ⅰ類は開口韻 -əN，Ⅱ類はそれにあたる合口韻 -ʷəN，Ⅲ類は実体のわからない開口韻 -əN₂ を代表する。いままでの韻図と同じく，開口韻 -əN は韻図第一段に，合口韻 -ʷəN

は韻図第二段に，-əN$_2$ は第三段にそれぞれ配置されている。

反切下字 Ia 𗤶 ⇄ 𗥃 -əN　　Ib 𗥃 → 𗥃 → 𗥃 -əN

Ic 𗥃 ⇄ 𗥃 -əN　　Id 𗥃 ⇄ 𗥃 -əN

II 𗥃 ⇄ 𗥃 -ʷəN

III 𗥃 ⇄ 𗥃 -əN$_2$

反切上字をもとに声母と韻母の連続関係を表示する。いまの資料による限り，上声韻には合口の形式はない。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-əN	p-m-	—	t-n-	—	k-	ts-s-	—	ʔ-x-	l-ž-
-ʷəN	—	w-mv-	t-	—	—	s-	—	ʔ-x-	—
-əN$_2$	—	—	—	—	k-	—	tšh-	—	—

この中，無声無気音の p- t- k- ts-（開口韻），w- t- ts- ʔ-（合口韻），k-（-əN$_2$ 韻）と流風音 l- ž- の音節が韻図に記入されていることがわかる。w- は実際には [ʌ](?)。

No. 620

ʔəN	tsəN	kəN	təN	pəN
ʔʷəN	○	○	tʷəN	wʷəN
○	○	kəN$_2$	○	○
		○ ləN		
		○ žəN		
		səN（平声15韻代表字）		
		səN（上声13韻代表字）		

韻図15を筆者の再構成形式によって書き改めると左のようになる。

16. 韻図16　平声16韻

韻図16は，平声16韻の特定の音節形式を図示したものである。西夏語平声16韻には，相応する上声韻はない[9]。No. 620（16a）の韻図第一段には，重唇・軽唇音，牙音，歯頭・正歯音の枠に西夏字が置かれ，二段目は牙音と喉音の枠に，三段目は，歯頭・正歯音と喉音の枠に，そして四段目は歯頭・正歯音の枠に西

(9) No. 621（13b）は，平声50＝上声43の韻図であり，（14a）は平声51＝上声44の韻図である。

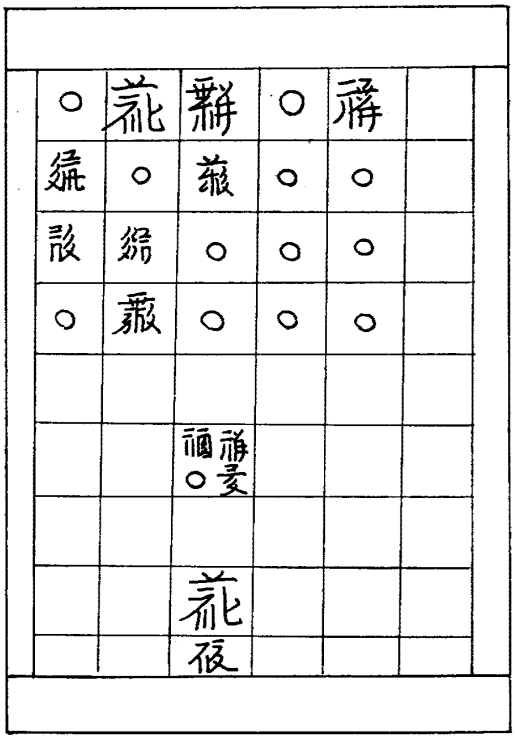

図16　平声16韻 No. 620

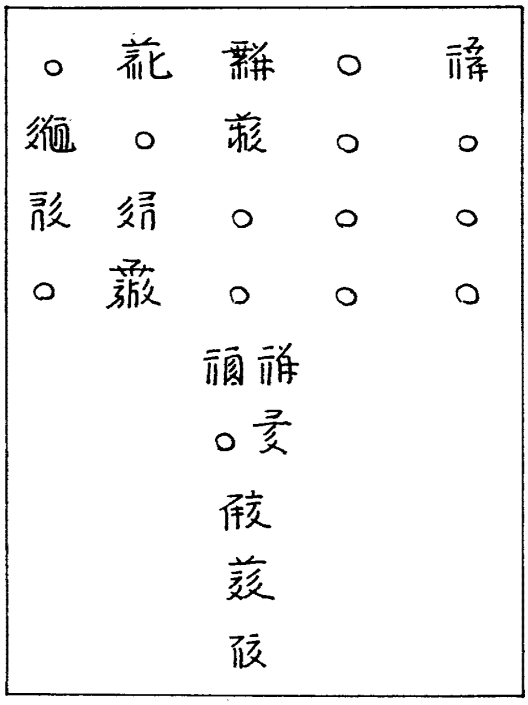

No. 7192 平声16韻

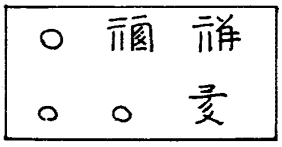

No. 623　六段目

No. 621

夏字が記入されている。六段目の流風音の枠には上列の左右二字と下列の右側に西夏字があり，下列の左側には丸印が置かれている。No. 623 (18b) では流風音類の枠がやや異っていて，上下列ともさらに丸印が各々一つ加っている。No. 621 (14b) の韻図では，二段目喉音の枠の字が𗼇になり，韻類代表字も違っている。そのほか No. 7192 に平声16韻の韻図が含まれ，二段目の喉音の枠の字と韻類代表字のところが No. 621 と一致する。

この韻図はどのような西夏語形式を代表しているのであろうか。筆者は平声16韻に，-ĭəN，-ʷĭəN，-ĭəN$_2$ の三つの韻母を推定している。

まず『文海』の平声韻各小韻の反切をあげてみよう。

		平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式
16.	1	𗼇	𗼇𗼇	正齒 独	ňtš-ĭəN
	2	𗼇	𗼇𗼇	重唇 独	p-ĭəN
	3	𗼇	𗼇𗼇	重唇 独	ph-ĭəN
	4	𗼇	𗼇𗼇	重唇 独	m-ĭəN

5	𢦏	𢦏	𢦏	牙146	k-ĭəN
6	𢦏	𢦏	𢦏	牙 独	kh-ĭəN
7	𢦏	𢦏	𢦏	牙 独	kh-ĭəN
8	𢦏	𢦏	𢦏	牙 独	ŋ-ĭəN
9	𢦏	𢦏	𢦏	正歯 独	tš-ĭəN
10	𢦏	𢦏	𢦏	正歯102	tšh-ĭəN
11	𢦏	𢦏	𢦏	正歯 54	š-ĭəN
12	𢦏	𢦏	𢦏	喉 独	ʔy-ĭəN
13	𢦏	𢦏	𢦏	流風 独	l-ĭəN
14	𢦏	𢦏	𢦏	流風 独	ž-ĭəN
15	𢦏	𢦏	𢦏	牙111	k-ʷĭəN
16	𢦏	𢦏	𢦏	正歯 独	tšh-ʷĭəN
17	𢦏	𢦏	𢦏	喉 独	ʔy-ʷĭəN
18	𢦏	𢦏	𢦏	軽唇 独	x-ʷĭəN
19	𢦏	𢦏	𢦏	喉 独	ʔ-ʷĭəN
20	𢦏	𢦏	𢦏	流風 独	l-ʷĭəN
21	𢦏	𢦏	𢦏	歯頭 独	ts-ĭəN$_2$
22	𢦏	𢦏	𢦏	歯頭 50	tsh-ĭəN$_2$
23	𢦏	𢦏	𢦏	歯頭 独	s-ĭəN$_2$
24	𢦏	𢦏	𢦏	歯頭 独	ts-ĭəN
25	𢦏	𢦏	𢦏	歯頭 独	tsh-ĭəN

上記の反切の下字を帰納すると，最初の小韻と最後の二つの小韻（24 と 25）を除いて，つぎのⅠ．Ⅱ．Ⅲ類にまとまる。

反切下字Ⅰ　𢦏 → 𢦏 → 𢦏 ⇄ 𢦏　　-ĭəN

Ⅱ　𢦏 → 𢦏 → 𢦏 ⇄ 𢦏　　-ʷĭəN

Ⅲ　𢦏 ⇄ 𢦏　　-ĭəN$_2$

反切下字Ⅰ類は開口韻 -ĭəN を代表し，韻図の一段目に置かれ，反切下字Ⅱ類はそれにあたる合口韻 -ʷĭəN で，韻図の二段目に位置する。Ⅲ類は，-ĭəN$_2$ で

表記したが，これは歯頭音と連続する音節に限られる。したがって，声母との分配関係を考えるととくにその韻母を -ĭəN$_2$ と表記する必要はないけれども，上述のそのほかの韻類とのつり合いと韻図においてそれが四段目の位置に置かれているところから，その上『文海』の小韻の配列順序から見て，その形式を -ĭəN$_2$ としておきたい。最初の小韻は反切表示ではなく 𗍊𗍊 は ni-tšĭəN＝ňtšĭəN を意図したものと考えられる。その注に〈経典真言（陀羅尼）中に用う〉とある。はじめの文字は 𗍊 と同音であり，No. 621，No. 7192 の韻図の代表字を 𗍊𗍊 と書いているのは，この ňtšĭəN を示しているものと考えたい。最後の二つの小韻にあたる 𗍊 と 𗍊 は共に漢人の姓を表記するために作られた字形であるが，一般に外国音の音写に転用されている。

『文海』の小韻18 𗍊 は『同音』では（新版，旧版共）軽唇音類独字に属し，〈地名〉の注がある。しかしその反切上字 𗍊 は喉音類に属している。これは西夏語において，x- と f- が相通する関係にあったことを意味しているのであろう。f-には，両唇摩擦音Φ-を推定した方が適当であるかも知れない。

開口と合口の形式はつぎのように対立するが，平声16韻の文字には〈部姓，人名，地名，真言〉などの音写文字が多い。

𗍊	kĭəN	〈部姓（金），地名〉	𗍊	k^{w}ĭəN	〈漢語の君〉
𗍊	tšhĭəN	〈部姓，地名〉	𗍊	tšh^{w}ĭəN	〈再審〉
𗍊	ʔyĭəN	〈部姓（寅）〉	𗍊	ʔy^{w}ĭəN	〈部姓〉
𗍊	lĭəN	〈真言〉	𗍊	l^{w}ĭəN	〈真言，人名〉

平声16韻の韻母と声母の配分関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ĭəN	p-ph- m-	—	—	—	k-kh- ŋ-	—	tš-tšh- š-ňtš-	ʔy-	l-ž-
-^{w}ĭəN	—	(f-)	—	—	k-	—	tš-tšh-	ʔy-x- ʔ-	l-
-ĭəN$_2$	—	—	—	—	—	ts-tsh- s-	—	—	—

平声16韻の韻母は，したがって，（軽唇音，）舌頭音，舌上音とは，全く結び付かないことがわかる。

No. 620

○	tšĭəN	kĭəN	○	pĭəN
ʔyʷĭəN	○	kʷĭəN	○	○
ʔyĭəN	tsĭəN	○	○	○
○	tsĭəN₂	○	○	○
	lʷĭəN	lĭəN		
	○	žĭəN		
		tšĭəN（平声16韻代表字）		
		平（声）		

韻図16を筆者の再構成形式によって書き改める（左図）。

No. 621，No. 7192 の韻図で ʔyʷĭəN の替りに記録される 緬 は平声30韻に属し，音形式は sʷɨ であったから，この位置に入れるのは誤りであろう。

17. 韻図17　平声17韻・上声14韻

韻図17は，西夏語平声17韻と上声14韻の特定の形式を図示したものである。No. 620（16b）の韻図では，第一段および第二段の重唇・軽唇音，舌頭・舌上音，牙音，歯頭・正歯音，喉音の枠すべてに西夏字が置かれている。第三段目には舌頭・舌上音の枠に一字が，流風音類のところは五段目上下列右側に各一字と六段目の上列に一字がそれぞれ書かれている。

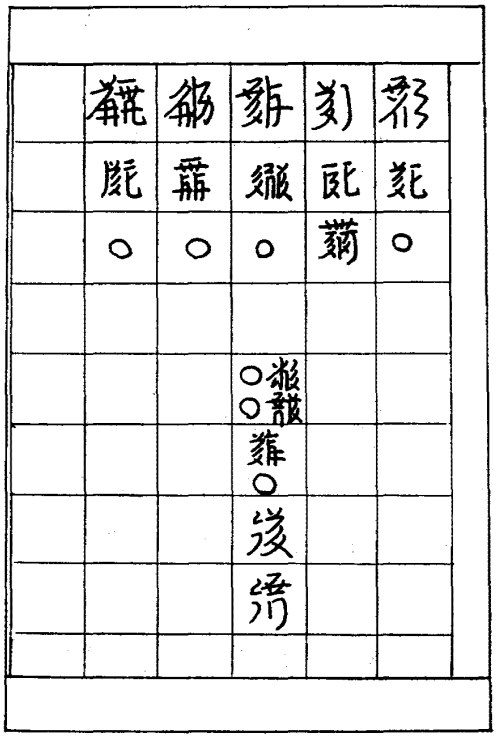

図17　平声17韻・上声14韻 No. 620

No. 623（20a）は，No. 620 と一致するが No. 621 は，三段目舌頭・舌上音の枠の字が 蔟 であるのと韻類代表字が違っている。

さてこれらの西夏字がどのような西夏語音節を代表しているのであろうか，筆者は平声17韻・上声14韻には二つの韻母，開口韻 -ɑɦ と合口韻 -ʷɑɦ を推定している。

No. 621 の韻類代表字

『文海』平声17韻の各小韻の反切とそれに相応すると考えられる上声韻形式をつぎにあげよう。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
17. 1	彩	該	重唇 96	p-ɑɦ	讀	重唇 独	p-ɑɦ

2			重唇 60	ph-aɦ			
3			重唇 60	ph-aɦ			
4			重唇 独	mb-aɦ		重唇 52	mb-aɦ
5			重唇139	m-aɦ		重唇 78	m-aɦ
6			舌頭109-110	t-aɦ			
7			舌頭 22	th-aɦ		舌頭 21	th-aɦ
8			舌頭 1	n-aɦ			
9			舌頭 独	n-aɦ		舌頭 53	n-aɦ
10			牙 2	k-aɦ		牙 2	k-aɦ
11			牙155	kh-aɦ		牙155	kh-aɦ
						牙 35	hŋ-aɦ
12			牙 98	ŋ-aɦ		牙 98	ŋ-aɦ
13			歯頭113	ts-aɦ			
14			歯頭 17	tsh-aɦ		歯頭 16	tsh-aɦ
15			歯頭 18	s-aɦ		歯頭 18	s-aɦ
16			歯頭 独	s-aɦ			
17			喉 11	ʔ-aɦ		喉 91	ʔ-aɦ
18			喉 93	x-aɦ		喉 65	x-aɦ
19			喉 12	ʔ-aɦ			
20			流風 6	l-aɦ		流風5-6	l-aɦ
21			流風 5	l-aɦ			
22			流風103	ž-aɦ		流風103	ž-aɦ
23			軽唇 22	mv-ʷaɦ		軽唇 独	mv-ʷaɦ
24			舌頭 独	t-ʷaɦ		舌頭168	t-ʷaɦ
25			牙 22	k-ʷaɦ			
26			牙 88	kh-ʷaɦ		牙 89	kh-ʷaɦ
27			歯頭111	ts-ʷaɦ			
28			歯頭 独	tsh-ʷaɦ			
29			歯頭106	s-ʷaɦ			
30			喉 34	ʔ-ʷaɦ			

31	侈	嗌	喉 61	x-ʷaɦ	㖞	喉 76	x-ʷaɦ
32	𢖍	𢖍	牙134	ŋʷ-aɦ₂			
33	𢖍	𢖍	舌頭 独	n-aɦ₂			
34	𢖍	𢖍	歯頭126	tsh-aɦ₂			
35	𢖍	𢖍	歯頭116	s-aɦ₂			
36	𢖍	𢖍	流風	l-aɦ₂	𢖍	流風 97	l-aɦ₂

『文海』の平声17韻に所属する小韻はかなり多く，36類に分けられている。しかし，その中には当時の形態よりもより古い形式を根拠にして弁別したためか，そこに与えられた反切による限り2つの小韻が同じ音節であったとせざるを得ない場合が含まれているのである。小韻2と3の反切上字は同じく平声1韻の同じ小韻に属する phu であって，全く区別がない。また『同音』の所属小類も同一である。小韻8と9も区別がなく，その反切上字は系聯し

小韻9　小韻8

「𢖍 → 𢖍 → 𢖍」共に n- を代表するから，小韻8 naɦ，小韻9 naɦ となる。小韻15と16も同じで，反切上字𢖍と𢖍は，『文海』『同音』で同じグループに入っている。小韻20と21の反切上字も同じ一類に入り相通する。𢖍 → 𢖍 したがって，それらはいずれも『文海』の反切による限り，仮空の弁別にすぎないように見える。しかし，古い形式上の対立を反映した声調の対立，平声と平去声を根拠にこの小韻を別けたものと推定したい（cf. p. 100）。

上声韻 ŋaɦ には対立する hŋaɦ があった。

						漢字表記	チベット文字表記	
牙98	𢖍	ŋaɦ	〈から〉	𢖍	ŋaɦ 〈卵〉	。我	dngaḥ	ngaḥ
牙35	𢖍	hŋaɦ	〈我〉	𢖍	hŋaɦ 〈部姓第五子〉	遏輕	nga	ngaḥ

この二形式は漢字表記で弁別されている。後者には上声韻字のみで，平声韻字がない。

『文海雑類』にも平声17韻・上声14韻の音節をもつ文字が登録されている。

𢖍　𢖍　hlaɦ　（平17）〈火をつける〉

𢖍　𢖍　ⁿdzaɦ（平17）〈測る〉

『文海』平声韻反切下字は，つぎのⅠ．Ⅱ．Ⅲ類に帰納できる。Ⅰa とⅠb は

声母との連続関係で補い合っており，Ⅰ類は開口韻 -aɦ を，Ⅱ類はその合口韻 -ʷaɦ を，Ⅲ類は他の韻類と同じく -aɦ₂ をそれぞれ代表する。

反切下字Ⅰa 𗍫→𗍬⇄𗍭＝𗍮←𗍯←𗍰←𗍱←𗍲

Ⅰb 𗍳（𗍴）⇄ 𗍵（𗍶）　　-aɦ

Ⅱ 𗍷⇄𗍸←𗍹←𗍺　　-ʷaɦ

Ⅲ 𗍻⇄𗍼　　-aɦ₂

反切下字Ⅰ類をもつ文字は韻図の一段目に，Ⅱ類をもつ文字は二段目に置かれている。流風音類の枠の三段目には，反切下字Ⅲ類の文字があるが，舌頭音類の三段目の文字は『文海』『同音』共に登録されていない。しかし，その文字は taɦ₂ を表記しているものと推測できる。

平声17韻・上声14韻の韻母と声母の連続関係を表示する。

声母＼韻母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-aɦ	p-ph- mb-m-	—	t-th- n-	—	k-kh- ŋ-hŋ-	ts-tsh- s-(ⁿdz-)	—	ʔ-x-	l-ž- (hl-)
-ʷaɦ	—	ŋv-	t-	—	k-kh-	ts-tsh- s-	—	ʔ-x-	—
-aɦ₂	—	—	n-	—	ŋʷ-	tsh-s-	—	—	l-

No. 620

ʔaɦ	tsaɦ	kaɦ	taɦ	paɦ
ʔʷaɦ	tsʷaɦ	kʷaɦ	tʷaɦ	ŋvʷaɦ
○	○	○	taɦ₂	○
		○ laɦ		
		○ žaɦ		
		laɦ₂		
		○		
		xaɦ（平声17韻代表字）		
		xaɦ（上声14韻代表字）		

これらの韻母は，舌上音，正歯音とは全く連続しないことがわかる。

韻図17を，筆者の再構成形式によって書き改めると左のようになる。ŋv- は，すでに w- になっていたのであろう（cf.（上）107頁）。

18. 韻図18　平声18韻・上声15韻

韻図18は，西夏語平声18韻と上声17韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 では第一段目の重唇・軽唇者の枠，牙音，歯頭・正歯者の枠にそ

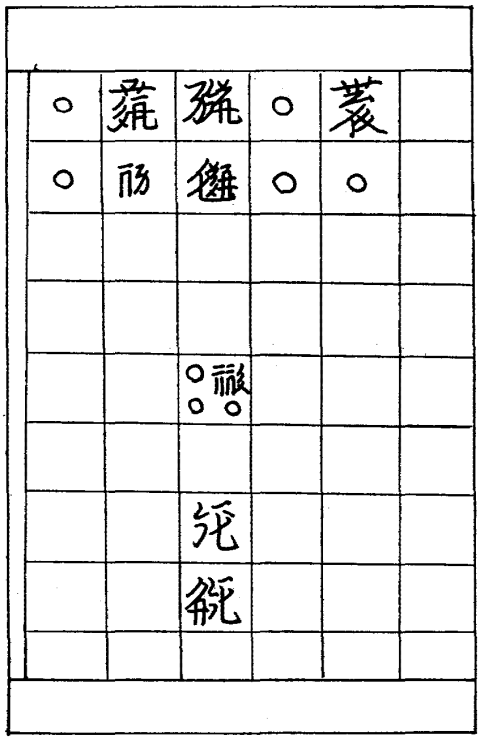

図18　平声18韻・上声15韻 No. 620

れぞれ一字が書き込まれている。二段目には，牙音と歯頭・正歯音の枠にそれぞれ西夏字一字があり，流風音の枠には上列右側に一字小さく書かれているのみで，上列左側と下列左右には丸印が記入される。筆者は平声18韻・上声15韻には，二つの韻母開口韻 -a とその合口韻 -ʷa を再構成する。No. 623 (20b) は，No. 620 と合致し，No. 621 (15b) は，平声韻の韻類代表字が欠けている。

『文海』の平声韻各小韻の代表字とその反切そしてそれらに相応する上声韻形式をつぎにあげる。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
18. 1	𗥤	𗥤𗅀	重唇 67	p-a			
2	𗥤	𗥤𗅀	重唇 54	ph-a	𗥤	重唇 独	ph-a
3	𗥤	𗥤𗅀	重唇 独	ph-a			
4	𗥤	𗥤𗅀	重唇 独	mb-a	𗥤	重唇 独	mb-a
5	𗥤	𗥤𗅀	牙 6	k-a	𗥤	牙 6	k-a
6	𗥤	𗥤𗅀	牙 独	kh-a	𗥤	牙 48	kh-a
7	𗥤	𗥤𗅀	正歯115	tš-a			
8	𗥤	𗥤𗅀	正歯 36	tšh-a			
9	𗥤	𗥤𗅀	正歯	š-a	𗥤	正歯 独	š-a
10	𗥤	𗥤𗅀	喉 48	ʔ-a	𗥤	喉 独	ʔ-a
11	𗥤	𗥤𗅀	喉 独	x-a			
12	𗥤	𗥤𗅀	流風102	l-a	𗥤	流風 独	l-a
13	𗥤	𗥤𗅀	牙 165	k-ʷa			
14	𗥤	𗥤𗅀	牙 独	kh-ʷa			
15	𗥤	𗥤𗅀	正歯 独	tš-ʷa			

16	𗼈	𗼈𗼈	正歯	tšh-ʷa				
					𗼈	正歯 独	š-ʷa
17	𗼈	𗼈𗼈	喉 独	ʔ-ʷa				
18	𗼈	𗼈𗼈	喉 独	x-ʷa	𗼈	喉 独	x-ʷa
19	𗼈	𗼈𗼈𗼈	牙 独	khamba				

平声18韻の反切下字を整理すると，Ⅰ類とⅡ類の二組に帰納できる。

反切下字Ⅰ　𗼈 → 𗼈 → 𗼈 ⇄ 𗼈(𗼈)　　-a

　　Ⅱ　𗼈 → 𗼈 ⇄ 𗼈　　-ʷa

Ⅰは開口韻 -a で韻図の一段目に，Ⅱは合口韻 -ʷa を代表し，韻図の二段目に配置される。

たとえば開口韻音節と合口音節の間につぎのような対立がある。

𗼈	tša 〈断崖〉	𗼈	tšha 〈色美しい〉
𗼈	tšʷa 〈人名〉	𗼈	tšhʷa 〈侵掠〉

上声韻 𗼈 には合口の形式 šʷa を推定できる。これは，漢語朔を借用した形であろう。同じく合口の xʷa は，漢語華や花の表記に使われる。

最後の小韻19は，反切表記ではなく□□合と記されているように，二つの文字を合一した形式がその発音であることを示している。上字 kha と下字 mba を合わせて khamba と読んだのであろう。

『文海雑類』には 𗼈　𗼈𗼈 (上15) ⁿdža 〈逆立つ〉 が登録されている。

平声18韻・上声15韻の韻母と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-a	p-ph- mb-	—	—	—	k-kh-	—	tš-tšh- š-(ⁿdž-)	ʔ-x-	l-
-ʷa	—	—	—	—	k-kh-	—	tš-tšh- š-(上)	ʔ-x-	—

この韻母は，軽唇，舌頭，舌上，歯頭の各声母とは連続しない。また流風音

No. 620

○	tša	ka	○	pa
○	tšʷa	kʷa	○	○
		○ la		
		○ ○		
		ša (平声18韻代表字)		
		ša (上声15韻代表字)		

の声母は l- 一種で，しかも開口韻に限られている事実も，韻図の上によく反映している。

韻図18を，筆者の再構成形式で書き改めると左のようになる。

19. 韻図19 平声19韻・上声16韻

韻図19は，西夏語平声19韻と上声16韻の特定の形式を図示したものである。

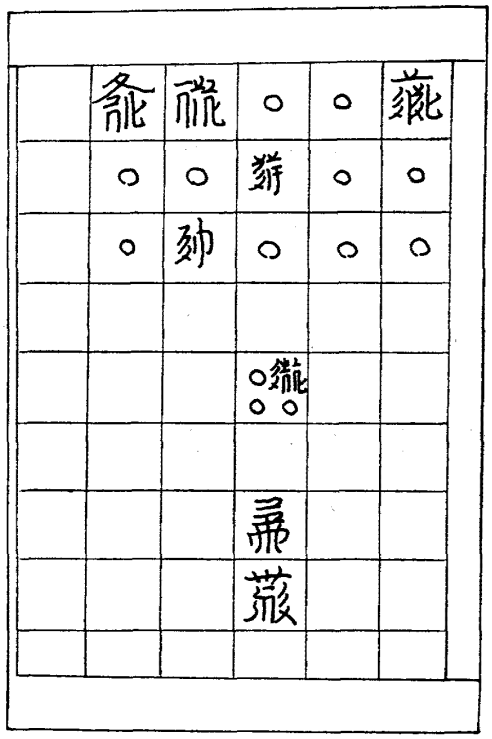

図19 平声19韻上声16韻 No. 620

No. 620 (17b) では，第一段の重唇・軽唇音，歯頭・正歯音と喉音の枠に西夏字が，二段目は牙音の枠，三段目は歯頭・正歯音の枠にのみ文字が書かれ，それ以外には丸印が置かれている。五段目の流風音の枠には，上列右側に西夏字一字があるのみで上列左側と下列左右には丸印がある。No. 623 (22a) と N. 621 (16a) もこれと同じ形を示している。

まず『文海』の平声韻の各小韻反切とそれに相応する上声韻形式をあげてみる。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
19. 1			軽唇 30	w-ĭa			
2			軽唇 独	ŋv-ĭa			
3			正歯 22	tš-ĭa			
4		□	正歯 2	tšh-ĭa		正歯 1	tšh-ĭa
5		□ □	正歯 14	š-ĭa			
6			正歯 13	š-ĭa		正歯 14	š-ĭa

7	𢖍	𢖍𢖍	喉 73	x-ĭa	𢖍	喉 39	x-ĭa
8	𢖍	𢖍𢖍	流風 43	l-ĭa	𢖍	流風 43	l-ĭa
9	𢖍	𢖍𢖍	牙 独	k-^{w}ĭa$_2$			
10	𢖍	□𢖍	正歯 独	tš-ĭa$_2$	𢖍	正歯112	^{n}dž-ĭa$_2$(?)
11	𢖍	𢖍𢖍	正歯 30	tšh-ĭa$_2$	𢖍	正歯 独	tšh-ĭa$_2$(?)

『文海』のこの部分のテキストが一部欠けているため，反切と所属字が不明なところがあるが，反切下字はつぎのⅠ類とⅡ類に帰納できる。

反切下字Ⅰ　𢖍(𢖍)⇄𢖍(𢖍)←𢖍(𢖍)　𢖍　-ĭa

Ⅱ　𢖍(𢖍)⇄𢖍　-ĭa$_2$

Ⅰ類は韻図の第一段に配置され，Ⅱ類は第二段と第三段に置かれる。

Ⅱ類の反切下字は，k- と tš- と tšh- ^{n}dž- のみに連続するが，その中の無声無気音 *kĭa と tšĭa を共に韻図の第二段に並べずに，tšĭa を三段に置いたのは，やはり *kĭa は合口韻であって，正歯音 tšĭa$_2$ とは等韻ではなかったことを示している。この韻図上の配置は小韻9の反切上字に合口韻字が使われていることからも支持できる。したがって，小韻9の形式は k^{w}ĭa$_2$ とした。

『文海雑類』には，𢖍，𢖍　𢖍𢖍 ^{n}džĭa$_2$（平19），𢖍，𢖍　𢖍𢖍 ^{n}džĭa$_2$（上16），𢖍　𢖍𢖍 tšhĭa$_2$（上16）が登録されている。

この韻母と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ĭa	—	w-ɱv-	—	—	—	—	tš-tšh- š-	x-	l-
-ĭa$_2$	—	—	—	—	—	—	tš-tšh- ^{n}dž-	—	—
-^{w}ĭa$_2$	—	—	—	—	k-	—	—	—	—

平声19韻・上声16韻は，重唇音，舌頭音，舌上音，歯頭音とは結び付かなかった。また流風音は l- のみであった。その事実は韻図の流風音の枠内の配置に反映している。

No. 620

xǐa	tšǐa	○	○	wǐa
○	○	k^{w}ǐa	○	○
○	tšǐa$_2$	○	○	○
		○ lǐa		
		○ ○		
		šǐa（平声19韻代表字）		
		šǐa（上声16韻代表字）		

韻図19を筆者の再構成形式によって書き改めると，左のようになる。

wǐa は，すでに fǐa [Φǐa](?) であったと考えられる。

20. 韻図20　平声20韻・上声17韻

韻図20は西夏語平声20韻および上声17韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (18a) では韻図第一段の重唇・軽唇音，舌頭・舌上音，牙音，歯頭・正歯音，喉音のすべての枠に西夏字が書かれ，二段目と三段目は，歯頭・正歯音の枠にのみそれぞれ一字記入されて，そのほかの枠には丸印が埋められている。流風音には五段目と六段目中央の枠を使い，五段目上列右側に一字と六段目上列中央に一字，合計二字が書き込まれ，上列左側と下列左右二つ，それに六段目下列一つにそれぞれ丸印が入っている。

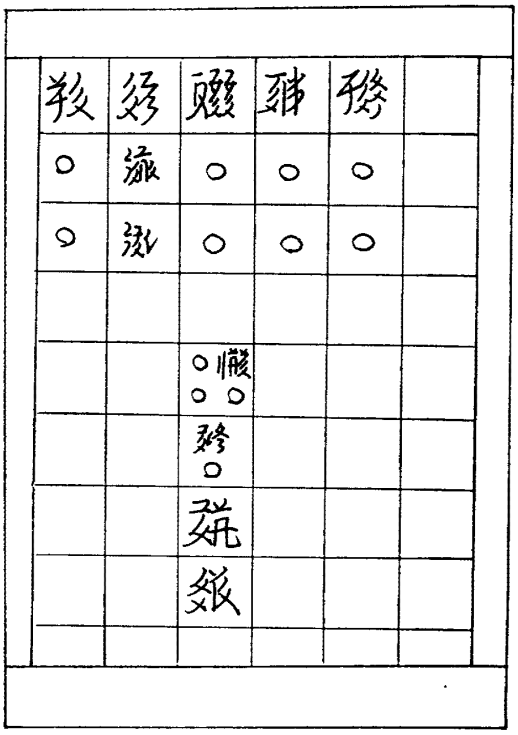

図20　平声20韻・上声17韻　No. 620

No. 621 (16b) は，二段目はすべて丸印が入り，No. 620 の二段目と三段目の歯頭・正歯音の枠に書かれた文字は，三段目と四段目に移される。そして，流風音の六段目の枠の下列の丸印がない。

No. 623 は，流風音の六段目の枠が五段目の左側に移され，もとの位置は線で四角に囲っている。

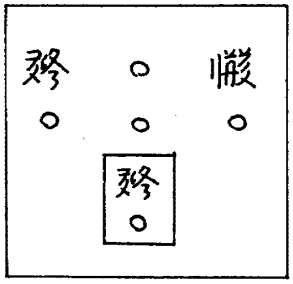

No. 623　五段目六段目

平声20韻よりはじまる No. 624 では流風音の 嶷 にかわって，嶷 が書き込まれる。しかし，この文字は『文海』にも『同音』にも含まれていない。

まず『文海』の平声韻各小韻の反切とそれに相応すると考えられる上声韻形式をあげてみる。

		平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
20.	1	[illegible]	[illegible]	重唇 46	p-aɦ	[illegible]	重唇 45	p-aɦ
	2	[illegible]	[illegible]	重唇 49	ph-aɦ			
	3	[illegible]	[illegible]	重唇 14	m-aɦ			
	4	[illegible]	[illegible]	舌頭 28	t-aɦ			
	5	[illegible]	[illegible]	舌頭100	th-aɦ	[illegible]	舌頭100	th-aɦ
						[illegible]	舌頭 独	nd-aɦ
	6	[illegible]	[illegible]	舌頭121	n-aɦ	[illegible]	舌頭121	n-aɦ
	7	[illegible]	[illegible]	牙 独	k-aɦ			
						[illegible]	牙115	kh-aɦ
	8	[illegible]	[illegible]	牙139	ŋg-aɦ	[illegible]	牙139	ŋg-aɦ
	9	[illegible]	[illegible]	歯頭 48	ts-aɦ			
	10	[illegible]	[illegible]	歯頭 独	tsh-aɦ	[illegible]	歯頭 55	tsh-aɦ
	11	[illegible]	[illegible]	歯頭114	s-aɦ	[illegible]	歯頭 74	s-aɦ
	12	[illegible]	[illegible]	喉 14	ʔy-aɦ	[illegible]	喉 14	ʔy-aɦ
	13	[illegible]	[illegible]	流風 独	l-aɦ	[illegible]	流風154	l-aɦ
	14	[illegible]	[illegible]	流風 独	l-aɦ			
	15	[illegible]	[illegible]	歯頭 独	š-paɦ			
	16	[illegible]	[illegible]	歯頭110	tsh-aɦ$_2$			
	17	[illegible]	[illegible]	流風164	l-aɦ$_2$			

以上の反切下字を帰納すると，つぎの二類に分れる。

I　[illegible](縌) → [illegible] → [illegible] → [illegible]([illegible]) ⇄ [illegible]([illegible])　-aɦ

[illegible] ↗　[illegible]([illegible]) ↗

II　[illegible] ⇄ [illegible]　-aɦ$_2$

I類は開口韻 -aɦ であり，韻図の第一段に配置される。II類は韻図の位置から見て合口韻ではなく -aɦ$_2$ とすべきであろう。-aɦ$_2$ は最後の二つの小類に限られる。-aɦ$_2$ は，たとえばつぎの単語で -aɦ と対立する。

[illegible]　tsaɦ　(平)　〈暖かい〉　cf. Wr.T. *tsha-ba*

𗼭 tshaɦ（平）　〈熱い〉　*tshan*

𗼭 tshaɦ$_2$（平）　〈温める〉　*tshad-pa*

『文海』小類13と14は実際に弁別された音節なのだろうか。反切上字 𗼭 と 𗼭 は，前者が後者の反切上字となり（平声69韻），互いに通じている。したがって，『文海』平声20韻でそれらを弁別するのは，何らかの古い形態に基いたものと考えるより外はない。筆者はその弁別を平声と平去声を根拠にしたと推定している。一方 𗼭 laɦ（平）〈来る〉は，𗼭 laɦ$_2$〈股〉と反切下字つまり韻母で対立し，その対立は上掲の韻図で流風音を初頭にもつ音節を二種類弁別し，五段目と六段目に分配しているのと相応するのである。

『文海雑類』には，tsaɦ～ⁿdzaɦ（平20）が三字登録されている。

𗼭 𗼭 𗼭（平20）　tsaɦ～ ⁿdzaɦ（平20）〈髻〉

𗼭　tsaɦ～ ⁿdzaɦ（平20）〈長大な〉

𗼭　tsaɦ～ ⁿdzaɦ（平20）〈胃腸〉

この三字には反切から tsaɦ を再構できるが，チベット文字 ḫdza, ḫdzaḫ で転写され，梵語の ja の転写にこの文字が当てられる事実がある。また『掌中珠』では，尼節(254)と口拶(342)の二つの漢字表記があるから，tsaɦ と ⁿdzaɦ の二形式があったと推定できる。

『文海』小韻15は反切ではなく二字を合一する形式をもっていたものと考えられる。

𗼭　𗼭 𗼭 𗼭＝špaɦ（平20）〈不断に〉
šʷiɦ paɦ 合
（平11）（平20）

『文海雑類』の中にも同じ音形式表記がある。

𗼭　𗼭 𗼭 𗼭＝lpaɦ（平20）〈舌〉
lʷi paɦ 合　W.R. *hlya*, W.T. *lce*
（平67）（平20）

平声20韻・上声17韻の韻母 -aɦ -aɦ$_2$ と声母の連続関係を表示する。

韻母 ＼ 声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-aɦ	p-ph- m-	—	t-th- n-nd-(上)	—	k-ŋg- kh-(上)	ts-tsh- s-(ⁿdz-)	—	ʔy-	l-
-aɦ$_2$	— (šp-, lp-)	—	—	—	—	tsh-	—	—	l-

No. 620

ʔyaɦ (上17)	tsaɦ	kaɦ	taɦ	paɦ
○	tsaɦ₂	○	○	○
○	?	○	○	○
		○ laɦ		
		○ ○		
		laɦ₂		
		○		
		saɦ (平声20韻代表字)		
		saɦ (上声17韻代表字)		

この韻母は，軽唇音，舌上音，正歯音とは全く連続しない。

韻図20を筆者の再構成形式に書き改めると左のようになる。二段目の文字は，tshaɦ₂ に対する無声無気音の音節を示したものと考えたい。

21. 韻図21　平声21韻・上声18韻

韻図21は，西夏語平声21韻と上声18韻をもつ特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (18b) では，第一段目は牙音と歯頭・正歯音の枠に，二段目は歯頭・正歯音の枠にそれぞれ一字入っている。三段目は舌頭・舌上音と喉音の枠に一字づつあり，四段目は舌頭・舌上音のところにのみ一字書き込んでいる。流風音の枠では，五段目に二字と六段目の右側に一字の西夏字がある。

No. 624 は，No. 620 と流風音の枠が少し異り，No. 623 (24a) には韻図本体の欄外に

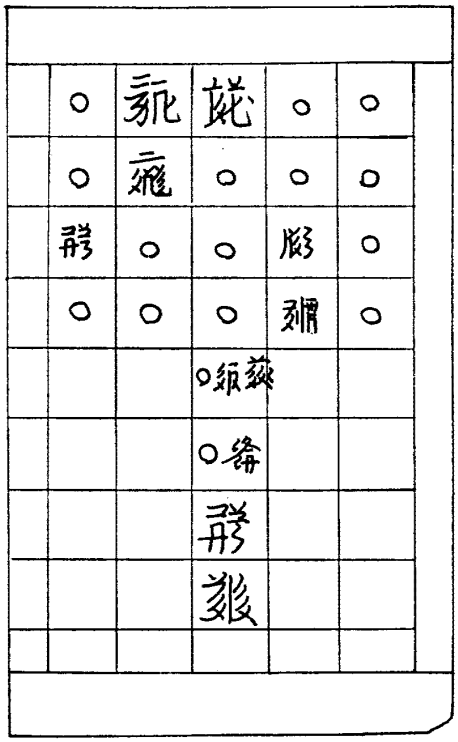

図21　平声21韻・上声18韻 No. 620

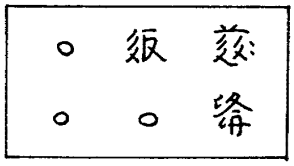

No. 624

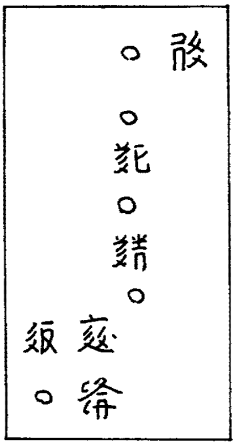

No. 623

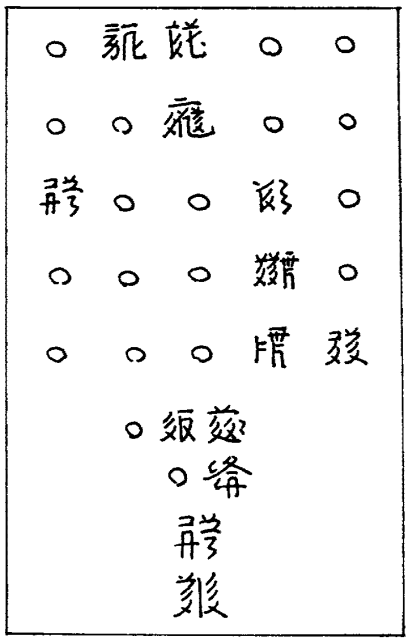

No. 621

書き込みがある。No. 621 も二段目と四段目の西夏文字が相違し，五段目に二字追加されている。

筆者は平声21韻に二つの韻母 -ĭaɦ と -ĭaɦ$_2$ を再構成した。-ĭaɦ は韻図の第一段と三段目に，-ĭaɦ$_2$ は第二段と四段目に置かれている。

『文海』の平声21韻の各小韻の反切とそれに相応する上声韻形式をあげてみる。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
21. 1	[illegible]	[illegible]	牙 独	k-ĭaɦ			
2	[illegible]	[illegible]	牙 独	kh-ĭaɦ			
3	[illegible]	[illegible]	正歯 99	tš-ĭaɦ			
4	[illegible]	[illegible]	正歯 12	tšh-ĭaɦ	[illegible]	正歯 独	tšh-ĭaɦ
5	[illegible]	[illegible]	正歯 77	š-ĭaɦ	[illegible]	正歯 77	š-ĭaɦ
					[illegible]	正歯 独	š-ĭaɦ
6	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	t-ĭaɦ	[illegible]	舌頭 独	t-ĭaɦ
7	[illegible]	[illegible]	舌頭138	n-ĭaɦ			
8	[illegible]	[illegible]	喉 独	ʔ-ĭaɦ	[illegible]	喉 29	ʔ-ĭaɦ
					[illegible]	流172	l-ĭaɦ
					[illegible]	流 独	ž-ĭaɦ
					[illegible]	舌頭171	t-ĭaɦ$_2$
9	[illegible]	[illegible]	正歯 72	š-ĭaɦ$_2$			
10	[illegible]	[illegible]	正歯 独	tšh-ĭaɦ$_2$			
					[illegible]	流風 独	hl-ĭaɦ$_2$

以上にあげた反切の下字は，つぎの二類に帰納できる。Ⅰ類は開口韻 -ĭaɦ を代表し，Ⅱ類はやはり開口韻 -ĭaɦ$_2$ にあたる。

反切下字Ⅰ [illegible] ⟶ [illegible] ⟺ illegible -ĭaɦ

[illegible]

Ⅱ [illegible] ⟺ illegible -ĭaɦ$_2$

小韻2の [illegible] は上声韻で『文海雑類』に登録され，[illegible] kĭaɦ (平20) の反

切をもつから 𢖍 ⇄ 𦬊 の系聯を補える。この反切下字は牙音の声母に限って使われている。

平声21韻・上声18韻韻母と声母の連続関係を表示すると，この韻母は重唇音，軽唇音，それに歯頭音とは結び付かないことがわかる。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ĭaɦ	—	—	t-n-	—	k-kh-	—	tš-tšʰ- š-	ʔ-	l-ž-
-ĭaɦ₂	—	—	t-	—	—	—	tšʰ-š-	—	hl-

No. 624 は流風音のセットを

○ hlĭaɦ₂ lĭaɦ

○ ○ žĭaɦ ととらえ，

No. 623 は

hlĭaɦ₂ lĭaɦ

○ žĭaɦ

No. 620 と 621 は

○ hlĭaɦ₂ lĭaɦ

○ žĭaɦ

と見ている。No. 621 は五段目に -ĭaɦ₂ を置き

𢖍 ⇒ 𢖍 𢖍 ⇒ 𢖍

tĭaɦ₂ tĭaɦ₂ のように一行目に余分の一字を書いたものと考えたい。

なお No. 623 の欄外の文字は 𢖍 ɣạ (上56) 〈十〉，𢖍 mvʷɑɦ>wɑɦ (平17) 〈部姓〉，𢖍 wạ (上57) 〈放つ〉で，近似した主母音を示している。

No. 620

○	tšĭaɦ	kĭaɦ	○	○
○	tšĭaɦ₂	○	○	○
ʔĭaɦ	○	○	tĭaɦ	○
○	○	○	tĭaɦ₂	○

○ hlĭaɦ₂ lĭaɦ

○ žĭaɦ

ʔĭaɦ (平声21韻代表字)

ʔĭaɦ (上声18韻代表字)

韻図21を，筆者の再構成形式によって書き改めると，左のようになる。二段目の 𢖍 は 𢖍 šĭaɦ₂ に対して作った tšĭaɦ₂ の文字であろうか。舌頭音の四段目の枠の文字は 𢖍 に該当する後代に作られた字形であろう。

22. 韻図22 平声22韻・上声19韻

韻図22は，西夏語平声22韻と上声19韻の特定の音節形式を図示したもので，

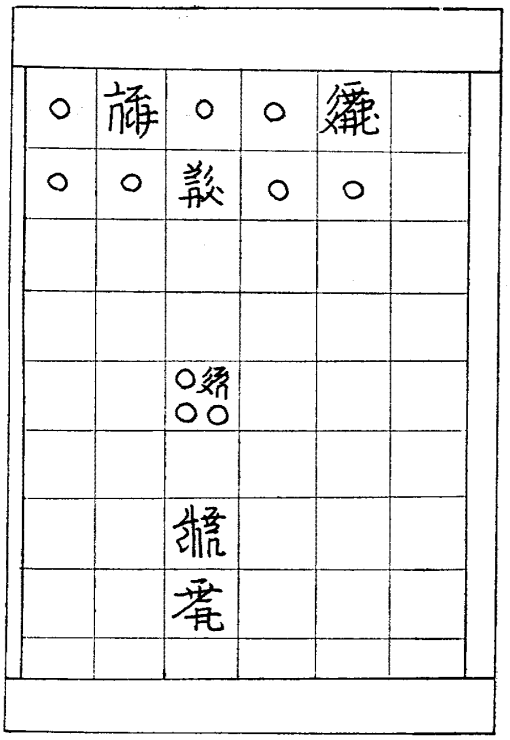

図22　平声22韻・上声19韻 No. 620

No. 620 では第一段の重唇音・軽唇音の枠と歯頭音・正歯音の枠に西夏文字が入っている。第二段目は牙音の枠に，そして流風音の枠には，上列右側に西夏字一字があるのみで，上列左側と下列左右に丸印がつけられる。No. 623 (27a)〔平声23韻のあとに置かれる〕，No. 624 (5b) と No. 621 (17b) いずれも内容に相違はない。

筆者は，平声22韻・上声19韻の韻母として，開口韻 -aw と合口韻 -ʷaw を再構成したい。

『文海』の平声韻各小韻の反切とそれに相応する上声韻形式をつぎに列挙する。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
22. 1	纔	𢧐 𢧐	重唇 独	p-aw			
2	𢧐	𢧐 𢧐	重唇 95	mb-aw			
3	纔	𢧐 𢧐	舌頭120	t-aw			
4	𢧐	𢧐 𢧐	舌頭 独	th-aw	能	舌頭 独	th-aw
5	𢧐	𢧐 𢧐	舌頭 独	n-aw	𢧐	舌頭134	n-aw
6	𢧐	𢧐 𢧐	牙138	kh-aw	𢧐	牙 独	kh-aw
7	𢧐	𢧐 𢧐	歯頭 独	ts-aw			
8	𢧐	𢧐 𢧐	歯頭 独	s-aw			
9	𢧐	𢧐 𢧐	流風 55	l-aw			
10	𢧐	𢧐 𢧐	牙 独	k-ʷaw			
11	𢧐	𢧐 𢧐	牙 独	kh-ʷaw	𢧐	牙 独	kh-ʷaw

以上にあげた反切下字を帰納すると，Ⅰ類とⅡ類に別れる。Ⅰa とⅠb は補い合っていて開口韻 -aw を，Ⅱ類は合口韻 -ʷaw を代表したと推定できる。

反切下字Ⅰa　𢧐(𢧐) ⇌ 𢧐　　Ⅰb　𢧐 ⇌ 𢧐　　-aw

Ⅱ 𢧢 ⇄ 龍 ……… -ʷaw

Ⅰ類の反切がつく文字は韻図の一段目に，Ⅱ類の反切は第二段目にそれぞれ配置されている。

これらの韻母と声母の連続関係を表示すると，開口韻は軽唇音，舌上音，正歯音，喉音と結び付くことはなく，合口韻は牙音とのみ連続したことがわかる。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-aw	p-mb-	—	t-th- n-	—	kh-	ts-s-	—	—	l-
-ʷaw	—	—	—	—	k-kh-	—	—	—	—

流風音には l- 一種のみであった事実は，韻図の配置と合致する。

この合口韻をもつ文字は，つぎの三字に限られる。

𢧢 kʷaw（平）『文海』注「kʷaw とは西夏語也，漢語の paɦ □(鉢子？)也」

龍 khʷaw（平）『文海』注「悪魔を倒す也，音を以って凌害するの意」

𠊱 khʷaw（上）〈朽ちる〉

No. 620

○	tsaw	○	○	paw
○	○	kʷaw	○	○
		○ law		
		○ ○		
		khaw（平声22韻代表字）		
		khaw（上声19韻代表字）		

韻図22を筆者の再構成形式によって書き改めると，左のようになる。

paw 纔 は 纔 の誤写。

23. 韻図23　上声20韻

韻図23は，西夏語上声20韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (19b) では，第一段は歯頭音・正歯音の枠に，二段目は舌頭音・舌上音の枠にそれぞれ一字を配置し，三段目は牙音の枠に，四段目は歯頭音・正歯音の枠に西夏字を書き込んでいる。五段目の流風音の枠には，上列左右および下列の右側に丸印を置き，下列の左側のみに西夏字一字を書いている。No. 621 は二

段目の舌頭音・舌上音の枠にある文字が重唇音・軽唇音の枠に移されている。No. 624 (6a) は No. 620 と合致し，No. 623 (25a) は，一段目から三段目にかけて，重唇音・軽唇音の枠の右側に西夏字が三字書き込まれている。三段目の文字が piě (平) 〈蕃豆〉と読めるほか，残りの二字は不明である。

筆者は上声20韻に -aw と -ʷaw を推定するが，それに相応する平声韻は，西夏語にはなかった。

上声韻の反切は『文海雑類』に記録された二字以外はいずれもわからないために，その音節形式を確実に推定することはできないが，この韻図の枠組と『同音』の所属小類を根拠として，つぎのように推定した。

図23　上声20韻 No. 620

No. 623

	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
上20. 1	𗍫	重唇145	m-aw
	𗍬	正歯 独	tšh-aw
	𗍭	牙 独	k-ʷaw
	𗍮	牙 独	ŋ-aw
	𗍯	正歯 81	š-aw
	𗍰	流風 独	l-aw
	𗍱	正歯 85	tš-ʷaw
	𗍲	重唇147	m-ʷaw
	𗍳	正歯 独	tš-aw
	𗍴	舌頭 独	t-aw
	𗍵	舌頭 58	n-aw

このほか『文海雑類』に上声20韻の字が二字記録されていることが，その反切から判明する。

𗍫　𗟻𗍫 ňaw（上20）「飼う也，水草に頭…を恵むの意也」（『文海雑類』）

𗍫　𗟻𗍫 ňʷaw（上20）「爪也，足の先端也」（『文海雑類』）

（反切上字 𗟻 と 𗟻 は系聯する。『同音』では前者は正歯音類に，後者は舌上音類に属する。）

上声20韻の韻母と声母の連続関係を表示する。この韻母は，軽唇音，（舌上音），歯頭音，喉音とは全く結びつかない。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-aw	m-	—	t-n-	—	ŋ-	—	tš-tšh- š- ň-	—	l-
-ʷaw	m-	—	—	—	k-	—	tš-	—	ž-

No. 620

○	tšaw	○	○	○
○	○	○	taw	○
○	○	kʷaw	○	○
○	tšʷaw	○	○	○
		○ ○		
		žʷaw ○		

tšaw（上声20韻代表字）
上（声）

24.　韻図24　平声23韻・上声21韻

韻図24は，西夏語平声23韻と上声21韻の特定の音節形式を図式したものである。No. 620 (20a) では，韻図第一段と第二段の牙音の枠に各一字西夏字が書かれるほか，五段目流風音の枠の上列右側に一字あるのみで，一段二段および五段目の上列左と下列左右には，いずれも丸印が記入されている。

No. 621 (18b)，No. 623 (25b)[10]，No. 624 (7b) は，この韻図と一致する。

韻図23を，筆者の再構成形式に書き改めると，左のようになる。

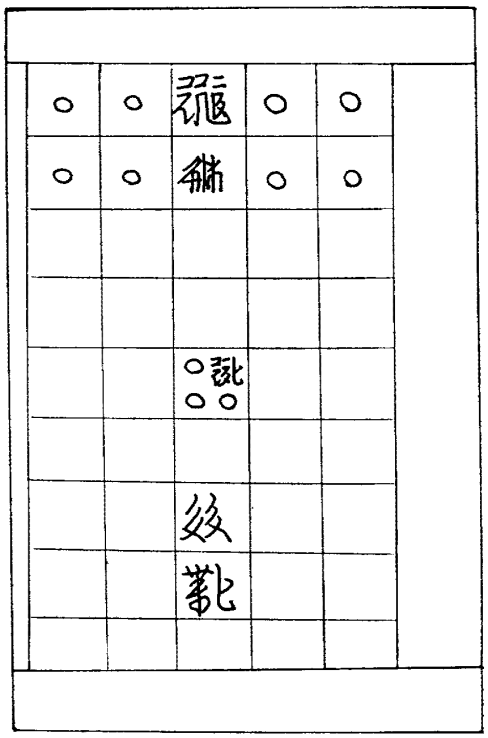

図24　平声23・上声21韻 No. 620

(10) No. 623 (26a, 26b) は，流風音来母日母の韻表である。

『文海』平声23韻小韻および所属字数は多くはないが，各小韻の反切とそれに相応すると考えられる上声韻音節形式を列挙する。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
23. 1	訝	𩣡徧	重唇 独	ph-ɑ			
2	徧	𩣡𩣡	重唇 独	mb-ɑ			
3	𩣡	𩣡𩣡	牙 独	ŋ-ɑ			
4	𩣡	𩣡𩣡	重唇 36	m-ɑ	𩣡	重唇 36	m-ɑ
5	𩣡	𩣡𩣡	舌頭 独	nd-ɑ			
6	𩣡	𩣡𩣡	流風 99	l-ɑ			
					𩣡	牙 15	k-ʷɑ(?)

この反切下字は，互いに系聯して一類をなしている。それを -ɑ とする。

反切下字 徧 → 𩣡 → 𩣡 = 𩣡 ⇄ 𩣡　　-ɑ

韻図によると牙音の枠に開口韻と合口韻があったことになるが，牙音独字の平声の形式は ŋɑ であって，平声韻の中には kɑ がない。上声韻の牙音の形式は，その小韻の配列順位から見て，韻図の第二段に配置される合口韻 kʷɑ であったと推定したい。𩣡 𩣡 𩣡 𩣡 𩣡 𩣡（そして 𩣡）は，いずれも kʷɑ であった。（『同音』旧版，新版ともにこの７字は一類をなす。）

『文海雑類』には，そのほか平23韻に属する一字がある。𩣡 𩣡 𩣡（平23）sɑ〈測る也，惜みて若干を送るの意〉（『文海雑類』）。

平声23韻・上声21韻の韻母と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ɑ	ph-mb- m-	—	nd-	—	ŋ-	—	—	—	l-
-ʷɑ	—	—	—	—	k-	—	—	—	—

これらの韻母は，軽唇，舌上，歯頭，正歯，喉の各音とは結び付かない。

韻図24を，筆者の再構成形式で書き改めるとつぎのようになる。

No. 620

○	○	kɑ	○	○
○	○	kʷɑ	○	○
		○ lɑ		
		○ ○		
		mɑ（平声23韻代表字）		
		mɑ（上声21韻代表字）		

韻図の[illegible]と[illegible]は，それぞれ平声の kɑ と kʷɑ を代表していると見るべきであろう。

25. 韻図25　平声24韻・上声22韻

韻図25は，西夏語の平声24韻と上声22韻の特定の音節形式を図示したものである。

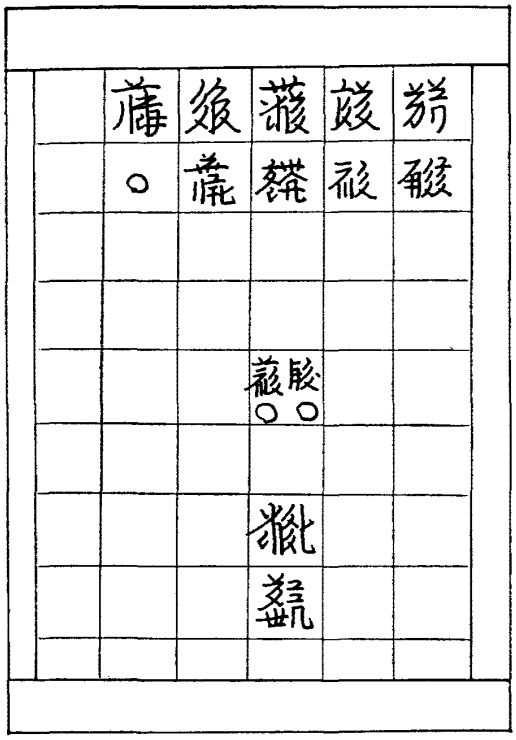

図25　平声24韻・上声22韻 No. 620

No. 621 (20b) では，一段目と二段目は，後者の喉音の枠に丸印が置かれる以外，すべて西夏文字が記入されている。五段目の流風音の枠には，上列左右に西夏字二字と下列左右に丸印が書かれている。

したがって，この韻類では，開口韻と合口韻がかなり整った形で対立を示していることがわかる。

No. 621 (19a)，No. 623 (27b)，No. 624 (7b)，No. 7192 は，ときに西夏字の字形に相違が見られるが，韻図における文字の配置は，全く一致する。

まず『文海』の平声韻各小韻の反切とそれに相応すると考えられる上声韻形式を列挙しよう。

		平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
24.	1	[illegible]	[illegible]	重唇 独	p-ɑN			
	2	[illegible]	[illegible]	重唇100	ph-ɑN			
	3	[illegible]	[illegible]	重唇107	m-ɑN			
	4	[illegible]	[illegible]	重唇 78	mb-ɑN			
						[illegible]	軽唇 独	w-ɑN

5	𩜁	𩜁𩜁	舌頭 85	t-aN			
6	𩜁	𩜁𩜁	舌頭 独	th-aN			
7	𩜁	𩜁𩜁	舌頭 54	nd-aN			
8	𩜁	𩜁𩜁	牙 82	k-aN			
9	𩜁	𩜁𩜁	牙 独	kh-aN			
10	𩜁	𩜁𩜁	歯頭 独	ts-aN			
11	𩜁	𩜁𩜁	歯頭 16	tsh-aN			
12	𩜁	𩜁𩜁	歯頭 独	s-aN			
13	𩜁	𩜁𩜁	喉 69	ʔ-aN			
14	𩜁	𩜁𩜁	喉 41	x-aN	𩜁	喉 独	x-aN
15	𩜁	𩜁𩜁	流風 75	l-aN	𩜁	流風 独	l-aN
16	𩜁	𩜁𩜁	舌頭 独	t-ʷaN	𩜁	舌頭 独	t-ʷaN
17	𩜁	𩜁𩜁	舌頭 独	nd-ʷaN	𩜁	舌頭 独	nd-ʷaN
18	𩜁	𩜁𩜁	牙147	k-ʷaN			
19	𩜁	□□	歯頭 独	ts-ʷaN			
20	𩜁	𩜁𩜁	歯頭 独	s-ʷaN			
21	𩜁	𩜁𩜁	喉 61	x-ʷaN	𩜁	喉 独	x-ʷaN
22	𩜁	𩜁𩜁	流風 独	l-ʷaN			

上声韻𩜁，𩜁は，『同音』旧版では軽唇音独字に属するけれども，新版では，この二字で一類をなしている。また『文海』小韻21は，『同音』新版と所属文字は合致するが，旧版とは相違する。その関係をつぎのように表わせる。

『同音』旧版　喉音　𩜁　𩜁　𩜁　𩜁 ……

61類　76類

『同音』新版　𩜁　𩜁　𩜁

独字　新67類

『文海』　𩜁　𩜁　𩜁

平24韻独　平声17韻

二番目の文字は 𩜁 𩜁 xʷaɦ-šĭoN〈和尚（漢語）〉に使われるから，『同音』新

版よび『文海』の扱いの方が正しいと考えられる。上声22韻の所属字は少ない。

上記の反切の下字を帰納すると二つのグループに分れる。

反切下字 I　[illegible] ⇄ [illegible] ← [illegible] ← [illegible] ← [illegible] = [illegible]　-aN

II　[illegible] ⇄ [illegible] ← [illegible] ← [illegible]　-ʷaN

I類は開口韻 -aN を，II類はその合口韻 -ʷaN を代表する。たとえば開口韻と合口韻の間に，つぎの対立が見られる。

[illegible]　taN 〈単衣（裏なし）漢語 単より〉　[illegible]　kaN 〈樹の名〉

[illegible]　tʷaN 〈部姓，地名〉　[illegible]　kʷaN 〈管（漢語）〉

[illegible]　saN 〈散る（漢語 散）〉　[illegible]　xaN 〈部姓，地名，漢〉

[illegible]　sʷaN 〈部姓〉　[illegible]　xʷaN 〈真言中に使う〉

この韻母をもつ形式には，真言，部姓などの表音と，とくに漢語よりの借用語を表記する文字が多い。つぎの文字もまたその例とできる。

[illegible]　ʔaN 〈漢部姓（安）〉　[illegible] [illegible]　tšhiɦ-taN 〈契丹〉

[illegible]　taN 〈灘〉　[illegible] [illegible]　ɣəNlaN 〈賀蘭〉

西夏語平声24韻・上声22韻の韻母 -aN -ʷaN と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-aN	p-ph- m-mb-	w-	t-th- nd-	—	k-kh-	ts-tsh- s-	—	ʔ-x-	l-
-ʷaN	—	—	t-nd-	—	k-	ts-s-	—	x-	l-

No. 620

ʔaN	tsaN	kaN	taN	paN
○	tsʷaN	kʷaN	tʷaN	waN
		lʷaN	laN	
		○	○	

xaN（平声24韻代表字）
xaN（上声22韻代表字）

これらの韻母は，舌上音，正歯音とは全く結び付かないことがわかる。

韻図25を筆者の再構成形式によって書き改めると，左のようになる。

26. 韻図26　平声25韻・上声23韻

韻図26は，西夏語平声25韻と上声23韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (21a) では，一段目は重唇・軽唇音の枠，牙音の枠と喉音の枠に西夏字があり，二段目は重唇・軽唇音の枠と牙音の枠にそれぞれ一字が置かれている。流風音の枠である五段目と六段目には丸印が一つづつ書いてあるのみで西夏字はない。

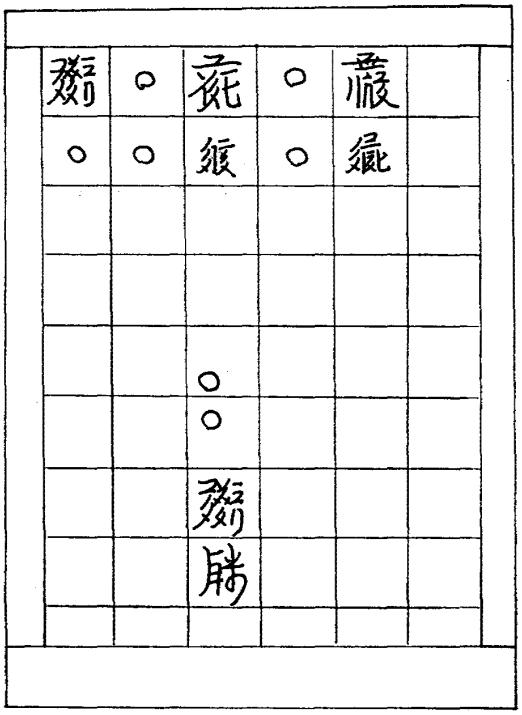

図26　平声25韻・上声23韻 No. 620

No. 623 (28a)，No. 624 (8a) は No. 620 と一致するが，No. 621 (19b) とは，二段目の西夏字が相違する。

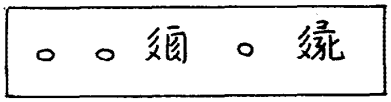

No. 621
No. 7192

No. 7192 も 須 が書かれるが，この文字は平声39韻で ŋgĭefi を推定でき，この位置にあるのは理解できない。 緣 も歯頭音独字平声33韻 sɛ であるから，重唇音の枠に置かれるのは明らかに書き誤りである。

筆者は，平声25韻・上声33韻の韻母として，-aN と -ʷaN を推定する。

『文海』平声韻の各小韻の反切およびそれに相応すると考えられる上声韻形式を列挙しよう。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
25. 1	羲	𗍊𗤶	重唇103	p-aN			
2	𗥤	𗍊𗥤	牙 独	k-aN			
3	𗥤	𗍊𗥤	正歯 独	tšh-aN			
					𗥤	正歯 26	ⁿdž-aN
4	𗥤	𗍊𗥤	正歯 89	š-aN			
5	𗤶	𗍊𗥤	正歯 89	š-aN			
6	𗥤	𗍊𗤶	喉 独	ʔ-aN	𗤶	喉 独	ʔ-aN

			軽唇 独	w-aN
7			牙147	k-ʷaN
8			喉 独	x-ʷaN
9			喉 独	ʔ-ʷaN
10			正歯 独	š-ʷaN

『文海』において小韻4と5は分別されるが，その反切上字 と を見ると，互いに系聯する（平声28）から，実は同じ音節形式であったことがわかる。したがって，『文海』におけるこの弁別は何らかの古い形態に基づいたものであると解釈しなければならない。筆者は，この弁別は古い形態を反映した声調の対立，すなわち平声と平去声の対立にあったと推定する。なお複製本『同音』では，正歯音小類89は，4字で一類をなしているが，その旧版原本では，その間に小円が入り，2字一類が2組になっている。新版『同音』では2字がそれぞれ独字の項目に属し，『文海』の組織と一致する。

旧版『同音』複製本	平25	平25	上28	上28
旧版『同音』原　本	平25	平25 ◦	上28	上28
新版『同音』	平25 独	平25 独	上28	

軽唇音の と は，旧版『同音』では，それぞれ独字の項に属するが，新版『同音』では2字で一類を形成している。これも『文海』の組織と合致する。

さきにあげた反切の下字は，つぎの二類に帰納できる。Ⅰ類は開口韻 -aN を，Ⅱ類はその合口韻 -ʷaN を代表するのである。

反切下字Ⅰ　　⇄　　←　　-aN

Ⅱ　　⇄　　-ʷaN

韻図第一段の文字はⅠ類の反切下字をもち，第二段の文字はⅡ類の下字でそ

の音形式が示されている。

この韻類に属する西夏語にも漢語から借用された単語が多い。

蕭	paN〈班〉	峭	šaN〈山〉
綏	kʷaN〈関〉	鞬	ʔʷaN〈頑〉
菽	šʷaN〈門をかける(門)〉	緩	waN〈人名(萬)〉
衍	xʷaN〈神聖也，神通也(梵)〉		

この韻類の韻母と声母の連続関係を見ると，これらの韻母は，舌頭，舌上，歯頭，流風の各音とは結び付かなかったことがわかる。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-aN	p-	w-	—	—	k-	—	tšh-ⁿdž- š-	ʔ-	—
-ʷaN	—	—	—	—	k-	—	š-	ʔ-x-	—

No. 620

ʔaN	○	kaN	○	paN
○	○	kʷaN	○	waN
		○		
		○		
		ʔaN（平声25韻代表字）		
		ʔaN（上声23韻代表字）		

韻図26 (No. 620) を，筆者の再構成形式に書き改めると，左のようになる。

27. 韻図27　平声26韻・上声24韻

韻図27は，西夏語平声26韻と上声24韻の特定の音節形式を図示したものである。

No. 620 の韻図 (21b) では上四段と流風音の一段が使われるが，一段目は牙音の枠，二段目は牙音と歯頭・正歯音の枠，三段目は喉音の枠，四段目は歯頭・正歯音の枠に，それぞれ西夏字が一字書かれ，そのほかの枠には丸印が入っている。流風音の枠も丸印二つが上下に並んでいる。No. 623 (28b) および No. 624 (9b) は，No. 620 と合致するが，No. 621 は四段目の歯頭・正歯音の枠に

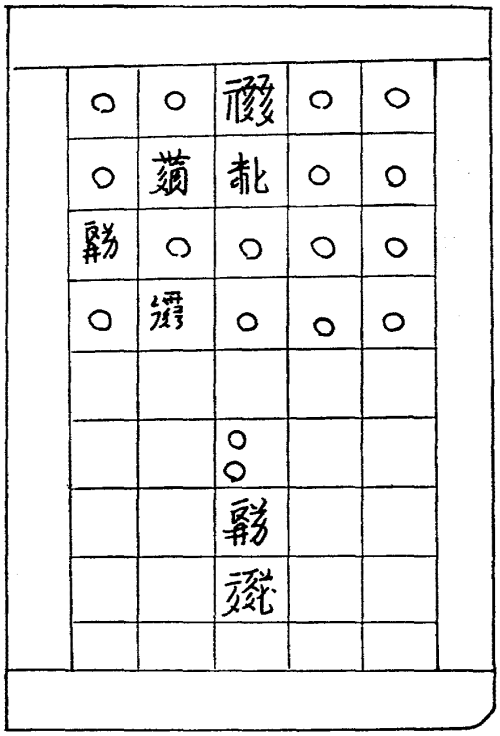

図27　平声26韻・上声24韻 No. 620

ある文字の下に，さらに西夏字二字が小さく記入されている。

筆者は西夏語平声26韻・上声24韻の韻母として，開口韻 -ĭaN とその合口韻 -ʷĭaN を推定する。韻図第一段と第三段は開口韻の列，二段目と四段目は合口韻の列である。

『文海』に記録される平声韻各小韻の反切とそれに相応すると考えられる上声韻の音節形式をつぎに列挙する。

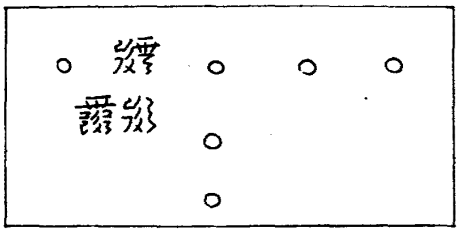

No. 621　四段目　五段目

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
26. 1			牙 独	k-ĭaN			
2			牙 39	kh-ĭaN		牙 39	kh-ĭaN
3			喉 59	ʔy-ĭaN		喉 59	ʔy-ĭaN
4			正歯 独	š-ĭaN			
5			正歯 独	ň-ĭʷaN		正歯 独	ň-ĭʷaN
6			牙 独	k-ĭʷaN		牙 独	k-ĭʷaN
7			牙 独	kh-ĭʷaN			
8			牙162	ŋg-ĭʷaN		牙162	ŋg-ĭʷaN
9			正歯 独	tš-ĭʷaN			
10			正歯 独	tšh-ĭʷaN		正歯 独	tšh-ĭʷaN
11			歯頭 独	tsh-ĭʷaN		歯頭 独	tsh-ĭʷaN
						歯頭136	ⁿdz-ĭʷaN
12			喉 独	ʔy-ĭʷaN			
13			舌頭 独	nd-ĭaN			

以上の反切下字を帰納すると，二類になる。Ⅰ類は開口韻 -ĭaN を，Ⅱ類は合口韻 -ĭʷaN をそれぞれ代表する。

反切下字Ⅰ 𗍫 ⟺ 𗍬 -ĭaN

Ⅱ 𗍭 ⟺ 𗍮 -ĭʷaN

この韻類に属する西夏文字には，漢語からの借用語を表記する文字や真言の音写に使う文字が多い。

𗍬	kĭaN	(平)	〈真言〉	𗍫	ʔyĭaN	(平)	〈城名，地名〉
𗍬	khĭaN	(平)	〈真言〉	𗍬	šĭaN	(平)	〈禅〉
𗍮	ňĭʷaN	(平)	〈椽（たるき）〉	𗍮	kĭʷaN	(平)	〈巻〉
𗍮	khĭʷaN	(平)	〈郡〉	𗍮	tšĭʷaN	(平)	〈転がす〉
𗍭	ʔyĭʷaN	(平)	〈院〉				

No. 620 韻図の四段目歯頭・正歯音の枠にある 𗍮 は No. 621 のその文字の下に書かれている 𗍮 𗍮 によって，二つの文字の合体字であることがわかる。tsiɦ (平11)＋tshĭʷaN (平)＝tsĭʷaN (平) つまり二段目の正歯音 tšĭʷaN (平) にあたる歯頭音と結び付く合口韻の形式である。

これらの韻母と声母の連続関係をつぎのように表示でき，これらの韻母と重唇・軽唇音，それに流風音は結び付かなかったことがわかる。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ĭaN	—	—	nd-	—	k-kh-	—	š-	ʔy-	—
-ĭʷaN	—	—	—	—	k-kh- ŋg-	(ts-)tsh- ⁿdz-	tš-tšh- ň-(11)	ʔy-	—

韻図27を，筆者の再構成形式で書き改める。

(11) ňĭʷaN は，『文海』における小韻の位置と，反切上字からみて，実際には舌上音［ɲĭʷaN］であったと推定できる。

○	○	kǐaN	○	○
○	tšǐʷaN	kǐʷaN	○	○
ʔyǐaN	○	○	○	○
○	tsǐʷaN	○	○	○
		○		
		○		
		ʔyǐaN（平声26韻代表字）		
		ʔyǐaN（上声24韻代表字）		

28. 韻図28　平声27韻・上声25韻

韻図28は，西夏語平声27韻と上声25韻の特定の音節形式を図示したものである。

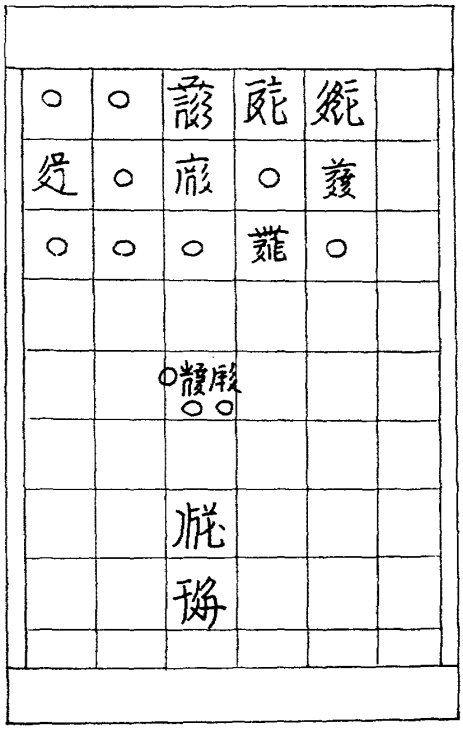

図28　平声27韻・上声25韻 No. 620

No. 620 の韻図 (22a) では，第一段の重唇・軽唇音の枠，舌頭・舌上音の枠それと牙音の枠にそれぞれ一字が書き込まれ，二段目は重唇・軽唇音，牙音，喉音の枠に，三段目は舌頭・舌上音の枠のみに西夏字が埋められている。五段目の流風音類の枠では，上列中央と右側に西夏字があり，その左側と下列中央と右側に丸印がついている。No. 621 (20b) はこれと合致するが，No. 623 と No. 624 は流風音のところが少し違っている。

筆者は，平声27韻と上声25韻に開口韻 -ɯɦ とその合口韻 -ʷɯɦ の二つの韻母を再構成する。その二つの韻母の存在を反切によって確認しよう。

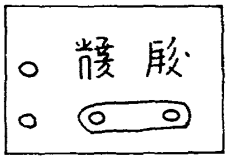

No. 623　五段目
小円二つをさらに大きい円で囲っている。

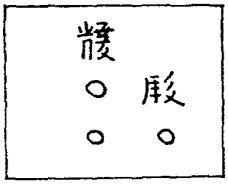

No. 624　五段目

まず『文海』の平声韻各小韻の反切およびそれに相応すると考え得る上声韻形式を列挙する。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
27. 1	𢧵	該𩓐	重唇 6	p-ɯɦ			
2	𢧵	該𠀤	重唇 27	ph-ɯɦ	𢧵	重唇 27	ph-ɯɦ
3	𢧵	該𩓐	重唇 27	ph-ɯɦ			
4	𩓐	該𩓐	重唇 13	m-ɯɦ	𢧵	重唇 11	m-ɯɦ
5	𢧵	該𠀤	重唇 16	mb-ɯɦ	𢧵	重唇16～17	mb-ɯɦ
6	𢧵	該𩓐	重唇 16	mb-ɯɦ			
7	𢧵	該𩓐	舌頭 独	t-ɯɦ	𢧵	舌頭 独	t-ɯɦ
8	𢧵	該𩓐	舌頭 63	th-ɯɦ			
9	𢧵	該𩓐	牙 32	k-ɯɦ			
10	𢧵	該𠀤	牙 65	kh-ɯɦ			
11	𢧵	該𩓐	牙182	ŋʷ-ɯɦ			
12	𢧵	該𠀤	歯頭 60	tsh-ɯɦ			
13	𢧵	該𩓐	歯頭 96	s-ɯɦ	𢧵	歯頭 96	s-ɯɦ
14	𢧵	該𠀤	喉 94	x-ɯɦ	𢧵	喉 独	x-ɯɦ
					𢧵	流風 独	hl-ɯɦ
15	𢧵	該𢧵	流風130	l-ɯɦ	𢧵	流風130	l-ɯɦ
16	𢧵	該𩓐	流風 55	ɬ-ɯɦ	𢧵	流風 56	ɬ-ɯɦ
17	𢧵	該𩓐	軽唇 31	w-ʷɯɦ			
18	𢧵	該𩓐	舌頭 独	nd-ʷɯɦ			
19	𢧵	該𩓐	牙 9	k-ʷɯɦ	𢧵	牙9～10	k-ʷɯɦ
20	𢧵	該𩓐	牙 95	kh-ʷɯɦ	𢧵	牙 65	kh-ʷɯɦ
21	𢧵	該𩓐	牙146	ŋʷ-ʷɯɦ	𢧵	牙146	ŋʷ-ʷɯɦ
22	𢧵	該𩓐	喉 19	ʔ-ʷɯɦ	𢧵	喉 19	ʔ-ʷɯɦ
					𢧵	流風 独	l-ʷɯɦ
23	𢧵	該𩓐	歯頭 独	s-ɯɦ₂	𢧵	歯頭 独	s-ɯɦ₂
24	𢧵	該𩓐	舌頭 独	t-ɯɦ₂			

上記の反切の下字を帰納すると，三類になる。Ⅰ類は開口韻 -ɯɦ を，Ⅱ類はその合口韻 -ʷɯɦ，Ⅲ類はそれらと対立する韻母を代表する。Ⅲ類の韻母の実体は不詳であるが，それを -ɯɦ₂ で表記する。Ⅰ類の反切下字をもつ文字

(開口韻) は，韻図の第一段に，Ⅱ類 (合口韻) は二段目に，Ⅲ類は三段目にそれぞれ配置されている。

反切下字Ⅰ 膝 ⟶ 彪(𢿱) ⇄ 彧　　-ɯɦ
　　𢿱(𢿱)
　　𢿱
　　Ⅱ 彪 ⇄ 𢿱　　-ʷɯɦ
　　Ⅲ 𢿱 ⇄ 𢿱　　-ɯɦ₂

つぎに上記の小韻の詳細点について検討したい。小韻 2 と小韻 3 の反切上字は，平声 1 韻の同じ小韻に属して共に phu であるから，この二つの小韻は同一の音節形式をもっていたことになる。小韻 5 と小韻 6 も反切上字 𢿱 と 𢿱 は，直接に系聯しないが，共に mb- を推定できるから，おそらく同一の音節形式であったと考えられる。

小韻15に相応する上声韻は流風音独字に属する文字と流風音130小類に属する文字に分けられるが，この二つはあるいは新版『同音』では一類になっているのではないかと推測できる。残念乍ら新版のその部分が欠けているため，いまでは確認ができない。

韻図の流風音類の枠には二つの文字が記入される。No. 620，621，623 では，それらは l- と lʷ- の位置に置かれているが，『文海』の反切を見ると，上記のように共に開口韻で，この二類は反切上字の性格の違いで弁別されていることがわかる。両者は l- と ɬ- の対立をもっていたと推定できるから，後者を一段上に書いて両者の相違が開口韻と合口韻の違いでないことを示した No. 624 の配置がよく実体を伝えていると言える。上声韻には一番最後にあげた 𢿱 が流風音合口韻 lʷɯh であったと考えられるが，韻図には記入されていない。

小韻21 𢿱〈五〉は，『掌中珠』の漢字表記 魚骨とチベット文字表記 ngu，rngwi，rngo から ŋɣɯɦ を推定していたが，この反切から見ると，漢字表記は実はこの合口韻を示していたことがわかる。ŋʷɯɦ は実際には［ŋɣɯɦ］であったかも知れない。同じように小韻22の代表字は 𢿱 𢿱 ʔʷɛ［平33］-ʔʷɯɦ〈ウイグル〉のあとの文字に当るが，この単語は実際には［ʔʷɛɣɯɦ］と発音していたのであろう。

最後の二つの小韻23と24は，声母が特別な結合形をもっていたのではないかと推測できるが，いまはその確証に欠ける。

𗍫 〈(手一杯に) 満ちる〉 sɯɦ₂ [s-tɯɦ]？

𗍬 〈真言・切脚に使う〉 tɯɦ₂ [t-sɯɦ]？

平声27韻・上声25韻の韻母と声母の連続関係を表示したい。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ɯɦ	p- ph- m- mb-	—	t- th-	—	k-kh- ŋʷ-	tsh-s-	—	x-	l- ɬ- hl-
-ʷɯɦ	—	w-	nd-	—	k-kh- ŋʷ-	—	—	ʔ-	l-
-ɯɦ₂	—	—	t-	—	—	s-	—	—	—

No. 620

○	○	kɯɦ	tɯɦ	pɯɦ
ʔʷɯɦ	○	kʷɯɦ	○	wɯɦ
○	○	○	tɯɦ₂	○
		○ ɬɯɦ lɯɦ		
		○ ○		
		xɯɦ (平声27韻代表字)		
		xɯɦ (上声25韻代表字)		

これらの韻母は舌上音および正歯音とは結び付かない。

韻図28を筆者の再構成形式によって書き改めると，左のようになる。wɯɦ は，[ʍɯɦ]になっていたかも知れない (cf. p. 27)。

29. 韻図29 平声28韻・上声26韻

韻図29は，西夏語平声28韻と上声26韻の特定の音節形式を図示したものである。

No. 620 (22b) では，一段目は重唇・軽唇音の枠，牙音，歯頭・正歯音の枠と喉音の枠に西夏字があり，二段目は牙音の枠，三段目は歯頭・正歯音の枠にそれぞれ西夏字が書かれる。五段目の流風音の枠には下列左側に一字記入されるのみで，上列左右と下列右側には丸印が置かれている。No. 621 (21a) では一段目牙音の文字の上に丸印を書いた紙が貼付けられ，No. 624 (11b) では流風音の枠の右側に西夏字二字の書き込みがある。

筆者は平声29韻・上声26韻に -ɯ および -ʷɯ を再構成した。その二つの韻

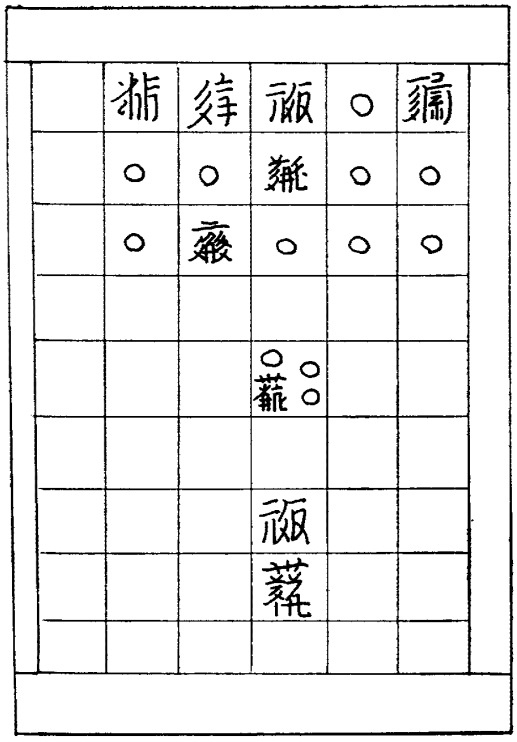

図29　平声28韻・上声26韻 No. 620

母を反切によって確認したい。

まず『文海』平声韻各小韻の反切とそれぞれに相応すると考え得る上声韻形式を列挙しよう。

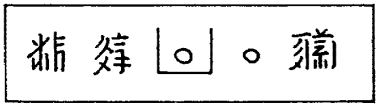

No. 621　一段目

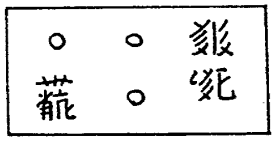

No. 624　五段目

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
28. 1	𢇁	𢇁𢇁	重唇 独	p-ʉ			
2	𢇁	𢇁𢇁	重唇 独	mb-ʉ	𢇁	重唇 独	mb-ʉ
3	𢇁	𢇁𢇁	牙 81	k-ʉ	𢇁	牙 81	k-ʉ
4	𢇁	𢇁𢇁	牙 31	kh-ʉ	𢇁	牙 31	kh-ʉ
5	𢇁	𢇁𢇁	正歯 独	tš-ʉ	𢇁	正歯 独	tš-ʉ
6	𢇁	𢇁𢇁	正歯 88	tšh-ʉ			
7	𢇁	𢇁𢇁	正歯 18	š-ʉ	𢇁	正歯 18	š-ʉ
8	𢇁	𢇁𢇁	喉 46	ʔ-ʉ			
9	𢇁	𢇁𢇁	喉 独	x-ʉ			
10	𢇁	𢇁𢇁	喉 46	ʔ-ʉ			
11	𢇁	𢇁𢇁	牙 独	k-ʷʉ			
12	𢇁	𢇁𢇁	牙118	kh-ʷʉ			
					𢇁	正歯 独	tš-ʷʉ
13	𢇁	𢇁𢇁	正歯 92	š-ʷʉ	𢇁	正歯 92	š-ʷʉ
14	𢇁	（欠）	流風160	l-ʷʉ			

以上の反切の下字を帰納すると，二つの類になる。Ⅰ類は開口韻 -ʉ を，Ⅱ類は合口韻 -ʷʉ を代表した。

反切下字Ⅰ　彖(𢧐)→祓⇄祓(𢧐)←彖　-ʉ

Ⅱ　蕪 ⇄（?）　-ʷʉ

韻図ではⅠ類の反切をもつ文字を一段目に，Ⅱ類を二段目にそれぞれ配置する。

流風音と開口韻の韻母は結び付かない。この事実は韻図の上の文字の配置によく反映されている。No. 624 で小さく書き込まれた二字が何を意味するのか，また No. 621 で kʉ〈呼び声〉が丸印に変えられているのは何故なのかよく判断し難い。

『文海雑類』には，この韻母をもつ ⁿdžʉ と ňʉ が記録されている。

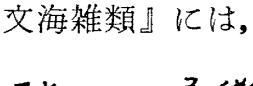

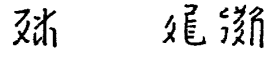

平声28韻・上声26韻の韻母と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ʉ	p- mb-	—	—	—	k- kh-	—	tš- tšh- (ⁿdž-)š-(ň-)	ʔ-x-	—
-ʷʉ	—	—	—	—	k- kh-	—	tš- š-	—	l-

これらの韻母は，軽唇音，舌頭音，舌上音，歯頭音とは全く結びつかない。

韻図29を，筆者の再構成形式によって書き改めると，つぎのようになる。

No. 620

ʔʉ	tšʉ	kʉ	○	pʉ
○	○	kʷʉ	○	○
○	šʷʉ	○	○	○
		○ ○		
		lʷʉ ○		
		kʉ（平28韻代表字）		
		kʉ（上26韻代表字）		

韻図三段目の 𢧐 は『文海』や『同音』にはないが，𢧐 𢧐 と同じ音節 šʷʉ であったと考えておく。

30. 韻図30　平声29韻・上声27韻

韻図30は，西夏語平声29韻・上声27韻の特定の音節形式を図示したものである。

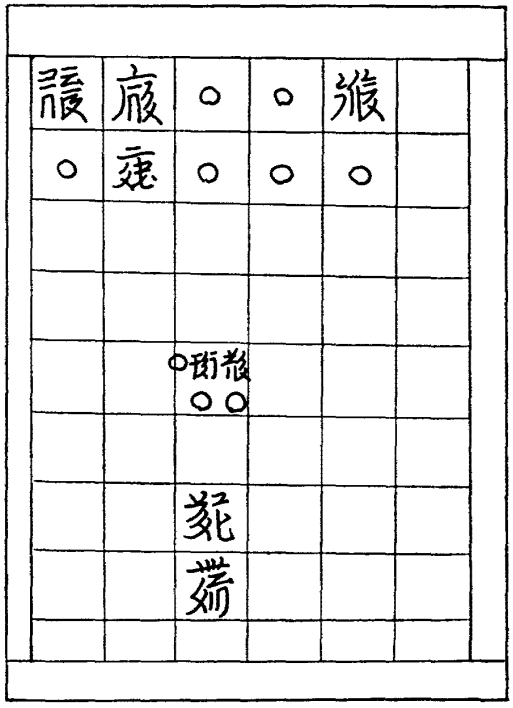

図30　平声29韻・上声27韻　No. 620

No. 620 (23a) では，第一段の重唇・軽唇音の枠，歯頭・正歯音の枠と喉音の枠に西夏字が置かれ，二段目は歯頭・正歯音にのみ文字が書かれている。五段目の流風音の枠では上列に二字西夏字が書かれるのみで上列の左側と下列左右に丸印が付けられる。No. 621 (21b) と No. 624 (12a)〔二段目の文字の下に西夏字二字が小さく書き込まれているが判読し難い〕は，No. 620 と一致する。

筆者は，平声29韻・上声27韻に韻母 -ɨɦ と -ʷɨɦ を再構成する。『文海』の反切によってその二つの韻母の弁別を確認したい。

まず『文海』平声韻各小韻の反切とそれぞれに相応すると考えられる上声韻の形式を列挙する。

		平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
29.	1	𗍊	𗅋𗢳	軽唇 17	w-ɨɦ	𗅋	軽唇 17	w-ɨɦ
	2	𗍊	𗍊𗢳	舌上 独	n_r-ɨɦ			
	3	𗍊	𗍊𗢳	正歯114	tš-ɨɦ			
	4	𗍊	𗍊𗢳	正歯113	tšh-ɨɦ	𗍊	正歯113	tšh-ɨɦ
	5	𗍊	𗍊𗅋	正歯113	tšh-ɨɦ$_2$			
	6	𗍊	𗍊𗢳	正歯 66	š-ɨɦ	𗍊	正歯 66	š-ɨɦ
	7	𗍊	𗍊𗅋	正歯 65	š-ɨɦ$_2$			
	8	𗍊	𗍊𗢳	喉 62	ʔy-ɨɦ			
	9	𗍊	𗍊𗅋	喉 62	ʔy-ɨɦ$_2$			
	10	𗍊	𗍊𗅋	流風 38	l-ɨɦ	𗍊	流風 38	l-ɨɦ
	11	𗅋	𗍊𗍊	流風 38	l-ɨɦ$_2$			

12	脩	蓐扆	流風 49	ɬ-ɨɦ	𢢽	流風 49	ɬ-ɨɦ
13	𦬊	蓐𢧢	流風 49	ɬ-ɨɦ₂			
14	𢧢	𢧢𢧢	正歯 独	tšh-ʷɨɦ			
15	𢧢	𦍒𢧢	正歯 41	š-ʷɨɦ			
16	𢧢	𢧢𢧢	軽唇 独	f-ʷɨɦ			

舌上音独字𢧢〈腰巻〉の反切上字𢧢niɦ（上10）〈聞く〉は，舌頭音類に属し，ni- の形式をもつが，舌上音 ɲ- の表記に使われている。

上記の反切の下字を帰納すると，Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ類に別れる。『文海』小韻4と5（tšh-），6と7（š-），8と9（ʔy-），10と11（l-），12と13（ɬ-）はそれぞれ『同音』（旧版）では同じ小類に属し，反切上字も同じ文字が使われているが，反切下字にⅠ類が使われるグループとⅡ類が使われるグループで対立する。このⅠ類とⅡ類の弁別が何であったのか，明瞭ではないが，Ⅰを -ɨɦ，Ⅱを -ɨɦ₂ によって書き分けておきたい。

反切下字Ⅰ　𢧢(𢧢)⇄𢧢　-ɨɦ

Ⅱ　𢧢 ⇄ 𢧢(𢧢)　-ɨɦ₂

Ⅲ　𢧢 ⇄ 𢧢(𢧢)　-ʷɨɦ

それらに対してⅢは合口韻 -ʷɨɦ であったと考えられる。『文海』の最後の小韻は，𢧢 fʷɨɦ（上）〈仏〉と𢧢 fʷɨɦ（平）〈宝〉の二字からなる。しかし，この音節形式は韻図の重唇・軽唇音の枠の二段目に記入されていない。

平声29韻・上声27韻の韻母と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ɨɦ	—	w-	—	ɲ-	—	—	tš-tšh- š-	ʔy-	l-ɬ-
-ɨɦ₂	—	—	—	—	—	—	tš-tšh- š-	ʔy-	l-ɬ-
-ʷɨɦ	—	f-	—	—	—	—	tšh-š-	—	—

この表からこれらの韻母は重唇音，舌頭音，牙音，歯頭音とは全く結び付かないことがわかる。

韻図30を筆者の再構成形式によって書き改めると，つぎのようになる。上記の小類には tšʷɨɦ は欠けるが，韻図二段目の文字は tšʷɨɦ であったと推定できる。この韻図には韻母 -ɨɦ₂ を含む形式は全く記録されていない。この韻図が作られた時には，『同音』と同じく -ɨɦ と -ɨɦ₂ はもはや弁別できなかったのかも知れない。

No. 620

ʔɨɦ	tšɨɦ	○	○	wɨɦ
○	tšʷɨɦ	○	○	○
	○	ɬɨɦ	lɨɦ	
		○	○	
		šɨɦ（平声29韻代表字）		
		šɨɦ（上声27韻代表字）		

31. 韻図31　平声30韻・上声28韻

韻図31は，西夏語平声30韻と上声28韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (23b) では，第一段はすべての枠に西夏字が書き込まれ，二段目は舌頭・舌上音，牙音，歯頭・正歯音の枠に，四段目は歯頭・正歯音の枠にのみ西夏字が置かれている。流風音には五段目と六段目を使い，前者には上列右と下列左に，後者には中央上列にそれぞれ西夏字が入っている。No. 623 (39a) はNo. 620 と一致するが，No. 624 (12b) は，流風音のところが違っている。また No. 621 は，二段目の舌頭音の文字が重唇音の枠に移り，流風音のところが簡単になって上列下列とも右側に一字づつ書かれている。 [illegible] は舌頭音の文字であるから，No. 620, No. 623, No. 624 の形が正しい。

図31　平声30韻・上声28韻 No. 620

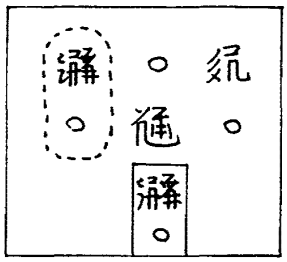

(　) のところはあとで書き込まれたもの
No. 624 五段目　六段目

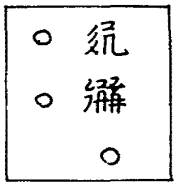

No. 621
五段目　六段目

筆者は平声30韻・上声28韻の韻母に $-\text{ɨ}$ と $-^{w}\text{ɨ}$ を再構成したが，『文海』の反切によってそれを確認したい。

まず『文海』の平声韻各小韻の反切とそれに相応すると考えられる上声韻形式を列挙する。平声30韻の小韻の数と所属字は多い。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
30. 1	夆	薮氷	重唇 93	p-ɨ			
2	雜	拼蘿	重唇 84	ph-ɨ	𢧐	重唇 84	ph-ɨ
3	𨸏	𢧐祀	重唇 17	m-ɨ	𢧐	重唇 17	m-ɨ
4	𨻰	跳氷	重唇 44	mb-ɨ			
5	祀	𢧐䕫	重唇 44	mb-ɨ			
6	刻	怩𢧐	舌頭176	t-ɨ			
7	𢧐	𦍒𢧐	舌頭 12	th-ɨ	𢧐	舌頭 11	th-ɨ
8	𢧐	𢧐祀	舌頭 12	th-ɨ			
9	𢧐	祀蘿	舌頭 52	n-ɨ	𢧐	舌頭 51	n-ɨ
10	𢧐	𢧐怩	舌頭 34	nd-ɨ	𢧐	舌頭 34	nd-ɨ
11	𢧐	𢧐䕫	舌頭 34	nd-ɨ	𢧐	舌頭 35	nd-ɨ
12	𢧐	訊氷	牙104	k-ɨ	𢧐	牙104	k-ɨ
13	𢧐	𢧐𢧐	牙 87	kh-ɨ	𢧐	牙 86	kh-ɨ
14	𢧐	𢧐䕫	牙 独	ŋg-ɨ	𢧐	牙 27	ŋg-ɨ
15	𢧐	𢧐蘿	歯頭 72	ts-ɨ			
16	怩	𢧐𢧐	歯頭101	tsh-ɨ	𢧐	歯頭101	tsh-ɨ
17	蘿	𢧐𢧐	歯頭 30	s-ɨ	𢧐	歯類 30	s-ɨ
18	𢧐	𢧐氷	喉 7	ʔy-ɨ	𢧐	喉 7	ʔy-ɨ
19	𢧐	𢧐䕫	喉 7	ʔ-ɨ	𢧐	喉 独	ʔ-ɨ
20	𢧐	𢧐刻	流風 30	hl-ɨ	𢧐	流風 30	hl-ɨ
21	𢧐	𢧐𢧐	舌頭 独	t-^{w}ɨ			
22	𢧐	𢧐𢧐	舌頭133	th-^{w}ɨ	𢧐	舌頭133	th-^{w}ɨ
23	蘿	𢧐𢧐	舌頭 74	n-^{w}ɨ	𢧐	舌頭 74	n-^{w}ɨ
24	𢧐	𢧐𢧐	牙 112	k-^{w}ɨ			
25	𢧐	𢧐𢧐	牙 97	kh-^{w}ɨ	𢧐	牙 97	kh-^{w}ɨ

26	𢇁	𦍒𢅍	牙 97	kh-^{w}ɨ			
27	𢇁	𢅍𢇁	牙125	ŋg-^{w}ɨ			
28	𢇁	𢅍𢅍	牙125	ŋg-^{w}ɨ			
29	𢇁	𢅍𢅍	齒頭 46	ts-^{w}ɨ			
30	𢇁	𢅍𢇁	齒頭 46	ts-^{w}ɨ			
31	𢅍	𢅍𢇁	齒頭 81	s-^{w}ɨ	𢅍	齒頭81-82	s-^{w}ɨ
32	𢇁	𢅍𢇁	流風123	ž-^{w}ɨ			
33	𢇁	𢅍𢇁	舌頭151	th-ɨ$_2$			
34	𢇁	𢅍𢇁	舌頭 19	n-ɨ$_2$	𢇁	舌頭 19	n-ɨ$_2$
35	𢇁	𢅍𢇁	齒頭 独	ts-ɨ$_2$			
36	𢇁	𢅍𢇁	齒頭 独	tsh-ɨ$_2$			
37	𢇁	𢅍𢇁	齒頭 89	s-ɨ$_2$			
38	𢇁	𢅍𢇁	流風153	l-ɨ$_2$	𢇁	流風153	l-ɨ$_2$

以上の反切の下字を帰納すると，三類になる。Ⅰ類は開口韻 -ɨ を，Ⅱ類はその合口韻 -^{w}ɨ を，そしてⅢ類はそれらと対立する -ɨ$_2$ を代表した。

反切下字

Ⅰ 𢇁 → 𢇁(𢇁) → 𢇁(𢇁) → 𢇁 = 𢇁 ← 𢇁 ← 𢇁(𢇁)　-ɨ

𢇁(𢇁)　𢇁　𢇁

Ⅱ 𢇁 → 𢇁 → 𢇁 → 𢇁　-^{w}ɨ

𢇁

Ⅲ 𢇁(𢇁) ⇄ 𢇁　-ɨ$_2$

反切下字Ⅰ類をもつ文字は韻図の第一段に，Ⅱ類の文字は二段目に，そしてⅢ類の文字は三段目に配置される。流風音も同じ関係になっている。

『文海』小韻4と5 (mb-)，7と8 (th-)，10と11 (nd-)，25と26 (kh-)，27と28 (ŋg-)，30と31 (s-) は，それぞれの反切下字がⅠ類またはⅡ類の中で系聯するのみではなく，反切上字もまた同一文字あるいは互に系聯する文字が使われている。

4と5　[illegible]⇄[illegible]　7と8　[illegible]⇄[illegible]　10と11　[illegible]

25と26　[illegible]　27と28　[illegible]　30と31　[illegible]⇄[illegible]

したがって，それらは当時は同一の音節であったに違いがない。そのことは『同音』でそれぞれ同じ一類に属しているところから証明できる。何故それが『文海』で別の小韻に分けられたのか，これは古い形態にもとずいた弁別であったと考えざるを得ない。『文海』の組織自体がここで矛盾しているように見えるが，筆者は，その古い形態を反映した声調の対立（平声と平去声）がこの『文海』の小韻の対立を作り出したものと推定している（cf. p. 100補注）。

流風音類には平声30韻をもつ形式に三つの対立があり，『文海』の組織にしたがって韻図に配置するとすれば，Aのようになって，No. 620の韻図と一致する。丸印の箇所を埋めて全体のあり得る音節を示すとBになる。[12]

○ [illegible]	○ li	lʷi li
[illegible] ○	žʷi ○	žʷi ži
[illegible]	li₂	li₂
○	○	lʷi₂
A	A	B

『文海雑類』には平声30韻・上声28韻をもつつぎの単語が登録されている。

[illegible]	〈敬う〉	[illegible]	〈豹〉	[illegible]	〈給する〉	[illegible]	(平30)	ⁿdzi
[illegible]	〈罪〉	[illegible]	〈密告する〉			[illegible]	(平30)	ⁿdzi₂
[illegible]	〈帝〉	[illegible]	〈部姓〉			[illegible]	(平30)	ⁿdzʷi
[illegible]	〈皮〉					[illegible]	(上28)	ⁿdži
[illegible]	〈統べる〉	[illegible]	〈歩行する〉			[illegible]	(上28)	ⁿdzʷi
[illegible]	〈親縁者〉	[illegible]	〈凡な〉			[illegible]	(上28)	tshʷi
[illegible]	〈間〉	[illegible]	〈にわかに〉			[illegible]	(上)(上28)	hli₂

平声30韻・上声28韻の三種の韻母と声母の連続関係を表示する。

(12) hl- と l- の対立は，韻図が書かれた時代には，すでになかったらしい。

韻母 ＼ 声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ɨ	p- ph- m- mb-	—	t- th- n- nd-	—	k- kh- ŋg-	ts- tsh- (ⁿdž-) s-(ⁿdz-)		ʔy- ʔ-	hl-
-ʷɨ	—	—	t-th- n-	—	k- kh- ŋg-	ts- s- (ⁿdz-)	—	—	ž-
-ɨ₂	—	—	th- n-	—	—	ts- tsh- (ⁿdz-) s-	—	—	l-(hl-)

No. 620

ʔɨ	tsɨ	kɨ	tɨ	pɨ
○	tsʷɨ	kʷɨ	tʷɨ	○
○	tsɨ₂	○	○	○
		○ lɨ		
		žʷɨ ○		
		lɨ₂		
		○		
		sɨ (平声30韻代表字)		
		sɨ (上声28韻代表字)		

これらの韻母は軽唇音，舌上音とは結び付かない。

韻図31を筆者の再構成形式によって書き改めると，左のようになる。

32. 韻図32 平声31韻

韻図32は，西夏語平声31韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (24a) では一段目は重唇音・軽唇音の枠に，二段目は重唇音・軽唇音と牙音の枠にそれぞれ西夏字一字が入っているのみで，流風音の枠も丸印が二つ書かれて西夏字はない。

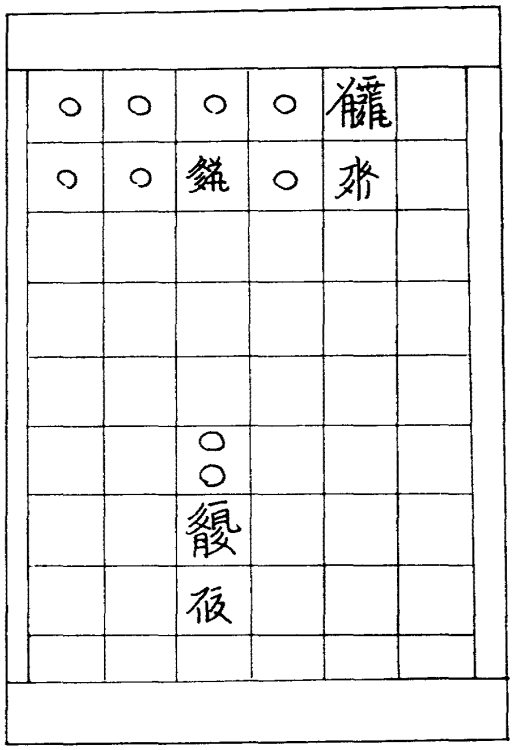

図32 平声31韻 No. 620

No. 621 (22b)，No. 624 (14a) の平声31韻の韻図も同様である。No. 623 (39b) には，流風音の丸印の両側に西夏字がそれぞれ二字書き込まれている。この書き込みを，次頁のように読みたい。

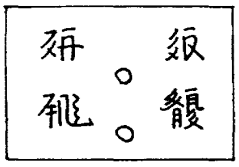

No. 623六段目

つまり流風音の音節が実際には二つあり得たことを反切で示しているのであろう (-ɯN と -ɯr は相通じた)。

〈退く〉	lɪɦ		hlĭaɦ	〈口〉
〈洗う〉	žʉr	○	nʉN	〈俄かに〉
	⇓		⇓	
	lʉr	○	hlʉN	
	(平86)		(平31)	

筆者は，平声31韻の韻母に -ʉN と -ʷʉN の二つの韻母を推定する。

まず『文海』の平声31韻の各小韻の反切を列挙しよう。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式
31. 1	疕	詼 [illegible]	重唇138	ph-ʉN
2	[illegible]	嬖 [illegible]	重唇 独	mb-ʉN
3	[illegible]	[illegible]	重唇 12	m-ʉN
4	[illegible]	[illegible]	重唇 47	m-ʉN
5	[illegible]	[illegible] 疕	舌頭 41	n-ʉN
6	[illegible]	[illegible] [illegible]	舌頭 41	n-ʉN
7	[illegible]	[illegible] [illegible]	軽唇 18	w-ʉN
8	[illegible]	[illegible] [illegible]	軽唇 18	w-ʉN
9	[illegible]	[illegible] 疕	上 軽唇 独	w-ʉN
10	[illegible]	[illegible] [illegible]	舌頭 独	n-ʷʉN
11	[illegible]	[illegible] [illegible]	平 牙 独	k-ʷʉN
12	[illegible]	[illegible] [illegible]	牙 73	ŋʷ-ʷʉN

反切のあとに上，平と注するのは，それぞれ上声韻，平声韻という意味である。

以上の反切下字を帰納すると，二類になる。

反切下字 I [illegible] → 疕 → [illegible] ⇄ [illegible] -ʉN

II [illegible] → [illegible] → 疕 -ʷʉN

Ⅰは開口韻 -ʉN を，Ⅱはその合口韻 -ʷʉN を代表し，前者は韻図第一段に，後者は第二段に配置される。韻図32の第一段重唇音の枠に書かれる [illegible] pʉN は，『文海』『同音』にはない文字で，のちに作字されたものであろう。

平声31韻に対立する上声韻は特に韻類をたててはいないが，実際にはあった。小韻9の上と注されている音節がそれである。上記反切の中で平と上の注がつ

いている関係をもう少しわかり易く示すとつぎのようになる。

蔡の反切下字に𦍒-ʉN（平）を使って上と注するから，この文字は上声韻-ʉN（上）である。その文字を反切下字とする小韻10𦍒も-ʉN（上）で上声韻である。そしてその注の中で「上声也」とことわっている。小韻12須は小韻10の文字を反切下字とするからこれも上声韻である。したがって合口韻を示す反切下字は上声韻しかない。そこで平声韻である小韻11𦍒の発音を示すのにやはり小韻10の文字（-ʷʉN（上））を使って平と注記したのである。

蔡　wʉN　（上）　〈降す〉　　𦍒　phʉN　（平）　〈級〉

𦍒　nʷʉN　（上）　〈嘴〉　　𦍒　kʷʉN　（平）　〈鼾〉

須　ŋʷʉN　（上）　〈呪〉

最後の文字〈呪文〉には，『掌中珠』の漢字表記魚各やチベット文字表記bngu，ngu からŋɣʉN を推定して来たが，その形は合口韻ŋʷʉN で実際の音声形式が［ŋɣʉN］に近かったことを示している（p. 78 参照）。

『文海雑類』には hl- をもつ音節が記録されている。

𦍒　貢𦍒　（平31）〈皮をまる剥ぎにする〉　hlʉN　（平）

平声31韻の韻母と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ʉN	(p-)ph-m-mb-	w-	n-	—	—	—	—	—	(hl-)
-ʷʉN	—	—	n-	—	k-ŋʷ-	—	—	—	—

No. 620

○	○	○	○	pʉN
○	○	kʷʉN	○	wʉN
		○		
		○		
		nʉN（平声31部代表字）		
		平（声）		

この韻母は舌上音，歯頭音，正歯音，喉音とは結び付かなかった。

韻図32を筆者の再構成形式で書き改めると，左のようになる。

33. 韻図33　平声32韻・上声29韻

韻図33は，西夏語平声32韻と上声29韻の特定の音節形式を図示したものである。

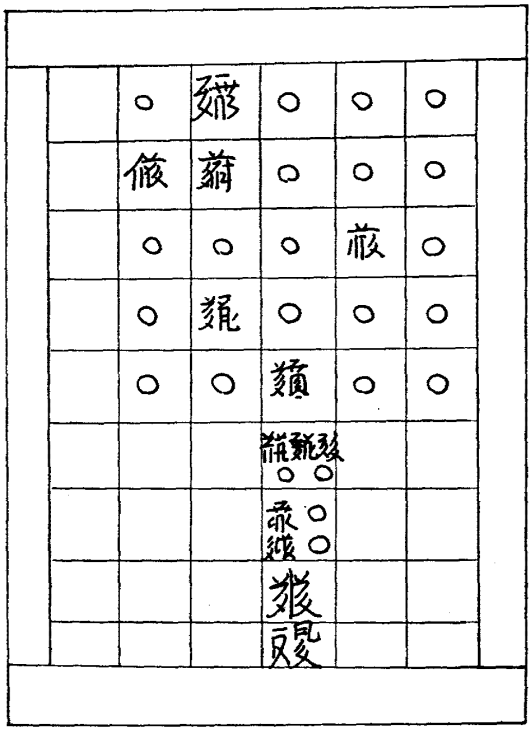

図33　平声32韻・上声29韻 No. 620

No. 620 の韻図33 (24b) は，上から五段が使われるほか流風音に二段あてられている。一段目には歯頭・正歯音の枠，二段目は歯頭・正歯音と喉音の枠に，三段目は舌頭・舌上音の枠に，四段目は，歯頭・正歯音に，五段目は牙音の枠にそれぞれ西夏字が一字書かれている。流風音には，六段目上列に三字西夏字が並び

No. 624　六・七段目

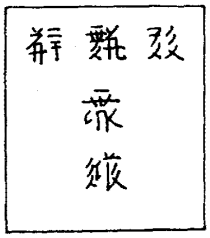

No. 621　六・七段目

その下に二つ丸印が置かれ，七段目は上列下列とも左側に文字，右側に丸印がある。No. 623 は No. 620 と一致するが，No. 624 は流風音のところが異り，No. 621 も同じように流風音の個処が違っていて，丸印が付けられていない。筆者は平声32韻・上声29韻の韻母として -iN と -ʷiN を推定した。それを反切によって確認したい。

まず『文海』の平声韻各小韻の反切をあげ，それに相応すると考え得る上声韻形式を列挙する。

		平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
32.	1	𗍊	𗍊𗍊	牙166	$k\text{-}^{w}iN_2$			
	2	𗍊	𗍊𗍊	牙 54	$kh\text{-}^{w}iN_2$	𗍊	牙 54	$kh\text{-}^{w}iN_2$
	3	𗍊	𗍊𗍊	流風	$ł\text{-}^{w}iN_2$			
	4	𗍊	𗍊𗍊	流風162	$ž\text{-}^{w}iN_2$			
	5	𗍊	𗍊𗍊	正歯(新)88	tš-iN	𗍊	正歯 独	tš-iN

6	𢧵	𢧵	正歯 独	tšh-ɨN			
7	𢧵	𢧵	正歯 独	š-ɨN	𢧵	正歯101	š-ɨN
8	𢧵	𢧵	正歯 独	tš-ʷɨN	𢧵	正歯 独	tš-ʷɨN
9	𢧵	𢧵	正歯 86	š-ʷɨN			
10	𢧵	𢧵	喉 68	ʔ-ʷɨN			
11	𢧵	𢧵	流風 93	l-ɨN			
12	𢧵	𢧵	重唇 独	ph-ɨN₂			
13	𢧵	𢧵	重唇 独	mb-ɨN₂			
14	𢧵	𢧵	重唇 31	m-ɨN₂	𢧵	重唇 32	m-ɨN₂
15	𢧵	𢧵	舌頭 独	t-ɨN₂			
16	𢧵	𢧵	舌頭 独	th-ɨN₂			
17	𢧵	𢧵	舌頭104	nd-ɨN₂	𢧵	舌頭104	nd-ɨN₂
18	𢧵	𢧵	舌頭182	n-ɨN₂			
19	𢧵	𢧵	舌頭 独	hn-ɨN₂	𢧵	舌頭131	hn-ɨN₂
20	𢧵	𢧵	舌頭 独	hn-ɨN₂			
21	𢧵	𢧵	牙158	kh-ɨN₂			
22	𢧵	𢧵	牙 24	ŋg-ɨN₂	𢧵	牙 24	ŋg-ɨN₂
23	𢧵	𢧵	牙 24	ŋ-ɨN₂			
24	𢧵	𢧵	歯頭133	tsh-ɨN₂			
					𢧵	歯頭 30	s-ɨN₂
25	𢧵	𢧵	流風 ?	l-ɨN₂			
26	𢧵	𢧵	流風 89	hl-ɨN₂			
27	𢧵	𢧵	流風 90	hl-ɨN₂	𢧵	流風 90	hl-ɨN₂
28	𢧵	𢧵	歯頭 独	s-ʷɨN₂			
29	𢧵	𢧵	歯頭 独	ts-ʷɨN₂			
					𢧵	流風(?)	(?)-ʷɨN₂

平声32韻の所属字は多く，小韻も30類近くある。上記の反切の下字を帰納すると，五類に別れる。Ⅰ類は開口韻 -ɨN，Ⅱ類はその合口韻 -ʷɨN，Ⅲ類はそれらと対立する -ɨN₂，Ⅳ類はその合口韻 -ʷɨN₂ であり，Ⅴ類は歯頭音に限って結び付きⅣ類と補い合っていると考えられるから，それも -ʷɨN₂ を代表している

と推定できる。

反切下字 Ⅰ 𢧐(𢧐)→𢧐⇄𢧐 -iN

Ⅱ 𢧐⇄𢧐 -wiN

Ⅲ 𢧐→𢧐⇄𢧐←𢧐 -iN₂

Ⅳ 𢧐⇄𢧐 -ʷiN₂

Ⅴ 𢧐⇄𢧐 -ʷiN₂

反切下字Ⅰ類をもつ文字は，韻図の一段目に，下字Ⅱ類は二段目と四段目に，Ⅲ類は三段目に，Ⅳ類は五段目にそれぞれ配置されている。反切下字Ⅴ類をもつ文字は韻図にはない。

流風音では，六段目上列は右側がⅠ類に，中央と左側はⅢ類に，七段目左側下列上列の文字はⅣ類に，それらの文字の反切下字はそれぞれ所属している。

この韻母をもつ単語を若干あげておこう。

𢧐 kʷiN₂ 〈色を種々混ぜ合わす〉

𢧐 khʷiN₂ 〈研ぐ，尖らせる〉 cf. Wr.B *khywan-* 〈尖らせる〉

𢧐 ɬʷiN₂ 〈めぐる〉 cf. Wr.B *hlaň³-* 〈廻る，廻す〉

𢧐 tšiN 〈次〉

𢧐 tšʷiN 〈酸っぱくする〉 cf. Wr.B *khyaň-* 〈酸っぱい〉

𢧐 hniN₂ 〈二〉 cf. Wr.B *hnac* 〈二〉

𢧐 ngiN₂ 〈九〉 cf. Wr.B *kou²* 〈九〉

𢧐 liN₂ 〈ふいご〉 𢧐𢧐 lifi- liN₂ 〈ふいご〉

𢧐 hliN₂ 〈狼〉 cf. Wr.B *waṁ pu lwei* 〈狼〉

𢧐 hliN₂ 〈重い〉 cf. Wr.B *lei²* 〈重い〉

𢧐 sʷiN₂ 〈思う〉 cf. Wr.B *caň²- ca²-* 〈考える〉

韻図の流風音類の配置は，No. 620・623 ではつぎのようになる。No. 624・621 も基本的にはこれと変らず，いずれも『文海』における小韻の弁別と合致している。

hlɨN₂	lɨN₂	lɨN
○	○	
ɬʷɨN₂	○	
ʒʷɨN₂	○	

No. 620・623

『文海雑類』に音注が三字つく文字がある。𗍫 𗍫𗍫𗍫 〈壁〉。この音注の三字は ⁿdziɦ (平11) lʷɨ̣ (平69) sʷɨN₂ (平32) で，この文字が ⁿdzʷɨ̣ (平69) または ⁿdzʷɨN₂ (平32) のどちらで読んでもよかったことを示すのであろう。この〈壁〉を意味する文字は『掌中珠』で尼卒の漢字表記をもっている。同じ小類に属する〈舟〉〈わき〉にも同一の音節形式を与えることができる。𗍫 〈舟〉 𗍫 〈わき〉 ⁿdzʷɨ̣～ⁿdzʷɨN₂

また，『文海雑類』 𗍫 𗍫𗍫 (上29) 〈習う〉 も sɨN₂ である。『同音』(旧版24類，新版独字) cf. Wr.B *sang-/θin-/* 〈学ぶ〉

『文海』小韻19と20は共に nɨN₂ であり，小韻26と小韻27は共に hlɨN₂ であって，それぞれ反切上字は同一の文字であり，反切下字は互いに系聯する。これを二つの小韻に分けたのは古い形態の弁別を反映する声調の相違であった。小韻20と27は，平去声であったのであろう。

『同音』歯頭音類30は，旧版では8字からなり，平声30韻・上声29韻・上28韻を含んでいる。新版『同音』ではそれに該当する文字は新39類，40類と独字の三類に分割され，それぞれ平声30韻（2字）上声28韻（5字）上声29韻（独字）にまとめられていて，『文海』の組織と合致する。

旧版	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	(歯頭30)
	平30	上29	上28	平30	上28	上28	上28	上28	
新版	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	𗍫	
	平30	平30	上28	上28	上28	上28	上28	上29	
	新39類		新40類					独字	
	si (平)		si (上)					siN₂	

この歯頭音類小類30における扱い方は当時の西夏語で sɨ と sɨN₂ が相通した事実を示している。

つぎに平声32韻・上声29韻の韻母と声母の連続関係を表示する。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ɨN	—	—	—	—	—	—	tš-tšh- š-	—	l-
-ʷɨN	—	—	—	—	—	—	tš-š-	ʔ-	—
-ɨN₂	ph-mb- m-	—	t-th- nd-n- hn-	—	kh-ŋg- ŋ-	tsh- s-	—	—	hl-l-
-ʷɨN₂	—	—	—	—	k-kh-	ts-s- (ⁿdz-)	—	—	hl-ɬ-ž-

韻図33を筆者の再構成形式によって書き改めると，つぎのようになる。韻類代表字は，平声韻が『同音』旧版108，新版188小類に属し，上声韻は旧版104，新版108小類に所属する。両者は対立する初頭音をもっていた。

○	tšɨN	○	○	○
ʔʷɨN	tšʷɨN	○	○	○
○	○	○	tɨN₂	○
○	šʷɨN	○	○	○
○	○	kʷɨN₂	○	○

hlɨN₂　lɨN₂　lɨN

○　○

ɬʷɨN₂　○

žʷɨN₂　○

nɨN₂　(平声32韻代表字)

ndɨN₂　(上声29韻代表字)

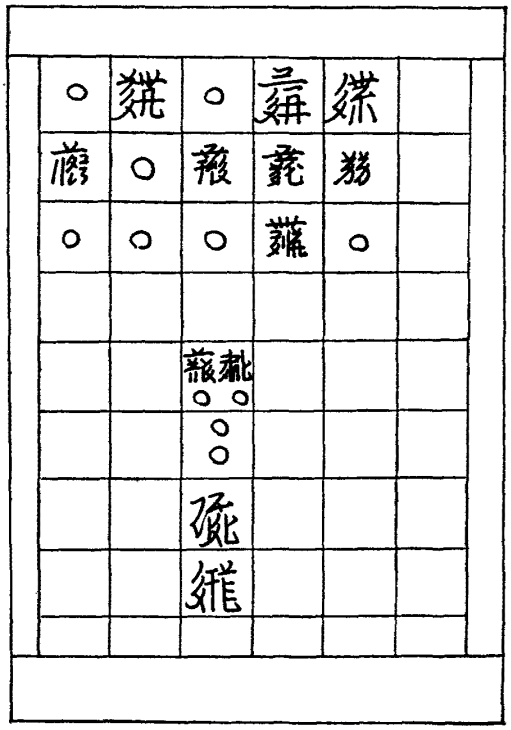

図34　平声33韻・上声30韻 No. 620

34.　韻図34　平声33韻・上声30韻

韻図34は，西夏語平声33韻と上声30韻の特定の音節形式を図示したものである。No. 620 (25a) では，韻図第一段は重唇・軽唇音，舌頭・舌上音，歯頭・正歯音の枠に，二段目は，重唇・軽唇音，舌頭・舌上音，牙音と喉音の枠に，三段目は舌頭・舌上音の枠にそれぞれ西夏字が記入され，そのほかの枠には丸印がついている。流風音の枠には，五段目上列左右に西夏字が二字あり，下列左右と六段目中央上下に丸印が書かれている。

No. 623 (36b), No. 624 (16a), No. 621 (23b) および No. 7192 いずれも同じ形をとる。

筆者は，平声33韻・上声30韻の韻母として開口韻 -ε と合口韻 -^{w}ε を再構成した。その二つを反切によって確認したい。

まず『文海』平声33韻の各小韻の反切とそれらに相応すると考えられる上声韻形式を列挙する。

	平声韻小韻代表字	『文海』反切	『同音』所属小類	再構成形式	上声韻小韻代表字	『同音』所属小類	再構成形式
33. 1	[illegible]	[illegible]	軽唇 15	w-ε	[illegible]	軽唇 15	w-ε
2	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	t-ε			
3	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	th-ε			
4	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	nd-ε	[illegible]	舌頭139-140	nd-ε
5	[illegible]	[illegible]	牙 独	kh-ε			
6	[illegible]	[illegible]	歯頭 75	ts-ε	[illegible]	歯頭 75	ts-ε
7	[illegible]	[illegible]	歯頭121	tsh-ε	[illegible]	歯頭 独	tsh-ε
8	[illegible]	[illegible]	歯頭 66	s-ε			
9	[illegible]	[illegible]	喉 75	x-ε	[illegible]	喉 75	x-ε
10	[illegible]	[illegible]	流風 65	l-ε	[illegible]	流風 65	l-ε
11	[illegible]	[illegible]	流風 65	l-ε	[illegible]	流風 独	l-ε
12	[illegible]	[illegible]	重唇 94	p-^{w}ε			
13	[illegible]	[illegible]	重唇 87	ph-^{w}ε	[illegible]	重唇 87	ph-ε
14	[illegible]	[illegible]	重唇 57	m-^{w}ε	[illegible]	重唇 29	m-^{w}ε
15	[illegible]	[illegible]	重唇119	mb-^{w}ε	[illegible]	重唇119	mb-^{w}ε
16	[illegible]	[illegible]	重唇119	m-^{w}ε			
17	[illegible]	[illegible]	舌頭169	t-^{w}ε			
18	[illegible]	[illegible]	舌頭 独	nd-^{w}ε			
19	[illegible]	[illegible]	牙132	k-^{w}ε			
20	[illegible]	[illegible]	牙 独	kh-^{w}ε	[illegible]	牙 独	kh-^{w}ε
					[illegible]	牙 94	ŋ^{w}-^{w}ε
21	[illegible]	[illegible]	歯頭 独	tsh-^{w}ε			
22	[illegible]	[illegible]	歯頭 76	s-^{w}ε			

23	𢧐	緣𩣡	歯頭 独	s-$^{w}\varepsilon$			
					𢧐	喉 独	x-$^{w}\varepsilon$
24	𢧐	𢧐𢧐	喉 10	ʔ-$^{w}\varepsilon$	𢧐	喉 10	ʔ-$^{w}\varepsilon$
25	𢧐	𢧐𢧐	喉 10	ʔ-$^{w}\varepsilon$			
26	𢧐	𢧐𢧐	舌頭 独	th-ε_2			
27	𢧐	緣𢧐	歯頭 独	s-ε_2	𢧐	歯頭 独	s-ε_2
28	𢧐	𢧐𢧐	流風 独	l-$^{w}\varepsilon$			

さて，上記の反切下字を帰納すると，つぎの三類になる。

反切下字 Ⅰa ┌𢧐 → 𢧐 → 𢧐┐ b 𢧐(𢧐) ⇄ 𢧐 -ε

Ⅱa 𢧐 → 𢧐(𢧐) → 𢧐 → 𢧐(𢧐) ⇄ 𢧐

b 𢧐 ⇄ 𢧐(𢧐) c 𢧐 ⇄ 𢧐 -$^{w}\varepsilon$

Ⅲ 𢧐 ⇄ 𢧐 -ε_2

Ⅰ類のaとb，そしてⅡ類のaとbとcは，声母と相補的な配分関係をもってはいるが，直接系聯しない変例として扱うことができる。

Ⅰ類は開口韻 -ε を，Ⅱ類は合口韻 -$^{w}\varepsilon$ を，Ⅲ類はそれらと対立する -ε_2 をそれぞれ代表し，韻図ではⅠ類の反切下字をもつ文字は一段目，Ⅱ類の反切下字は二段目に配置される。ただ重唇音の 𢧐 pε は，韻図では一段目に置かれて開口韻であることを示すが，実際には円唇性が強かった［p$^{w}\varepsilon$］であったためか，『文海』の反切では Ⅱa 類の合口韻の反切下字が使われている。それと対照的に，軽唇音 𢧐 wε は，『文海』では開口韻の反切下字（Ⅰa）が使われるが，韻図では二段目合口韻のところに置かれる。あるいは韻図では軽唇音の字があるために，重唇音合口韻を，仮りに開口韻の位置に置いたのかも知れない。ここでは『文海』の反切にしたがって解釈しておく。

軽唇音と喉音の合口韻はつぎのように対立したと考えられる。

𢧐［wε］〈観る〉 反切下字 𢧐（開口） 韻図二段目

𢧐［ʔ$^{w}\varepsilon$］〈戦争〉 𢧐（合口） 韻図二段目

開口韻と合口韻の対立は，流風音でははっきりと示され，前者は韻図五段目の右側，後者は左側に置かれる。

疏 lε 〈部姓〉　　反切下字 [illegible] （開口） 韻図五段目 右

[illegible] $l^{w}\varepsilon$ 〈金持，漢人の姓〉　　[illegible] （合口） 韻図五段目 左

この韻類の音節には，流風音は一種類 l- のみに限られる。

Ⅲ類の反切下字をもつ文字は，『文海』では平声韻2字（と上声韻一字）のみで，韻図三段目舌頭音の枠に記入される文字 [illegible] (No. 7192 では [illegible]）は，『同音』にも『文海』にも登録されていない。しかし，韻図三段目は，反切下字Ⅲ類をもつ文字の列と考えられるから，その文字は $t\varepsilon_2$ を表記した後代のものであろうと推定できる。

[illegible] $th\varepsilon_2$（平）

[illegible] $s\varepsilon_2$（平）

[illegible] $s\varepsilon_2$（上）

『文海』の小韻のたて方は，新版『同音』の小類と合致し，旧版『同音』と合わないことは，今までにも考察した。この平声33韻・上声30韻に関しては，旧版の重唇音 119 小類と喉音10小類，そして流風音 65小類に，『同音』の小類のたて方に，旧版と新版の間でかなりの異動が認められる。

重唇音 119類

旧版『同音』　[illegible] [illegible] [illegible] [illegible]　4字一類
平33　上30　平33　平33

新版『同音』　[illegible]。[illegible] [illegible] [illegible]　独字と2字一類
独字　独字

『文海』　[illegible] [illegible] [illegible] [illegible]
独　独　2字小韻
平33　上30　平33
反切下字合口　反切下字開口
$mb^{w}\varepsilon$　$mb^{w}\varepsilon$　$m\varepsilon$

したがって，旧版『同音』では $mb^{w}\varepsilon$ と $m\varepsilon$ を同じ小類に同居させていたことになる。

喉音小類 10

旧版『同音』　[illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible]　6字一類

新版『同音』　[illegible]　[illegible]　[illegible]　2字づつ三類

『文海』『文海宝韻』[illegible]　[illegible]　[illegible]

平33(合口)　上30(合口)　平33(合口)

この2字三類の音形式は，いずれも［ʔwɛ］であったが，『文海』における小韻のたて方は，それらの声調の相違を反映して三類に弁別したのではないかと考えられる。

[illegible]　：　[illegible]　：　[illegible]

ʔʷɛ（平声）　ʔʷɛ（上声）　ʔʷɛ（平去声）

韻図では，はじめの文字のみ喉音合口韻の位置に記入されている。

流風音類小類 65

旧版『同音』　[illegible]

12字一類

新版『同音』　[illegible]　9字一類と2字一類

『文海』『文海宝韻』[illegible]

平33独　上30

平33

『文海』（『文海宝韻』）小韻のたて方の根拠はやはり声調の違いにあって，平声，上声，平去声の対立を反映しているものと推定できる。

[illegible]　：　[illegible]　：　[illegible]

lɛ（平声）　lɛ（上声）　lɛ（平去声）

韻図では，平声の lɛ のみが記入されている。

牙音類鼻音 ŋʷ- と連続する合口韻は上声韻に限られる。[illegible] ŋʷɛ（上）〈和合

する，会う〉。『掌中珠』で，その文字は漢字 宜会 で表音されるが，それは $ŋ^{w}ε$ の実際の発音［ŋɣε］の表記を意図したものであろう（cf. p. 78, p. 90）。この単語は，漢語からの古い借用語であったかも知れない。

『文海雑類』に平声33韻の反切下字をもつ文字が一字ある。

能　　𢧐𢧐（平33類開口）〈病気〉

この反切から，この文字には $^{n}dzε$ を再構成できる。

平声33韻・上声30韻の韻母と声母の連続関係を表示する。この韻母には舌上音および正歯音と連続する音節がなかったことがわかる。

韻母＼声母	重唇	軽唇	舌頭	舌上	牙	歯頭	正歯	喉	流風
-ε	—	w-	t-th- nd-	—	kh-	ts-tsh- (^{n}dz-)s-	—	x-	l-
-^{w}ε	p-ph- m-mb-	—	t-nd-	—	k-kh- ŋ^{w}-	tsh-s-	—	ʔ-x-	l-
-ε$_2$	—	—	(t-)th-	—	—	s-	—	—	—

韻図34を，筆者の再構成形式にしたがって書き改めると，つぎのようになる。

No. 620

○	tsε	○	tε	p^{w}ε
ʔ^{w}ε	○	k^{w}ε	t^{w}ε	wε
○	○	○	tε$_2$	○
	l^{w}ε	lε		
	○	○		
		○		
		○		
		xε（平声33韻代表字）		
		xε（上声30韻代表字）		

［補注］

筆者は，本稿注(2)の文献において書いたように，kh- th- ph- tsh- s- などの二系列は high register と low register を代表していて，後者が平去声の調値をとったものと考えている。その系列は，古い有声初頭音が無声（出気）音化した形で，以前の無声音と有声音の対立が消失した代償としてこの声調があらわれたのであろう。しかし，mb- nd- ŋg- などを初頭音とする音節では，たとえば末尾子音の消失など別の要因の可能性を想定しなければならない。『文海』が編纂された時代には，平去声は，平声と上声に対立した独立の調類としては把握されなかったが，実質上は各韻類内部の小韻の設定において弁別されたものと考えたい。しかし，この問題はなお検討する必要がある。

（未完）